

URUMA CITY

第2次うるま市総合計画

The 2nd master Plan of Uruma City

基本構想
前期基本計画



沖縄県うるま市



第2次うるま市総合計画

The 2nd master Plan of Uruma City

基本構想
前期基本計画



The 2nd master Plan of Uruma City





ごあいさつ

うるま市長
島袋俊太
しまぶく としお

平成19年度に策定した「うるま市総合計画」が平成28年度で終了になることから、このたび平成29年度からの10年間を計画期間とする「第2次うるま市総合計画」を策定いたしました。

我が国では、少子高齢化の急速な進展や本格的な人口減少社会の到来、社会経済のグローバル化、東日本大震災や熊本地震などの大規模災害への対応など、国と地方自治体を取り巻く情勢は大きく変化しています。

これらを踏まえ本計画では、本市の厳しい行財政状況を勘案し、限りある財源、人材、公共施設等の効果的な活用、市政運営の効率性と透明性を高めるとともに、多様化する市民ニーズへの対応や、各種課題の解決にあたっては、自治会や地域活動団体及び民間事業者の皆様と行政が一体となった「市民協働によるまちづくり」を進めてまいります。

また、安心して子育てできる環境の整備、雇用の場の確保や就業機会の拡大を図るための人材育成など、本市の抱える課題の解決に向け、各施策の取り組みを推進し、魅力のある快適で住みよい都市の形成に努めてまいります。

結びに、本計画の策定に際し、「うるま市総合計画策定評価委員会」の委員の皆様をはじめ、「市民まちづくり会議」や「市民アンケート」などを通して、貴重なご意見を寄せていただきました皆様と関係各位に対し、心から感謝を申し上げるとともに、本市の将来像である「愛してます 住みよいまち うるま」の実現に向け、より一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



うるま市の「花」
サンダンカ



うるま市の「木」
リュウキュウコクタン



うるま市の「花木」
ユウナ



The 2nd master Plan of Uruma City

CONTENTS 目次

第1編 はじめに

第1章 計画策定にあたって	02
①計画策定の背景と意義	02
②計画の位置づけ	03
③計画の構成と期間	04
④計画の推進に向けて	05
⑤うるま市の概況	06

第2章 計画策定において踏まえるべき視点	12
①時代の潮流	13
②まちづくりへの市民ニーズ	15
③まちづくりの重要課題	17

第2編 基本構想

第1章 まちづくりの基本理念	22
第2章 うるま市の将来像とまちづくりの基本目標	23
①将来像	23
②まちづくりの基本目標	24
③主要指標の見通し	28
第3章 将来土地利用の方針	30

第3編 前期基本計画

第1章 前期基本計画について	34
第2章 施策体系	36
第3章 基本目標別施策	41

基本目標 みんなで支えあう 1 健やかなまちづくり

1. 地域福祉	44
2. 生活困窮対策・生活保護	47
3. 障がい者福祉	50
4. 国民健康保険	54
5. 高齢者福祉・介護保険	57

基本目標 子どもがいきいきと 2 育つまちづくり

1. 母子保健	62
2. 子育て支援	66
3. 保育	70

基本目標 まちの活力を 3 生み出す産業づくり

1. 農林水産業	74
2. 商工業	79



3. 観光 82

4. 雇用促進・就業支援 85

5. 企業立地 89

5. 生涯学習 137

6. 生涯スポーツ・スポーツ振興 141

7. 芸術・文化 144

8. 歴史・文化財 147

基本目標 自然と調和した快適で
4 暮らしやすいまちづくり

1. 土地利用 94

2. 公共交通 97

3. 道路・河川・排水路 100

4. 公園・緑地 104

5. 景観づくり 107

6. 住環境 110

7. 循環型社会・環境保全 113

8. 上水道 117

9. 下水道等 120

1. 防犯・交通安全 152

2. 防災・減災 155

3. 消防・救急 159

4. コミュニティ・市民生活 163

5. 男女共同参画 167

6. 広報・広聴 171

7. 行財政運営 174

8. 公共施設マネジメント 178

基本目標 郷土に誇りをもち
5 未来を拓く人づくり

1. 幼児教育 124

2. 学校教育 127

3. 学校教育施設 131

4. 青少年健全育成 134

第4章 分野横断施策

1. 健康づくり 185

2. 子どもの貧困対策 191

3. 島しょ地域振興 196

参考資料 203



The 2nd master Plan of Uruma City

第1編

はじめに

第1章

計画策定にあたって

- ① 計画策定の背景と意義
- ② 計画の位置づけ
- ③ 計画の構成と期間
- ④ 計画の推進に向けて
- ⑤ うるま市の概況

第2章

計画策定において踏まえるべき視点

- ① 時代の潮流
- ② まちづくりへの市民ニーズ
- ③ まちづくりの重要課題

第1章 計画策定にあたって

① 計画策定の背景と意義

うるま市は、金武湾と中城湾に面し、太平洋に延びる勝連半島と、その沖合の有人・無人の8つの島々や、自然海浜、さらに石川の丘陵地の自然植生を有するなど、美しい風景と豊かな自然環境に恵まれたまちです。

また、「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の



一つである勝連城跡をはじめ、貴重な歴史遺産や文化財が数多く保存されているほか、各地域のエイサー・闘牛・獅子舞などの伝統文化が、親から子へ、子から孫へ脈々と受け継がれています。

本市は2005(平成17)年4月に4市町が合併し、風光明媚な自然環境や、個性豊かな伝統芸能・文化、豊かな農畜水産物などの地域資源を生かしながら、健康で安心して暮らせる、安らぎと潤いに満ちたまちづくりを市民と協働して取り組んできました。

4市町の合併から、これまで「うるま市は一つ」を合言葉に市民のたゆまぬ努力とまちづくりへの情熱によって、うるま市としての礎を築いてきましたが、これからは新たな時代の潮流を踏まえ、沖縄県の中部圏域をリードするまちとして、未来へ向け大きく羽ばたく時期となっています。

このような新たな飛躍の時期を迎える本市のこれから10年を展望するビジョンとして、市民が互いに支えあい協働によるまちづくりを実践し、誇りと愛着を持てる魅力あるまちの実現に向け、未来を拓く「第2次うるま市総合計画(基本構想・前期基本計画)」を策定します。

計画策定の背景(補足) ···

- 総合計画の策定については、これまで地方自治法第2条第4項に基づき、「基本構想」を議会の議決を経て定めることとなっていましたが、国の地域主権改革の下、「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務はなくなりました。
- しかし、総合計画は、本市の最上位計画であるとともに本市のまちづくりの根幹をなすものであることから、引き続き総合計画を策定しました。



②計画の位置づけ

第2次うるま市総合計画は、うるま市の最上位計画であるとともにまちづくりの根幹をなすものです。

そのため、本市の特性や課題、時代の流れなどを見極めながら、将来どのようなまちにしていくのか、そのときの主体や役割、計画の基本的な考え方について、総合的・体系的に取りまとめています。



合併前に策定された新市建設計画は、2005(平成17)年度から2020(平成32)年度までの計画期間となっており、同計画に位置付けられた事業に合併特例債が活用できる重要な計画となっています。

総合計画の推進にあたっては、新市建設計画との整合を図りながら、各施策や事業を進めていきます。

第1編

③計画の構成と期間

第2次うるま市総合計画は「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」から構成されます。それぞれの役割と計画期間は次のとおりです。

基本構想

基本構想は、本市のまちづくりの基本理念・将来像・基本方針を定めた10年間の指針です。

計画期間 2017(平成29)～2026(平成38)年度

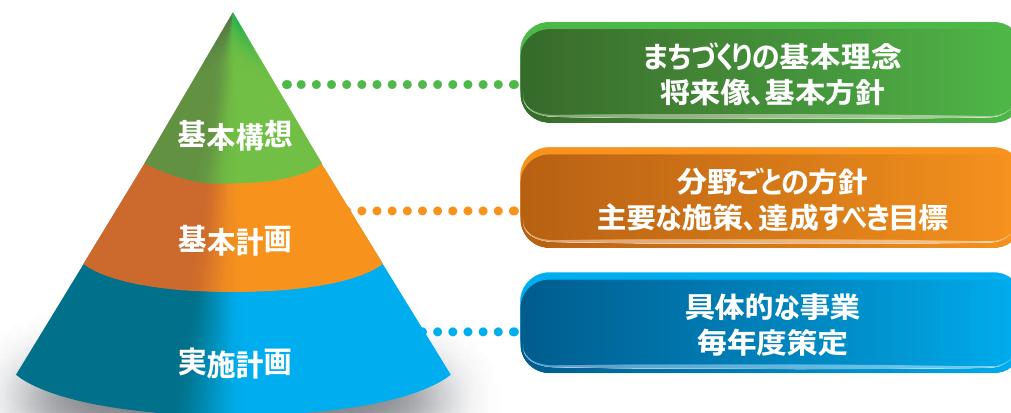
基本計画

基本計画は、基本構想を実現するための分野ごとの方針や主要な施策、達成すべき目標を定めた計画です。

計画期間 前期:2017(平成29)～2021(平成33)年度
後期:2022(平成34)～2026(平成38)年度

実施計画

実施計画は、基本計画で定めた施策について、行財政などに配慮しつつ具体的な事業を示した計画です。計画期間は3年間ですが、毎年度事業の評価等を行い、見直しを行います。



2017
(平成29)年度

2021
(平成33)年度

2026
(平成38)年度

基本構想

前期基本計画

後期基本計画

実施計画

実施計画

実施計画

実施計画



④計画の推進に向けて

国や地方自治体の財政状況は、少子高齢社会や人口減少社会を迎えるますます厳しくなることが予想されます。

そのような中、行政に対する市民ニーズの多様化と高度化、そして社会経済情勢の変化による新たな行政課題に対応していくためには、限られた行政資源(財源・資源・人材等)を有効に活用していくことがなお一層求められてきます。

そのため、まちづくりの各種指標の目標達成に向けて、施策の進捗管理に伴う行政経営マネジメントの構築を進めるとともに、その内容を市民に公開し、透明性を高めることが重要です。

今後も引き続き、限られた行政資源を効果的に結びつけ、行政経営マネジメントに基づき、将来像の実現に向け計画的に事業を進めていきます。



第1編

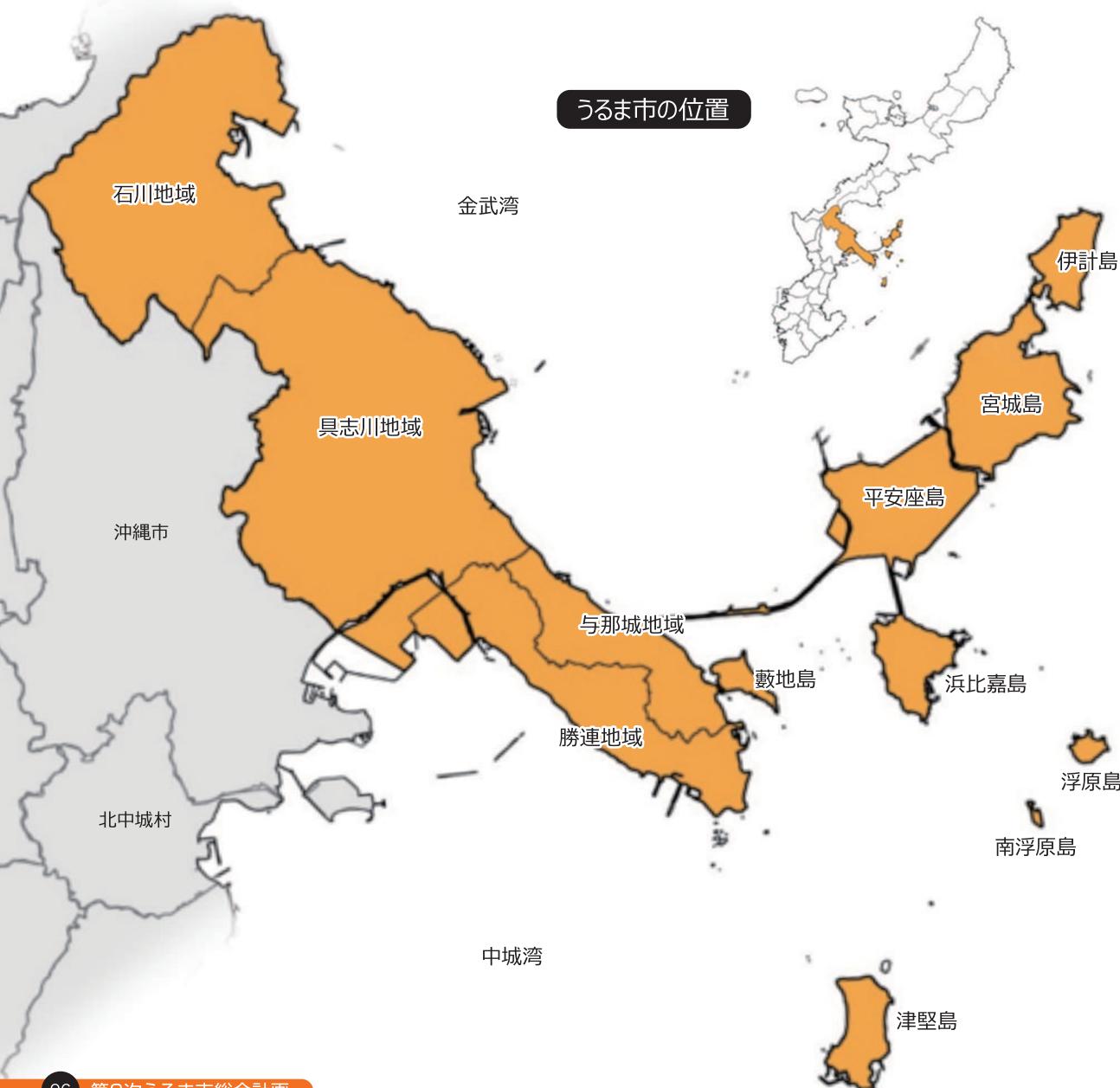
⑤うるま市の概況

①位置・地勢

うるま市は、総面積が87.01km²(国土地理院 2015(平成27)年)で、沖縄本島中部の東海岸に位置し、県都那覇市から約28kmの距離にあります。東に金武湾、南に中城湾の両湾に面しています。

丘陵地の広がる石川地域と金武湾及び中城湾の両湾に接する具志川地域・勝連半島の地勢に加え、東方海上には有人・無人の8つの島々があり、伊計島・宮城島・平安座島・浜比嘉島・藪地島の5島は海中道路や架橋によって結ばれています。

また、沖縄本島中部で唯一の有人離島である津堅島があります。





②沿革

貝塚時代から琉球王国時代、明治の琉球処分、太平洋戦争後のアメリカ統治時代、そして本土復帰を果たし沖縄県へと、時代の潮流によって激動の歴史を刻み、平成の市町村大合併によりうるま市が誕生するまでを以下に示します。

琉球史	具志川	石川	勝連	与那城
貝塚時代	<ul style="list-style-type: none">貝塚時代のアクセサリーが豊富な「地荒原貝塚」九州の弥生人との交流が活発であった「宇堅貝塚」	<ul style="list-style-type: none">約3,500年前の貝塚が発見された「伊波貝塚」	<ul style="list-style-type: none">約3,500年前の土器の文様を彫り込んだ線刻石板が見つかった「平敷屋トウバル遺跡」	<ul style="list-style-type: none">9,000年以上前の土器や骨、貝殻がみつかった「藪地洞穴遺跡」貝塚時代の人々が暮らす集落であった「仲原遺跡」「シヌグ堂遺跡」
グスク時代	<ul style="list-style-type: none">外側と内側に二重の石垣を持つ輪郭式の「安慶名グスク」が築かれる具志川間切	<ul style="list-style-type: none">「伊波グスク」が築城され、按司は安慶名グスクや勝連グスクに一族を送り、一大勢力となる越來間切（現沖縄市）に含まれる	<ul style="list-style-type: none">12-13世紀頃に「勝連グスク」が築城される。活発な海外との交易により発展し、その繁栄は日本の京都や鎌倉に例えられる勝連間切	<ul style="list-style-type: none">勝連間切に含まれる
第一尚氏王統				
第二尚氏王統	前期		1458年 護佐丸・阿麻和利の乱で王府に攻められ勝連グスク落城	
後期		<ul style="list-style-type: none">琉球最古の歌謡集「おもうさうし」（1626年）に「くしかわ」と記載	<ul style="list-style-type: none">1666年 越來間切から分割・独立した美里間切に含まれる1609年 喜安日記に初めて「勝連」の二字が記載	<ul style="list-style-type: none">1676年 西原間切として勝連間切から分離・独立、同年平田間切と改称1687年 平田間切、与那城間切と改称
琉球藩	1872年 明治政府、尚泰を「藩王」、王国を「琉球藩」と設置 1879年 琉球処分			
沖縄県		<ul style="list-style-type: none">1908年 沖縄県及び島嶼町村制施行により、具志川間切から具志川村となる	<ul style="list-style-type: none">1908年 美里間切から美里村となる1908年 勝連間切から勝連村となる	<ul style="list-style-type: none">1908年 与那城間切から与那城村となる
1945年 沖縄戦				
琉球政府		<ul style="list-style-type: none">1945年 高江洲市、のち前原市1946年 具志川村琉球大学の前身である沖縄文教学校、沖縄外国语学校や農業学校などが続々創設され、沖縄の文教の中心地として発展1968年 具志川市に昇格	<ul style="list-style-type: none">1945年 美里村から分離し石川市誕生米軍により設置された難民収容所や琉球政府の前身である沖縄諮詢委員会や民政府が設置され、沖縄の政治・経済・教育文化の中心地として発展	<ul style="list-style-type: none">1945年 高江洲市、のち前原市1946年 勝連村1945年 平安座市1946年 与那城村
沖縄県	1971年 沖縄返還協定調印			
			<ul style="list-style-type: none">1980年 勝連町に昇格1997年 浜比嘉大橋完成2000年 勝連城跡が「琉球王国のグスク及び関連遺跡群」の一つとして世界文化遺産に登録	<ul style="list-style-type: none">1972年 海中道路完成1974年 平安座、宮城島間公有水面埋立工事完了1982年 池崎大橋完成島々の交通の便が飛躍的に向上1994年 与那城町に昇格
	2005年 「うるま市」誕生			

⑤うるま市の概況

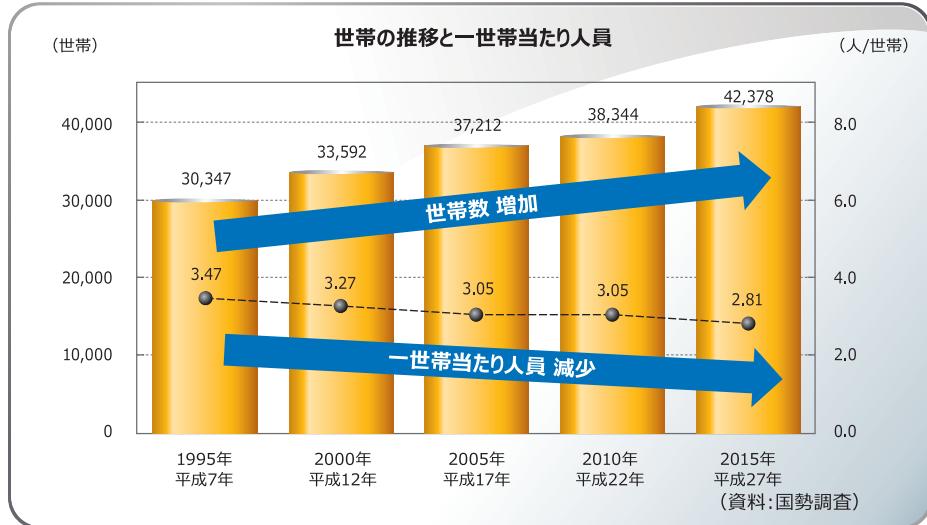
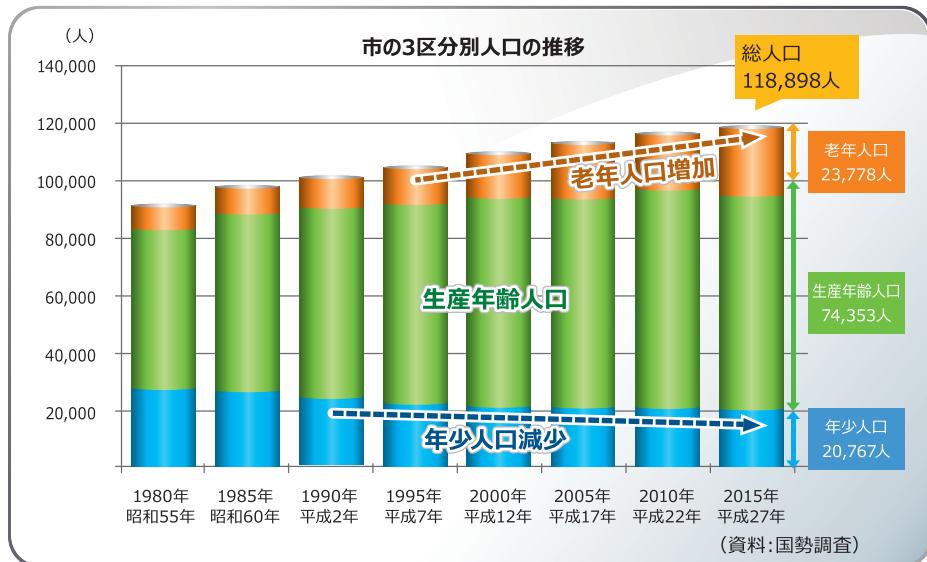
③主要指標

①人口構造

うるま市の人口は年々増加しているものの、年少人口（15歳未満の人口）の減少と老人人口（65歳以上の人口）の増加が見られ、少子高齢化が進んでいます。

また、2015（平成27）年の国勢調査では、生産年齢人口（15歳以上65歳未満の人口）が減少しています。

さらに、1995（平成7）年と比較して世帯数は増加しているものの、1世帯あたりの人員は減少しています。





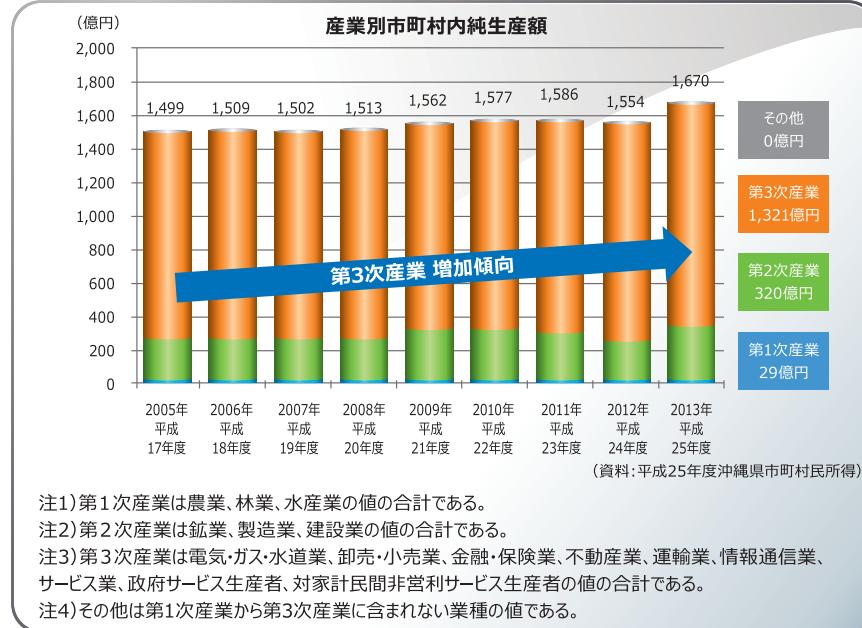
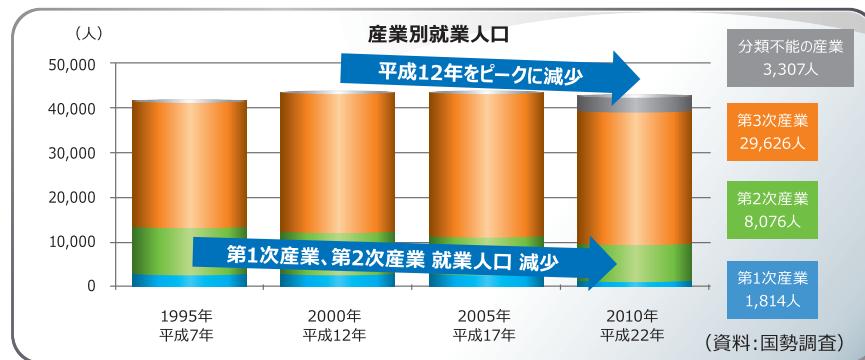
②産業構造

うるま市の産業別就業人口をみると、第1次産業※1及び第2次産業※2については1995(平成7)年度から一貫して減少傾向にあり、2010(平成22)年の国勢調査からは第3次産業※3も減少に転じています。

また、2014(平成26)年経済センサス調査によると、本市にある事業所数は4,560事業所で、従業者数が34,235人となっており、2012(平成24)年と比較すると、事業所数は1.1%減少しているが、従業者数は8.4%増加しています。

本市の産業別市町村内純生産額の推移をみると、第1次産業は減少傾向、第2次産業は増減を繰り返しながらも全体的には増加の傾向にあり、第3次産業は増加しています。

2013(平成25)年度の市町村内純生産額は約1,670億円で、2005(平成17)年度の約1,499億円と比較すると171億円の増加となっています。



※1 第1次産業：
農業、水産業、林業などの産業。

※2 第2次産業：
製造業・鉱業・建設業などの産業。

※3 第3次産業：
卸売・小売業、金融業、運輸業、
情報通信業、サービス業などの
産業。

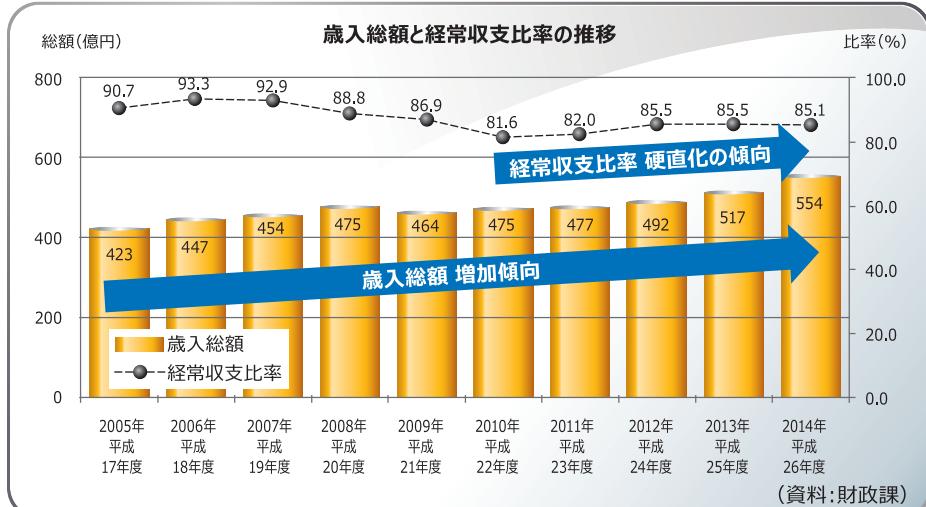
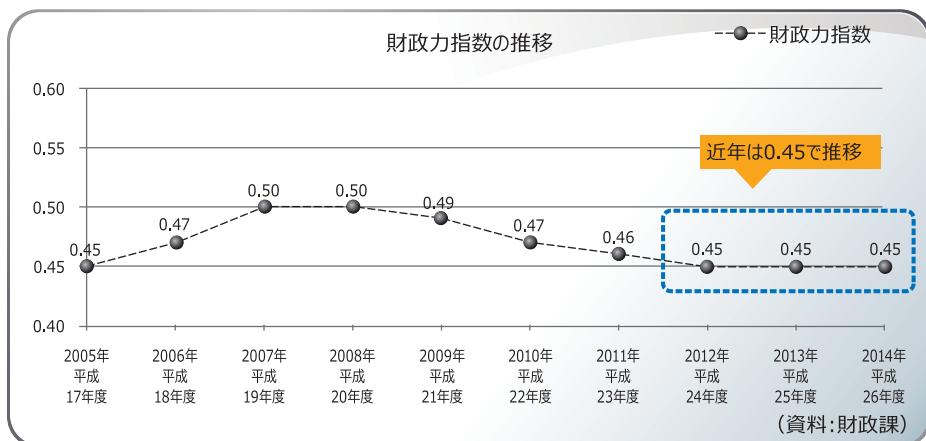
⑤うるま市の概況

③財政の状況

うるま市の財政力指数^{※4}は、2008(平成20)年度をピークに下降傾向にあり、2014(平成26)年度決算において0.45と、県内11市中6位となっています。

歳入総額は増加傾向にあり、重要な自主財源である市税も年々増加していますが、地方交付税や国庫支出金などの依存財源の増加が歳入全体の伸びを支えています。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率^{※5}については、2006(平成18)年度をピークに改善傾向にありました。しかし、2010(平成22)年度以降は硬直化の傾向にあり、2014(平成26)年度においては85.1%となっています。



※4 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指標。数値が高いほど、自主財源の割合が高く財政状況に余裕があるとされる。

※5 経常収支比率：財政構造の弾力性を測定する指標。低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示している。

④米軍施設・区域等の概況

県内の33箇所ある米軍施設のうち、7箇所がうるま市に所在し、米軍専用施設・区域及び自衛隊基地は、市面積の約7.7%を占めています。



区分	施設・区域名	字名	面積 (千m ²)
米軍専用施設・区域	キャンプ・コトニー	昆布、天願、宇堅	1,339
	陸軍貯油施設	栄野比、昆布、天願、川崎	720
	キャンプ・マクトリアス	川崎、西原、	379
	嘉手納弾薬庫地区	栄野比、石川山城、石川楚南	1,877
	天願桟橋	昆布	31
	ホワイト・ビーチ地区	勝連平敷屋、勝連内間	1,568
	津堅島訓練場	勝連津堅	16
計			5,930
自衛隊基地	陸上自衛隊浮原島訓練場	勝連比嘉	254
	海上自衛隊沖縄基地隊	勝連平敷屋	87
	海上自衛隊沖縄基地隊 具志川送信所	天願、昆布	169
	陸上自衛隊勝連高射教育 訓練場	勝連平敷屋、勝連内間、 勝連平安名	192
	計		702
	合計		6,632

(資料:うるま市 市勢要覧2015)

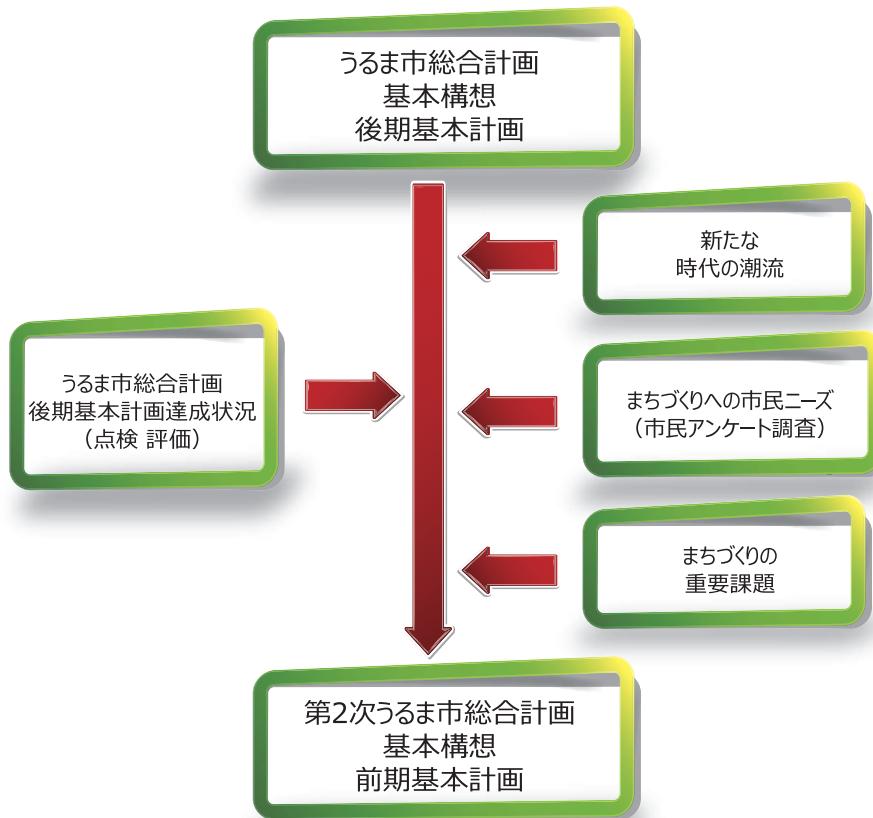
第1編

第2章 計画策定において踏まえるべき視点

本計画は、うるま市総合計画後期基本計画の内容及びその達成状況を踏まえつつ、時代の潮流とまちづくりに対する市民のニーズ、まちづくりの重要課題を把握し、第2次うるま市総合計画(基本構想・前期基本計画)へ反映させていく必要があります。

そこで本章においては、計画策定にあたって踏まえるべき視点の整理を行います。

第2次総合計画策定にあたって踏まえるべき視点





① 時代の潮流

第2次うるま市総合計画の策定に当たり、うるま市のまちづくりに影響を及ぼすことが想定される時代の潮流を以下のとおり整理します。

① 人口減少と少子高齢化の進展

日本の総人口は2008(平成20)年の1億2,808万人をピークとして減少に転じ、今後人口減少が加速度的に進み、2060年には8,674万人になると推計されています。

また、日本における合計特殊出生率は、2014(平成26)年で1.42となっており、人口を維持できる水準とされる2.08を大きく下回っています。

また、平均寿命の延伸による65歳以上人口の増加等により高齢化が急速に進展しており、今後、人口減少や少子高齢化がさらに進んでいくことが予想されています。

そのため、子どもたちを健やかに育む環境整備に取り組んでいく必要があるとともに、高齢者一人ひとりが健康で生きがいを持ち、心豊かに生活を送ることのできる取り組みが求められています。

② 経済のグローバル化の進展

国内外の交通機関や情報通信の発達等により、日本と外国との時間的距離が短縮され、人・物・資金や情報の移動が拡大し、社会経済のグローバル化が急速に進展しています。

国においては、貿易の自由化の波が強まる中で、自由貿易協定(FTA)^{※6}や経済連携協定(EPA)^{※7}の締結や検討が進められており、社会経済のグローバル化に対応した取り組みを進めています。

また、沖縄県においては、「日本とアジアを結ぶ国際ビジネス都市」を目指し、その実現にむけ那覇空港の物流機能のさらなる強化やクルーズ船の誘致など積極的にアジア諸国との相互の発展に向けた取り組みを進めています。

そのような中で、今後さらに人・物・資金や情報などの移動が拡大することが予想され、地域経済へ大きな影響を与えることが想定されます。そのため、グローバル社会に対応した産業の振興を図り、地域経済の活性化を図っていくことが求められています。

※6 自由貿易協定(FTA): 特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削除・撤廃することを目的とする協定。

※7 経済連携協定(EPA): 貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

第1編

③安全・安心への意識の高まり

2011(平成23)年3月に発生した東日本大震災をはじめ、2016(平成28)年4月に発生した熊本地震など、全国各地で地震災害や大雨による災害が発生し、地域の防災・減災体制の確保など、安全・安心への意識が急速に高まっています。

そのような中、個人や家庭だけでは解決できない問題について、地域コミュニティの必要性が改めて注目されており、安全なまちづくりのための地域活動など、市民と連携した対策の推進が求められています。

また、凶悪犯罪や情報化の進展に伴うインターネット犯罪の増加などを背景に、安全・安心の確保に向けた市民の意識が高まっています。

④地方分権の進展と自立的なまちづくりへの取り組み

明治以来の中央集権体質から脱却し、国と地方公共団体が対等なパートナーシップの関係となることを目指す地方分権改革の動きが進んでいます。

国が本来果たすべき役割を重点的に担う一方で、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ね、地域住民が自らの判断と責任において、地域の課題解決に取り組むという地域主権社会のあり方が示されました。

特に、基礎自治体である市町村には、自らの判断と責任のもと、より一層の自立性を高めるため、効果的な行財政運営を図っていくことが求められています。

また、地域住民からの行政へのニーズが多様化・高度化する中にあって、行政のみできめ細やかな対応をしていくことは困難であり、今後、自立的なまちづくりを進めて行くためには、市民と行政の協働により地域の課題に取り組む必要があります。

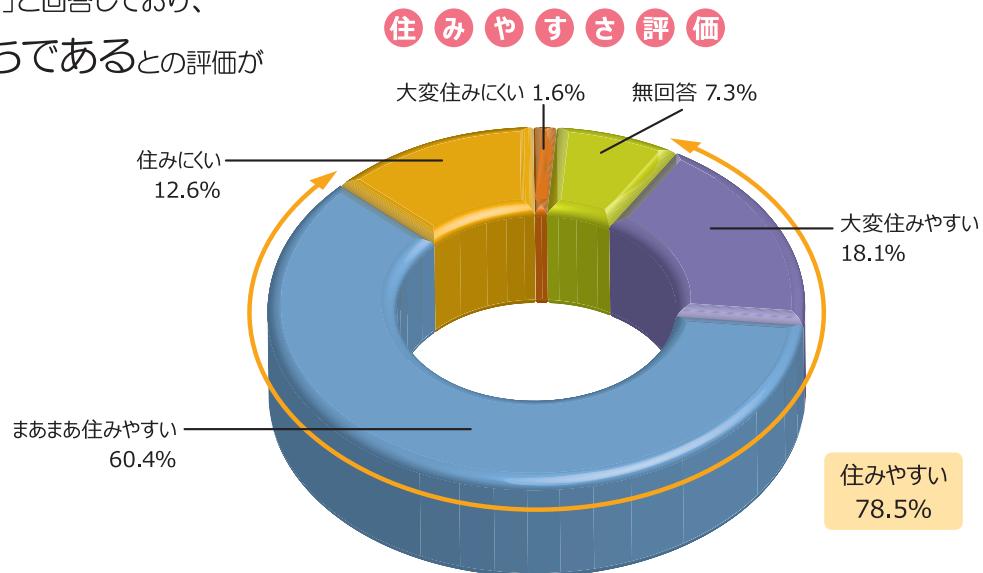
②まちづくりへの市民ニーズ

本計画策定にあたり、市民の意見や意識を今後の施策に反映させるため、「市民アンケート調査」を行いました。その中で、市民の意識として、次のような回答がありました。

①現在のうるま市の住みやすさ

約8割(78.5%)の市民が、「大変住みやすい」「まあまあ住みやすい」と回答しており、

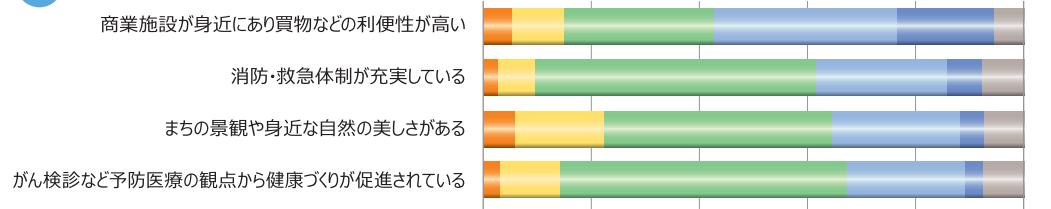
住みやすいまちであるとの評価が高くなっています。



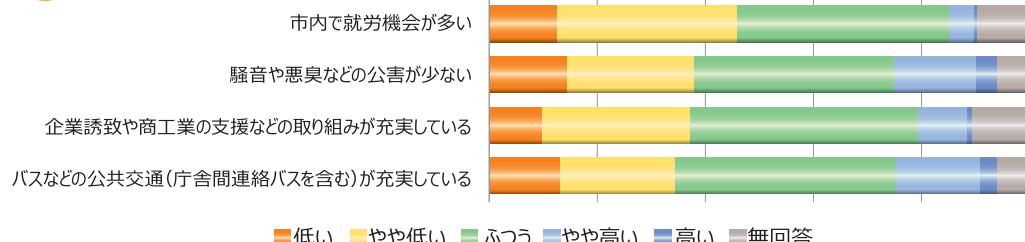
②市の取り組みに対する評価(満足度)

商業・消防・景観・医療に対する満足度が高く、就労・公害・産業・交通に対する満足度が低くなっています。

😊 満足度が高かった項目



💔 不満度が高かった項目

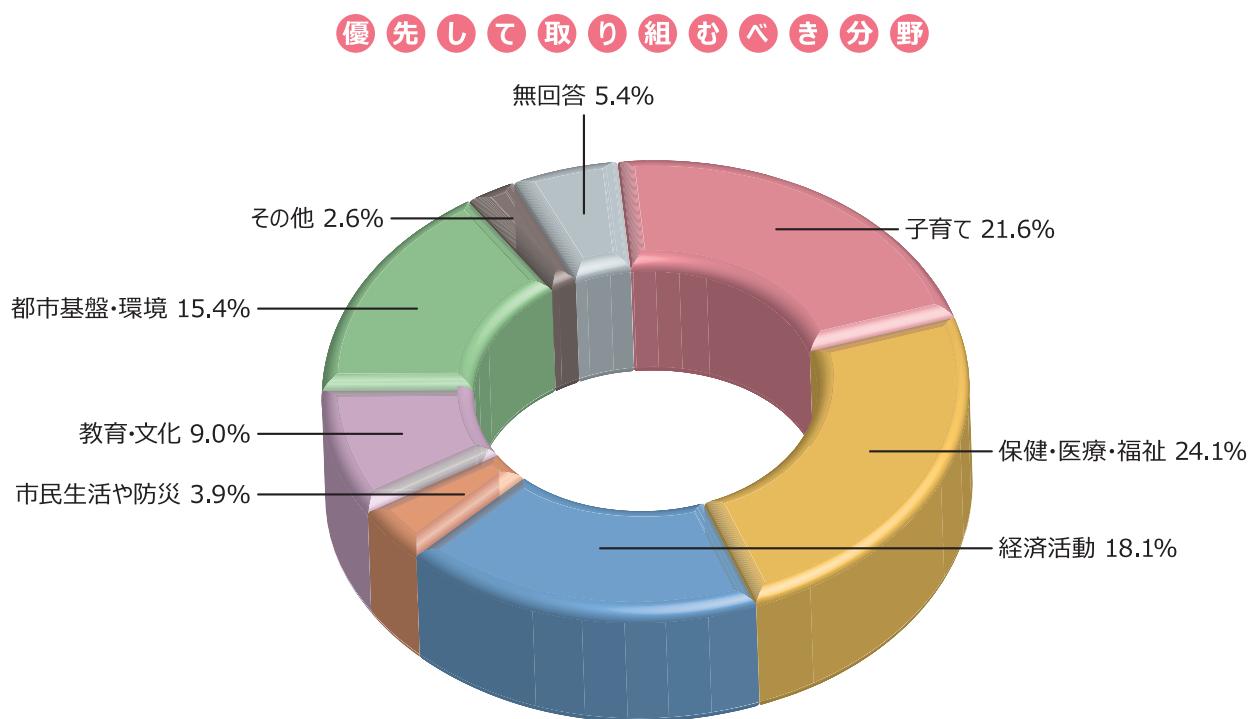


■ 低い ■ やや低い ■ ふつう ■ やや高い ■ 高い ■ 無回答

第1編

②優先して取り組むべき分野

「保健・医療・福祉の分野」「子育て分野」の取り組みを優先的に取り組んでほしいとの要望が多い結果となっています。





③まちづくりの重要課題

時代の潮流と市民ニーズを踏まえ、今後のうるま市のまちづくり計画を策定する上で、まちづくりの各分野にまたがる重要課題を以下に記します。

①人口減少と少子高齢化への対応

うるま市の人団は、一貫して増加傾向にあるものの、うるま市人口ビジョンの推計によると、2030(平成42)年をピークとして減少傾向に転ずることが予測されています。

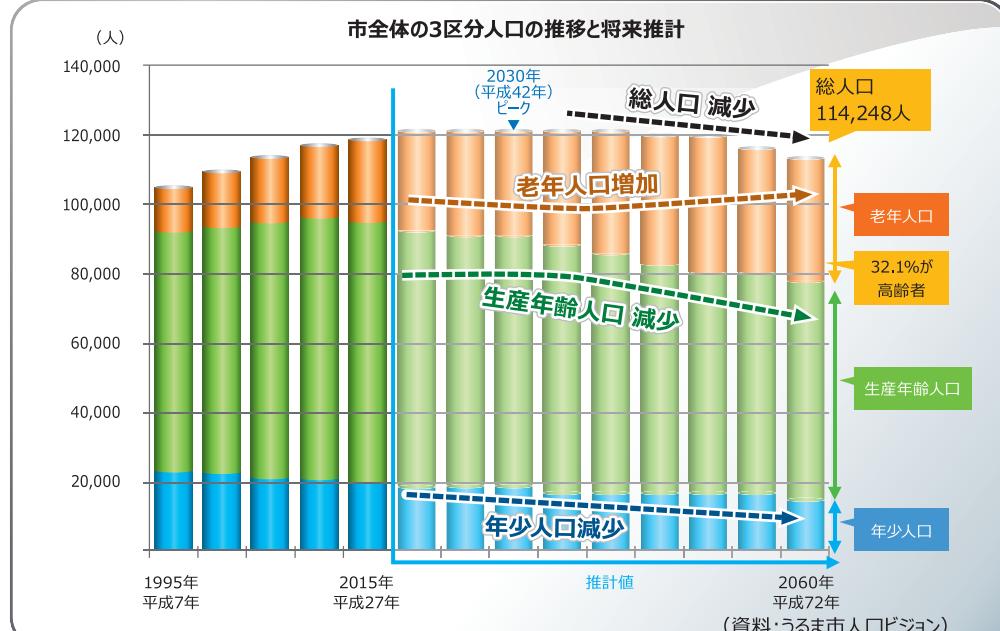
また、本市においても年少人口の減少と老人人口の増加という、少子高齢化が進んでいます。

生産年齢人口は、これまで一貫して増加傾向にありましたが、2015(平成27)年国勢調査から減少に転じており、今後も減少していくことが予測されています。

島しょ地域の人口については、減少傾向が続いており、2030(平成42)年には老人人口が限界集落^{※8}の定義とされる総人口の5割に近づく状況が予想されています。

このように、少子高齢化の進展と生産年齢人口の減少は、労働力不足による産業の停滞、医療・介護負担の増加、地域コミュニティ機能の低下など、市民生活や地域社会の活力を維持していくうえで、大きな影響を及ぼすことが想定されます。

そのため、今後は子育て環境の充実がますます必要になるとともに、高齢者が地域づくりの主役の一人として活躍できる環境づくりが重要になるなど、子どもから高齢者まで、健康で快適に生き生きと暮らせるまちづくりを進めていくことが求められています。



※8 限界集落: 過疎化などで人口の50%以上が65歳以上の高齢者になり、冠婚葬祭など社会的共同生活の維持が困難になった集落。

第1編

②健康と長寿社会を踏まえた福祉の充実

「健康」は、市民一人ひとりがこころ豊かで充実した人生の実現や活力ある社会を築く上で重要な基盤です。

うるま市の死亡原因の半数以上が、がん、心疾患、脳血管疾患など生活習慣病によるものとなっています。

また、本市における高齢化率は年々増加しており、今後介護や支援を必要とする高齢者、認知症高齢者の増加が予想されています。

そのため市民一人ひとりが、健康維持・増進や介護予防などに取り組み、生きがいをもって地域づくりに参加し、支援が必要になったとしても地域社会全体で支えあい、誰もが生き生きと安心して暮らせる環境を構築していくことが求められています。



③安心して子育てができる環境づくり

子育て家庭を取り巻く環境においては、保育所の待機児童※9が大きな社会問題となっています。

女性の社会進出による共働き家庭が急増していく中で、産後休明けや育児休暇明けの子どもの預かり先の不足が深刻な状況となっており、仕事や生活に支障をきたす家庭も多くなっています。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、祖父母や近隣住民等からの子育てに対する支援や協力を得ることが困難な状況もあり、家庭における子どもの養育力の低下も見られます。

そのため、子どもの健やかな育ちと安全・安心に子育てができる環境をつくり上げていくことが求められています。



※9 待機児童：保育所への入所申請がなされており入所条件を満たしているにもかかわらず、保育所に入所できない状態にある児童。



④地域の特性を生かしたまちづくり

うるま市には風光明媚な自然環境や多彩な伝統芸能・文化・豊かな農畜水産物など、恵まれた地域資源があります。

また、本島中部に位置し、国の重要港湾である中城湾港新港地区や国際物流拠点産業集積地域(旧特別自由貿易地域)※10、情報通信産業特別地区※11

に指定されるとともに、沖縄科学技術大学院大学に近いなど地理的特性を有しています。

これらを踏まえ、本市の豊かな地域資源と地理的特性を生かしたまちづくりが求められています。



⑤安全・安心なまちづくり

うるま市は、金武湾を包み込むように山地から半島そして島に連なった地勢で、長い海岸線を有しています。

そのため多くの市域が低地帯にあり、津波などの自然災害による被害が懸念されることから、災害に強いまちづくりが求められています。

また、災害に強いまちづくりを推進していくためには、行政だけでなく、市民及び消防団、自主防災組織、関係機関・団体等が一体となり防災対策を推進していく必要があります。

その他、米軍基地から派生する事件・事故や米軍機等による騒音被害などの再発防止や騒音緩和に向けて関係機関と更なる連携を図る必要があります。



⑥明日を担う人づくり

地域づくりの柱は、「人づくり」です。

うるま市には、先代から脈々と受け継がれた伝統芸能や文化が色濃く残っており、それを次代へ繋げ地域への誇りを醸成する学びの推進が必要です。

また、社会経済のグローバル化が進展する中で、地域産業や学校教育などにおいてグローバル化に対応できる人材の育成を図っていくことが求められています。



※10 国際物流拠点産業集積地域：自由貿易地域。外国の貨物を通関手続きを経ずに輸入でき、加工、組み立て、梱包、保管、展示して、ふたたび輸出できる区域。

※11 情報通信産業特別地区：沖縄振興特別措置法に基づき設けられた、沖縄経済特区の内の1つ。

⑦行財政運営の健全化

うるま市は、職員数の削減や事業の見直し等の行財政改革に努めてきましたが、高齢化等に伴う社会保障関係費の増加や老朽化した公共施設の維持・更新などにより、厳しい財政運営を余儀なくされています。

今後は、地方交付税※12の縮減などによる歳入の減少や、高齢化などの影響に伴う社会保障関係費などの歳出の増加により、さらに厳しい財政状況になることが予想されます。

そのため、これからの中づくりにおいては、限られた行政資源（財源・資源・人材等）の有効活用と市政運営の透明化を進め、より一層健全な行財政運営を行っていく必要があります。



⑧協働のまちづくり

うるま市は、昔から自治会を中心とした地域コミュニティを核とし、さまざまな自治活動や祭り・イベントに取り組むなど、地域コミュニティの力が比較的強いまちといえます。

一方、生活様式・価値観の多様化や高齢化に伴う自治活動の担い手不足などによる地域コミュニティの弱体化が生じています。

地域の課題がますます多様化・高度化する状況にあるため、行政と地域が一体となって互いに協力し合う協働のまちづくりが求められています。



※12 地方交付税：行政サービスに極端な差が出ないよう、財政力が乏しい地方自治体に対し、国が毎年配分する。その中でも普通交付税については、合併市町村への「優遇措置」があり、合併から10年間は旧市町村が存在するものとして、各団体分を合計した全額がもらえる。11年目から5年かけて段階的に減り、16年目から完全一本化される。



The 2nd master Plan of Uruma City

第2編

基本構想

第1章

まちづくりの基本理念

第2章

うるま市の将来像とまちづくりの基本目標

① 将来像

② まちづくりの基本目標

③ 主要指標の見通し

第3章

将来土地利用の方針

第1章 まちづくりの基本理念

うるま市は、まちづくりの普遍的な方針として、市民憲章を定めています。

市民憲章

- すこやかで、心のかよう家庭と、思いやりのあるまちをつくります。
- 自然を生かし、花とみどりに包まれた、きれいなまちをつくります。
- きまりを守り、ものを大切にする、住みよいまちをつくります。
- 働くよろこびと、若い力の育つ、元気なまちをつくります。
- 教養を高め、文化のかおり高い、魅力あるまちをつくります。

本市のまちづくりの基本理念は、市民憲章を踏まえ、

- 『家庭や地域が絆で結ばれた心豊かなまち』
- 『自然を生かした美しいまち』
- 『人や自然にやさしい住みよいまち』
- 『教養を高め歴史・文化を生かした魅力あるまち』
- 『働く人々と産業に活気がある元気なまち』とします。





第2章 うるま市の将来像とまちづくりの基本目標

①将来像

将来像とは、基本理念を踏まえ、まちづくりの方向性や将来の姿を簡明・効果的に表現したものであり、将来におけるまちづくりの意思を明らかにし、市民・事業者の皆さんとともにまちづくりを進めるうえで、共通の目標となるものです。

うるま市では、これまで推進してきた市民協働によるまちづくりを踏まえながら、豊かな自然や多くの先人によって培われてきた歴史・文化など、貴重な地域の資源を生かしながら、人と人のつながりを大切にし、子供からお年寄りまですべての人が地域への愛着と誇りを持ち、笑顔で安心していきいきと暮らせる魅力あるまちを目指すため、本市の将来像を次のとおり掲げ、その実現に向けて取り組んでいきます。

うるま市の将来像

愛しています 住みよいまち



住みよいまち



うるま



愛しています



住みよいまち

人と人との温かいつながりのもと、人と自然、そして歴史が共生し、活力に満ちた地域社会を実現することで、だれもが「住みたい・住み続けたい・住んで良かった」と思えるまちづくりを目指していくという思いが込められています。

②まちづくりの基本目標

まちづくりの基本理念及び将来像を実現するために、次の6つのまちづくりの基本目標を設定します。





①みんなで支えあう健やかなまちづくり(保健・医療・福祉)

目指す姿

すべての市民が生涯にわたって健康に恵まれ、明るく生き生きとした生活を送ることができるまちを目指します。

また、保健・医療・福祉サービスと地域の支えあいにより、病気や障がい、要介護状態など支援が必要になっても安心して暮らせるまちを目指します。



目指す姿を実現するために

- 市民一人ひとりが健康で、住み慣れた地域で自立して、豊かな生活を送ることができる環境づくりを推進します。
- みんなで困っている人を助け合い、自立を支援する環境づくりを推進します。
- 市民の誰もが安心して暮らしていくセーフティーネットの充実を図り、誰にでもやさしいまちづくりを推進します。

②子どもがいきいきと育つまちづくり(子ども・子育て)

目指す姿

充実した子育て環境の中で、未来を担う子ども一人ひとりが個性や創造力を伸ばし、社会の一員として自立していくまちを目指します。

また、夢と希望をもって子どもを産み育てることができ、すべての子どもたちが健やかに育つことを社会全体で応援するまちを目指します。



目指す姿を実現するために

- 待機児童の解消や子育て世帯の相談支援など、安心して子どもを産み育てできるまちづくりを推進します。
- 子どもと子育て世帯のための健康・保健の充実や子どもの居場所づくりなど、子どもの育ちを見守る環境づくりを推進します。

第2編

③まちの活力を生み出す産業づくり(経済)

目指す姿

うるま市の誇る農畜水産物、歴史・文化、自然環境などの地域資源や地理的特性などを生かし、活力に満ちた経済活動(農水産業、観光、商業、工業など)が展開され、多様な雇用の機会をつくりだすまちを目指します。



目指す姿を実現するために

- 豊かな自然環境や農業基盤を生かした農水産業の振興に向けた取り組みを推進します。
- 魅力ある自然環境やエイサー・闘牛・獅子舞等の伝統文化を活用した観光振興を推進します。
- 地域活性化を図るため、企業誘致の推進や地場産業の育成に向けた取り組みを推進します。
- 中小企業の振興を図るため、中小企業と行政が連携し、経営の安定・向上に向けた取り組みを推進します。

④自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり(都市基盤・環境)

目指す姿

自然と調和した住環境の整備や計画的な土地利用を推進するとともに、美しい景観と環境に配慮した都市空間の形成を目指します。

併せて、道路や公園、公共交通、上下水道など質の高い都市基盤の整備を進め、安全で快適な暮らしやすいまちを目指します。



目指す姿を実現するために

- 都市基盤の計画的な整備を進めるとともに、効率的・効果的に持続可能なまちづくりを推進します。
- 自然や歴史・文化を生かし、地域住民が主体となった景観づくりを推進します。
- 地球環境に負荷の少ない循環型社会の構築や、海や河川等の水質保全など自然環境の保全を図り、自然環境にやさしいまちづくりを推進します。



⑤郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり(教育・文化)

目指す姿

未来を拓く人材を育成するため、「学校の力」「家庭の力」「地域の力」を發揮し、未来を担う子どもたちが「生きる力」を身に付け、高い志を持てる人づくりを目指します。

また、すべての市民が生涯学習やスポーツを通して、生きがいのある豊かな生活を送ることができるまちを目指します。

先人の残した歴史・文化遺産を大切に保護し、それを活用するとともに、その歴史・文化遺産を次代へ継承していくまちを目指します。



目指す姿を実現するために

- 子どもたちの生きる力の基盤として、「確かな学力」の向上や豊かな心・健やかな体を育み、意欲を育てる教育の充実に向けた取り組みを推進します。
- 教育施設・設備などの教育環境整備を推進します。
- 市民のスポーツに対する関心を高め、その普及・振興のため、スポーツ環境の整備を図るとともに、スポーツ団体等の育成に向けた取り組みを推進します。
- 文化遺産を次代へ継承するため、伝統文化及び芸能の保存・継承を推進します。

⑥市民と行政が一体となった協働によるまちづくり(行財政・コミュニティ)

目指す姿

市民の創意と意欲をまちづくりに最大限に生かすため、市民と行政がパートナーとしての役割と責任を果たしながら、個人・地域・行政がお互いを補完し合う、共に築き上げるまちを目指します。



目指す姿を実現するために

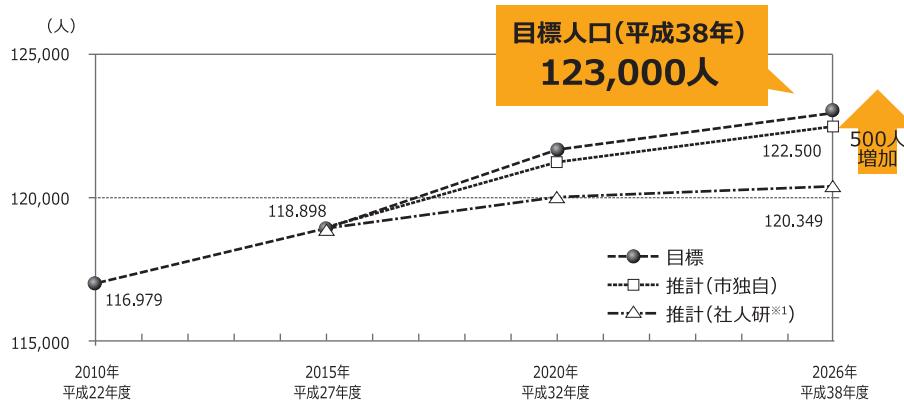
- 火災や事故、大規模災害等に対する備えと対策を進め、市民の命を大切に守る災害に強いまちづくりを推進します。
- 効率的・効果的な行政サービスの提供を図るため、行政経営マネジメントを推進します。
- 市政情報の積極的な発信と共有を図り、市民の市政への関心を高めるとともに、市民や地域コミュニティと協働によるまちづくりを推進します。

③主要指標の見通し

①総人口

目標年次(2026(平成38)年)における、うるま市の将来総人口を12万3千人と設定します。

目標人口 12万3千人



※将来総人口は、「うるま市人口ビジョン」から設定。

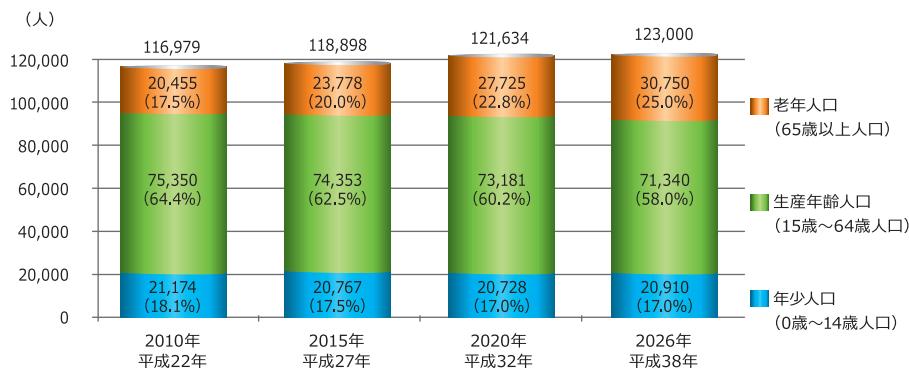
※将来総人口は合計特殊出生率を「2.1」と仮定し、社会増減は2020(平成32)年まで現行の水準の純移動率+0.007を維持、その後は移動数がゼロ(転入・転出者数が均衡)と仮定した。

※平成22年・27年の人口は、国勢調査の人口をベースに設定しているため住民基本台帳をベースとした人口とは異なる。

※1社人研:「国立社会保障・人口問題研究所」の略。人口・世帯数の将来推計や社会保障費に関する統計の作成・調査研究などを行う、厚生労働省の政策研究機関。

②年齢別人口

年齢構成別に将来人口を推計すると、下のグラフのようになります。年少人口割合は2015(平成27)年と比較して0.5%減少、老人人口は5.0%増加となり、少子高齢化の進行が予測されます。



※平成22年・27年は国勢調査による現況値。

※年齢不詳者は按分計算しているため、実績値と合致しない。

③世帯数

将来世帯数は、核家族化の進行により、2026(平成38)年には1世帯当たり人員が2.54人/世帯にまで減少する見通しです。このため、目標年次の世帯数は48,300世帯となり、2015(平成27)年から比べると約6,000世帯増加することが予測されます。



※平成22・27年は国勢調査による現況値。

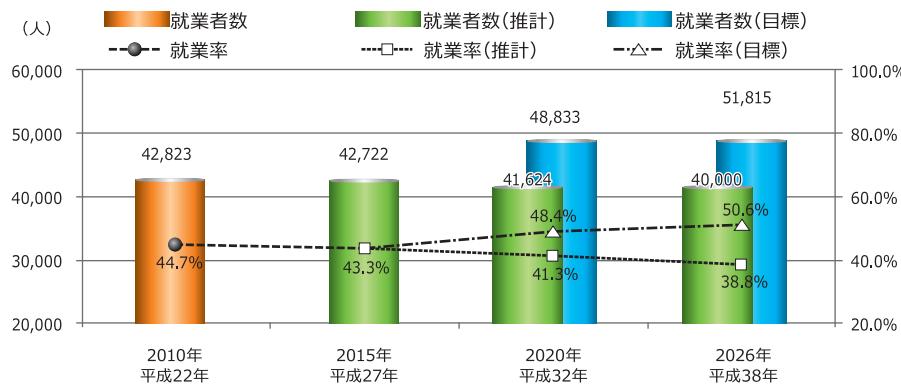
※平成32年以降は平成7年～平成27年の1世帯当たり人員数現況値を基にトレンド推計によって算出した。

④就業人口

就業率については、今後高齢化等により減少することが予想され、2026(平成38)年には38.8%になる見通しです。このため、2026(平成38)年の就業人口は4万人となり、2010(平成22)年から比べると約2,800人減少となることが予測されます。

就業人口については、うるま市の地域経済の活性化に不可欠な要素であるため、10年後(2026(平成38)年)の就業人口の目標を約5万2千人に設定します。

目標就業人口 約5万2千人



※平成22年は国勢調査による現況値。

※平成27年以降は平成2年～平成22年の就業率現況値を基にトレンド推計によって算出した。

※目標就業人口は、平成38年に沖縄県市部の就業率50.6%(平成22年)まで上昇すると仮定した。

第2編

第3章 将来土地利用の方針

うるま市の土地利用にあたっては、長期的かつ総合的な展望に立ち、市域全体の均衡ある発展、豊かな自然環境と快適な都市環境の調和を基本的な考え方とします。

また、それぞれの地域の特色を生かすため、社会的・経済的条件、歴史的・文化的条件などに配慮しながら、合理的かつ効果的で、秩序ある土地利用の形成を目指します。

森林・緑地

森林・緑地は、野生動植物の貴重な生息・生育の場であり、まちに潤いをもたらすとともに、市土の保全や自然体験・観光レクリエーションの場など公益的な役割を担っており、その保全・育成及び活用を図ります。

また、急傾斜地などの土砂災害を防止するための防災対策を促進します。



住宅・商業地

市街地内の住宅・商業地は、市街地開発事業や都市基盤の整備などあわせ、都市機能の高度化や居住環境の保全・創出に配慮しながら、計画的な住宅・商業地の形成に努めます。

また、当面の人口増加と、長期的な人口減少を見据えた、都市構造のコンパクト化なども視野に入れた取り組みを行います。



海岸・河川

海岸は、養殖場や漁港などの水産業の場や、ビーチ及び海浜レクリエーションの場として利用されており、水産業や観光関連業の活用を推進します。

また、うるま市の特色ある良好な景観の保全に努めます。さらに、高潮や津波などによる災害を軽減するための防災対策も推進します。

河川については、良好な河川環境の維持に努めるとともに、災害に強くかつ親水性に配慮した整備を促進します。



工業地

既存の工業地は、生産機能の維持に努めるとともに、周辺環境との調和を図り、良好な環境維持に努めます。

中城湾港新港地区や工場適地については、関係機関と連携し、良好な生産環境を有する工業用地を形成するとともに、企業立地を促進します。



島しょ地域

島しょ地域は、周辺の自然環境や農業環境との調和を図りつつ、住環境の整備・改善を図ります。

**農地**

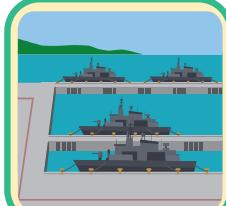
農地は、優良農地の整備・保全を図るとともに、農地の流動化による集積を図り遊休農地の解消に努め、農地の有効活用を促進します。

農地と都市的土地区分が混在する地区などについては、土地利用の方針を明らかにし、都市的土地区分との調整を図ります。

**軍用地**

軍用地は、計画的かつ有効な市土の利用を図るために、地権者や関係機関と連携しながら、返還促進に努めます。

返還地区については、跡地利用に向けた地域住民や地権者の合意形成を図るとともに、周辺土地利用との整合を図りつつ、その有効利用を推進します。





The 2nd master Plan of Uruma City

第3編

前期基本計画

第1章

前期基本計画について

第2章

施策体系

第3章

基本目標別施策

① みんなで支えあう健やかなまちづくり

② 子どもがいきいきと育つまちづくり

③ まちの活力を生み出す産業づくり

④ 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり

⑤ 郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり

⑥ 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり

第4章

分野横断施策

第1章 前期基本計画について

前期基本計画では、将来像を実現するため、6つの基本目標を設定し、それを具体化していく施策を体系的に示します。

また、基本目標別の分野を横断的に連携し取り組むべき施策を「分野横断施策」として示します。

前期基本計画の期間は、2017(平成29)年度から2021(平成33)年度までの5ヵ年間とします。

まちづくりの基本理念

将来像



前期基本計画

基本目標別施策

基本構想で掲げた6つのまちづくりの基本目標に基づき、各施策を推進していきます。

分野横断施策

各分野を横断的に連携し取り組むべき施策として「分野横断施策」を設定します。

① みんなで支えあう健やかなまちづくり(保健・医療・福祉)

② 子どもがいきいきと育つまちづくり(子ども・子育て)

③ まちの活力を生み出す産業づくり(経済)

④ 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり(都市基盤・環境)

⑤ 郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり(教育・文化)

⑥ 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり(行財政・コミュニティ)

① 健康づくり
② 子どもの貧困対策
③ 島しよ地域振興



第2章 施策体系



よいまち うるま、

④

調和した
らしやすい
づくり
(環境分野)

⑤

郷土に誇りをもち
未来を拓く人づくり
(教育・文化分野)

⑥

市民と行政が
一体となった協働による
まちづくり
(行財政・コミュニティ分野)

5	6	7	8	9
景観づくり	住環境	循環型社会・環境保全	上水道	下水道等

1	2	3	4	5	6	7	8
幼児教育	学校教育	学校教育施設	青少年健全育成	生涯学習	生涯スポーツ・スポーツ振興	芸術・文化	歴史・文化財

1	2	3	4	5	6	7	8
防犯・交通安全	防災・減災	消防・救急	男女共同参画	広報・広聴	行財政運営	公共施設マネジメント	

施策の見かた

基本目標 1 みんなで支えあう健やかなまちづくり

1-4 国民健康保険

【主管課】国民健康保険課

【主な関係課】健康支援課



めざす姿

- ・国民健康保険制度の周知を図り、納税意識を高めるとともに、国民健康保険財政の健全化に努め、制度の適正な運用を推進します。

将来実現すべき状態、あるべきすがたを掲げています。



施策の展開

●現状と課題

- ・国民健康保険制度は、誰もが安心して適切な医療を受けることができるよう制定された公的医療保険制度であり、市民の医療・健康増進を支える大切な制度です。
- ・少子高齢化と雇用情勢の改善により国民健康保険被保険者は減少傾向にあるものの、医療の高度化により保険給付費は年々増加しています。しかし、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高いという制度的な課題と市民所得が県内下位にあり財政基盤が弱いため、伸び続ける医療費の財源確保が厳しい状況にあります。
- ・また、沖縄戦の影響で前期高齢者（65歳～74歳）の割合が低いことから前期高齢者交付金が少なく、県内市町村国民健康保険の財政悪化につながっており、本市においても一般会計からの繰入に頼った財政構造になっています。
- ・2008（平成20）年度の後期高齢者医療制度の創設や、経済状況の低迷により収納率が低下したことを受けて、本市では、2013（平成25）年度に納税指導員制度や納税等お知らせセンターの導入、そして滞納整理の強化により、収納率の向上に努めてきました。
- ・医療費の削減に向けた取り組みとして、健康づくりの推進やジェネリック医薬品の使用促進等の取り組みを実施しています。
- ・今後も、適正な歳入の確保及び医療費削減に向けた取り組みを進め、国民健康保険制度の健全運営を図る必要があります。
- ・持続可能な医療保険制度の確立を図るために、2015（平成27）年には医療保険制度改革関連法が成立し、2018（平成30）年度以降の国民健康保険運営主体の都道府県化（広域化）や財政基盤強化等が図られることになっています。

「施策がめざすすがた」を実現するための取組みを施策の展開として掲げ、それぞれ現状と課題を整理しています。そして課題解決に向けた具体的な施策を体系立て、主な施策として基本的な取組みの方向性を示しています。

時代の潮流や国の動向、本市を取り巻く状況から、基本的な問題点や課題を整理しています。

●施策の体系

国民健康保険

(1)国民健康保険制度の安定運営

(2)都道府県化（広域化）への対応

それぞれの施策を体系立てて示しています。

施策の見かた

↑ 施策の推進

1. 国民健康保険制度の安定運営

- (1) 国民健康保険制度の健全な運営を図るため、適切な保険給付及び保険税の適正賦課を行い、収納率の向上を図りながら、恒常的な累積赤字の解消に努めます。
- (2) ジェネリック医薬品の推奨、レセプト点検の実施等により医療費の適正化に向けた取り組みを推進します。
- (3) 被保険者の健康寿命の延伸のため、特定健診受診率、特定保健指導率の向上とともに地域を主体とした健康づくりに努めます。
- (4) 沖縄県都市国民健康保険研究協議会を中心に国民健康保険財政の赤字問題解決のため前期高齢者交付金の格差は正の財政支援措置を引き続き国へ要請します。

それぞれの施策に対する基本的な取組みの方向性と考え方を示しています。

2. 都道府県化（広域化）への対応

- (1) 国民健康保険制度の都道府県化に向けた各種協議やシステム構築等に取り組むとともに、2018（平成30）年度以降は県の国民健康保険運営方針のもと事務の効率化、標準化、広域化を推進します。

↓ 目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
①国民健康保険税収納率	93.00%	94.15%
②ジェネリック医薬品の使用促進	74.29%	86.29%

施策の達成状況を客観的に測っていくため、代表的な項目を「目標指標」として掲げ、数値化したものです。

目標設定の考え方

- ① 毎年度の県平均伸び率の5年間（H22～H26年度）の平均を目標値に設定しました。
- ② 2023（平成35）年度に向けた国のジェネリック医薬品の使用割合目標80%の早期達成に向けて、年2%の増加を目標に設定しました。

市民ができること

- ・国民健康保険税は、自主的に納付しましょう。
- ・適正な医療受診を行いましょう。
- ・ジェネリック医薬品を積極的に使用しましょう。

市民と行政がともにまちづくりを進めていくために、市民や事業所、地域が取組むことができる身近な例を示しています。



第3章

基本目標別施策



第3章 基本目標別施策

基本目標1

みんなで支え合う健やかなまちづくり 保健・医療・福祉分野

1-1 地域福祉

1-2 生活困窮対策・生活保護

1-3 障がい者福祉

1-4 国民健康保険

1-5 高齢者福祉・介護保険

基本目標 1 みんなで支えあう健やかなまちづくり

施策分野

1-1

地域福祉

【主管課】福祉総務課



めざす姿

- すべての市民が、日常生活のさまざまな困難や悩みに対し、必要な支援が受けられ、互いに助け合いながら暮らしていくける地域社会を目指します。

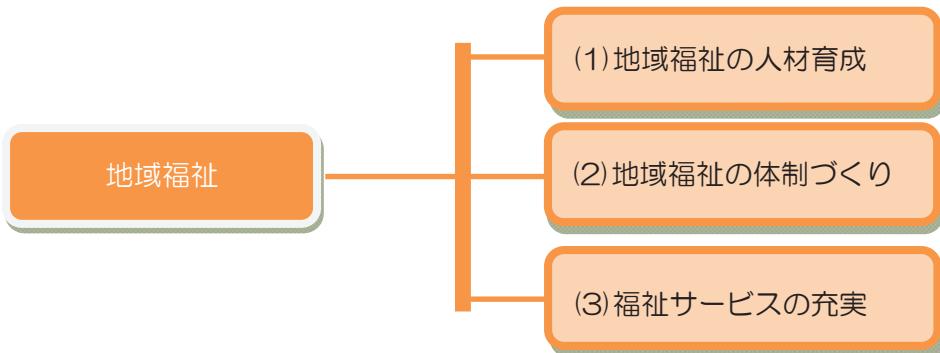


施策の展開

●現状と課題

- 少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化等により、家庭や地域の相互扶助機能が低下し、地域のつながりが希薄化しています。また、貧困や孤独死、虐待、ひきこもり、自殺などが社会問題となっています。
- 本市では、多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、うるま市社会福祉協議会、福祉ボランティア団体、自治会やNPO団体等と連携し、地域福祉の充実を図りながら、民生委員・児童委員の確保にも努めています。
- 今後も、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現に向け、行政、市民、福祉団体、ボランティアなどすべての人が互助意識を育み、福祉活動の担い手として地域福祉を推進し、共に支え合う地域づくりに取り組むことが重要です。
- また、誰もが快適な日常生活を送ることができるよう、ノーマライゼーション^{※1}の理念に基づき、公共施設等のバリアフリー等、社会環境を整えることが必要です。

●施策の体系



※1 ノーマライゼーション：障がい者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的な考え方。



施策の推進

1. 地域福祉の人材育成

- (1) 学校や社会教育活動、講演会、各種行事等の機会を通じ、人権や地域福祉に対する意識啓発を図ります。
- (2) 地域福祉を推進するボランティア養成講座等の充実を図り、福祉サービスを担う人材の育成・確保に努めます。
- (3) 市民自らが地域福祉の担い手となれるよう、民生委員・児童委員や行政、福祉機関と連携して地域課題の解決に向けた活動を促進します。

2. 地域福祉の体制づくり

- (1) 市社会福祉協議会が中核となり、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO 等が連携したネットワークの形成に努め、地域で支え合う仕組みの構築を進めるとともに、地域福祉の担い手の活動を支援します。併せて、地域福祉にかかる市民活動の各種取り組みについての広報活動などを行い、周知を図ります。
- (2) 地域社会や福祉事業所等と連携し、災害時要配慮者^{※2}に対する支援体制を構築します。
- (3) 事業者も地域社会の一員であるという意識のもと、事業者が社会貢献活動や地域社会の福祉活動に参加しやすいよう意識啓発に努めます。

3. 福祉サービスの充実

- (1) 総合的かつ計画的な地域福祉を推進するため、地域福祉計画^{※3}に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる、市民参画による地域主体の福祉社会構築に努めます。
- (2) 地域社会の中で自分らしく生活を送ることができるよう、暮らしや福祉に関する生活相談支援の充実を図ります。
- (3) 健康福祉センター（うるみん）を拠点に活動する社会福祉協議会については、地域福祉活動の推進と、介護支援、権利擁護等の各種サービスの充実に努めます。
- (4) ユニバーサルデザイン^{※4} や交通バリアフリーの視点も加えた、バリアフリーのまちづくりを推進し、全ての市民が不自由なく社会生活を送ることができるように努めます。

※2 災害時要配慮者：高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など災害時に自力で非難することが困難な人のこと。

※3 地域福祉計画：地域福祉を総合的に推進する上で大きな柱になる計画。

※4 ユニバーサルデザイン：障害の有無や年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう生活環境等をデザインする考え方。



目標指標

指標名	現状値（平成 27 年度）	目標値(平成 33 年度)
①ボランティア登録者数 (団体数)	4,233 人 (64 団体)	4,500 人 (75 団体)
②民生委員の充足率	93.6%	100.0%
③社会福祉協議会会員世帯数	15,520 世帯	19,300 世帯
④要配慮者見守り支援 台帳登録者行政区数	39 行政区	63 行政区
⑤ふれあい総合相談 延べ利用者件数	2,349 件	2,500 件

目標設定の考え方

- ① 現在より登録者数を 270 人弱、団体については 10 団体強を目標に設定しました。
- ② 設定された定足数を満たすため、目標値を 100% に設定しました。
- ③ 過去最高値（H16 年度：19,300 人）を目標に掲げました。
- ④ 全行政区を対象として目標を設定しました。
- ⑤ 1 日の一人当たりの利用件数の限度を加味し、目標値を年間 2,500 件（H27 年度から 150 件強の増）と設定しました。



市民ができること

- ・地域コミュニティ活動（自治会、小学校等）における福祉活動に関心をもち、積極的に参加しましょう。
- ・地域福祉の課題について、自身や家族のこととして捉え、豊かな生活を送るために努めましょう。
- ・互助意識を持ち、地域で支え合いながら、要配慮者の見守り支援等に協力しましょう。

基本目標 1 みんなで支えあう健やかなまちづくり

施策分野

1-2

生活貧困対策・生活保護

【主管課】保護課



めざす姿

- ・生活困窮者自立支援法※¹に基づき、生活困窮者に対する自立に必要な支援策を講ずることにより、生活困窮者の自立促進を目指します。
- ・要保護者、被保護者の現状に合わせた生活保護制度の適正な運営に努めます。



施策の展開

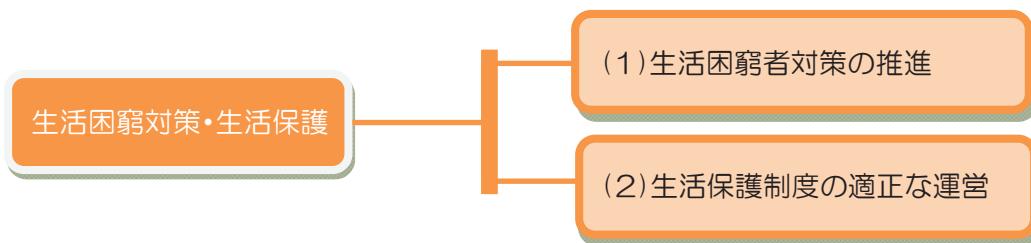
● 現状と課題

- 2015（平成 27）年に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金※²の支給等により、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図ることになりました。
- 生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とする制度です。
- 2014（平成 26）年に生活保護法が一部改正され、これまで以上に生活保護制度の適正実施及び自立促進、包括的支援を強化する内容となりました。
- 本市の生活保護受給者数は、毎年増加傾向にあります。増加の要因としては、高齢化の進展や経済環境の影響によるものが考えられますが、生活保護に至る原因是、傷病や障害等様々であり、個々の世帯に合わせた支援が課題となっています。今後も、被保護世帯に対する適宜・適切な援助を実施し、自立を促進する必要があります。
- 貧困の連鎖防止の対応として、貧困家庭における子どもの学習支援の充実が求められています。

※1 生活困窮者自立支援法：生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るために、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる法律。

※2 住居確保給付金：離職し、就職活動が行き詰って家賃が支払えず住宅を喪失した・喪失するおそれのある方を対象として給付する制度。

●施策の体系



施策の推進

1. 生活困窮者対策の推進

- (1) 生活困窮者自立支援法に基づき、各種支援事業を推進し、生活保護に至る前の支援対策の強化を図ります。
- (2) 生活困窮世帯の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施します。また、生活困窮者に対して各種支援施策の情報提供や助言に努めます。
- (3) 自立支援事業としての住宅確保給付金・就労準備支援・一時生活支援等を実施します。
- (4) 生活困窮者への包括的な支援を行うため、社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関との連携強化を図ります。
- (5) 貧困の連鎖防止のため、生活保護世帯や生活困窮状態にある世帯の子どもを対象に高校進学に向けた学習支援を実施します。

2. 生活保護制度の適正な運営

- (1) 調査活動を充実させ、被保護者の困窮の程度を適切に把握し、困窮の程度に応じ、必要な保護を実施します。
- (2) 適切な助言指導や、援助をすることにより、被保護者の自立助長に努めます。
- (3) 専門的な視点による適正保護を推進するため、保健・医療・福祉の各分野に精通した人材の育成・確保に努めます。



目標指標

指標名	現状値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
①生活困窮者自立支援制度利用者のうち就労した人数	49人	54人
②生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援利用人数	17人	37人
③生活保護受給者の就労支援対象者のうち就労した人の割合	55.6%	61.1%

目標設定の考え方

- ① 2015（平成 27）年度の生活困窮者自立支援制度利用者のうち就労した人数の実績値49人から10%増を目標値として設定しました。
- ② 生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援事業の実施場所の増加（1ヶ所→3ヶ所）を想定し目標値を設定しました。
- ③ 過去5年間（H23～H27）の生活保護受給者の就労支援対象者のうち就労した人の割合の平均値46.1%から15ポイント増を目標値として設定しました。



市民ができること

- ・生活保護受給者は、各種届出を適切に行い、自立に向けて取り組みましょう。
- ・地域の民生委員や自治会による生活困窮者等の生活状況の把握及び行政への情報提供に協力しましょう。
- ・生活保護制度の適切な活用に努めましょう。
- ・自治会等を中心に生活困窮者等を地域で支えあいましょう。

基本目標 1 みんなで支えあう健やかなまちづくり

施策分野

1-3

障がい者福祉

【主管課】障がい福祉課



めざす姿

- ・障がい者等の自主的な行動や自立の取り組みを総合的に支援できるよう、日常生活及び社会生活の支援による共生社会の実現を目指します。



施策の展開

●現状と課題

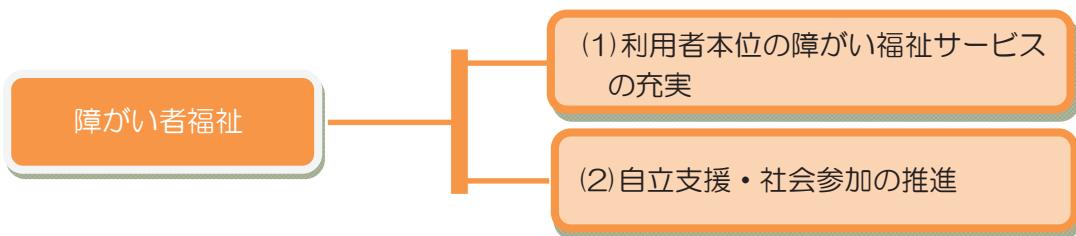
- 2013（平成 25）年に「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」^{※1}への改正、「障害者優先調達推進法」^{※2}の施行、2016（平成 28）年に「障害者差別解消法」の施行など、これまでの施設中心のサービス提供から、障がいのある人が住み慣れた環境で生きがいを持ち、自立した生活を送ることができるよう地域生活を中心とした支援への移行が進んでいます。
- 障がい者等が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行う必要があります。
- 障がい者福祉施策は、国の制度に則って実施するのですが、三障害（身体障害、知的障害、精神障害）に加え、難病や発達障害等が年々増え続けており、本市の障害福祉関係予算は年々増加傾向にあります。
- 複雑多様化する相談支援業務に対応できる専門職員の確保や、障害福祉サービス提供事業所等への指導事務の効率化、審査機能の強化など必要な取り組みを進めていく必要があります。
- 障がい者等が自ら選択した場所で生活できるよう、障がい者支援施設や精神科病院等からの地域移行を推進し、地域で暮らし続けることができる地域定着の取り組みや地域移行に向けた普及啓発が必要です。

※1 障害者総合支援法：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律。

※2 障害者優先調達推進法：国や自治体に対し、障害者就労施設などへ優先的・積極的に、物品や業務を発注する努力を求める法律。

- 2015（平成 27）年からサービス等利用計画※3 の作成が必須となり、その作成を含めた相談支援を行う人材の育成支援、また、専門的な指導や助言を行うほか、利用者及び地域の障害福祉サービスや地域相談支援等の社会的基盤の整備が必要です。
- 障がい者等が介護保険サービスを利用する場合も、必要なサービスが円滑に提供できるよう、障害福祉制度と介護保険制度との連携や、「親亡き後」への準備を支援する取り組みを進めていく必要があります。
- 意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に対し、障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細かな対応や計画的な人材養成等を進める必要があります。

● 施策の体系



施策の推進

1. 利用者本位の障がい福祉サービスの充実

- (1) 障害者基本法等に基づく、総合的な障がい者福祉計画・障害福祉計画を推進していくとともに、障がい者等が安心して生活できる地域社会をつくることを目指すノーマライゼーションの理念のもと、障害や障がいのある人に対する理解の促進に継続して取り組んでいきます。
- (2) 障害者総合支援法に基づく、居宅介護や短期入所（ショートステイ）などの介護給付、自立訓練や就労移行支援などの訓練等給付、また更生医療などの自立支援医療、補装具の支給等の自立支援給付を中心に関わる人が地域で自立した生活がおくれるよう総合的なサービスの提供を継続して実施します。
- (3) 児童福祉法に基づく、児童発達支援、放課後等デイサービス、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援等の障がい児通所支援をとおして、障がい児や家族にとって身近な地域で必要な発達支援を受けられるようサービスの提供を継続して実施します。
- (4) 地域や利用者の実情に応じて、地域における生活を支える相談支援や意思疎通支援、移動支援など、地域生活支援事業を継続して実施します。
- (5) 利用者本位のサービスが実施されるよう、保健・医療・福祉の関係機関と連携を強化し、障がい者やその家族等に対してライフステージに応じた切れ目のない支援と関係機関と連携した地域支援体制の充実を図ります。

※3 サービス等利用計画：障害福祉サービス・障害児通所支援を利用される障がいのある方（児童）について、「サービス等利用計画」又は「障害児支援利用計画」を作成することが必須となっている。

- (6) 計画相談支援については、公平性や透明性を確保しつつ、利用者の意向が反映された適切な支給決定が行われるよう、相談支援専門員や関係機関職員等の資質の向上等に向けた取り組みを進めていきます。
- (7) 相談支援の取り組み等については、うるま市障がい者基幹相談支援センターを中心とし、相談支援の充実や職員の資質向上を図る必要があります。

2. 自立支援・社会参加の推進

- (1) 障がい者等の移動支援や創作的活動・生産活動の機会提供や社会との交流促進等を進め、障がい者等が地域社会の中で自立し、自ら社会参加できるよう引き続き支援します。
- (2) ボランティア団体の人材育成や活動を支援するとともに、身体障がい者協会やうるま市社会福祉協議会などの関係機関・団体と連携し、障がい者等の自立支援推進体制の確立を引き続き目指します。
- (3) 就労支援事業所等と連携し、障がい者等がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現することができるよう、工賃・賃金向上に向け引き続き取り組みます。
- (4) うるま市障がい者基幹相談支援センターが中心となって取り組んでいる、認知症、知的障害や精神障害などの判断能力が不十分な方々を保護し支援する成年後見制度については、「うるま市権利擁護センター」や関係機関との連携をより一層高め、成年後見制度を安心して利用できる体制づくりを推進していきます。
- (5) 障がい者等虐待の早期発見や権利擁護の推進、また合理的配慮を推進し、偏見、差別のない社会づくりに努めます。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値(平成33年度)
①障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付）障害児通所支援事業利用者数	2,184人	2,652人
②相談支援延利用者数	3,120人	3,774人
③移動（車両・ガイドヘルプ等）支援者数	151人	235人
④地域活動支援センター利用者数	297人	384人
⑤社会参加事業（芸術・文化、スポーツレクリエーション）利用者数	190人	286人



目標設定の考え方

- ① 近年の障害手帳等交付者数に対するサービス利用者の割合が26%となっており、今後、障害者手帳等交付者数の増加が予想されることから、2021（H33）年度まで26%を維持していくことを目標として設定しました。
- ② 近年の障害手帳等交付者数に対する相談支援利用者の割合が37%となっており、今後、障害者手帳等交付者数の増加が予想されることから、2021（H33）年度まで37%を維持していくことを目標として設定しました。
- ③ 近年の障害手帳等交付者数に対する移動支援利用者の割合が1.7%となっており、2021（H33）年度まで毎年0.1%増加することを目標として設定しました。
- ④ 近年の障害手帳等交付者数（児童除く）に対する地域活動支援センター利用者の割合が4%となっており、今後、障害者手帳等交付者数の増加が予想されることから2021（H33）年度まで4%を維持していくことを目標として設定しました。
- ⑤ 近年の障害手帳等交付者数に対する社会参加事業利用者の割合が2.2%となっており、2021（H33）年度まで毎年0.1%増加することを目標として設定しました。



市民ができること

- ・住民及び地域は、障害に対する理解を深め、障がい者等が地域で生活できるよう配慮し、支えましょう。
- ・事業者は、障害福祉サービスの充実、社会参加の促進、障がい者の就労訓練及び雇用に努めましょう。

基本目標 1 みんなで支えあう健やかなまちづくり

施策分野

1-4

国民健康保険

【主管課】国民健康保険課

【主な関係課】健康支援課



めざす姿

- ・国民健康保険制度の周知を図り、納税意識を高めるとともに、国民健康保険財政の健全化に努め、制度の適正な運用を推進します。

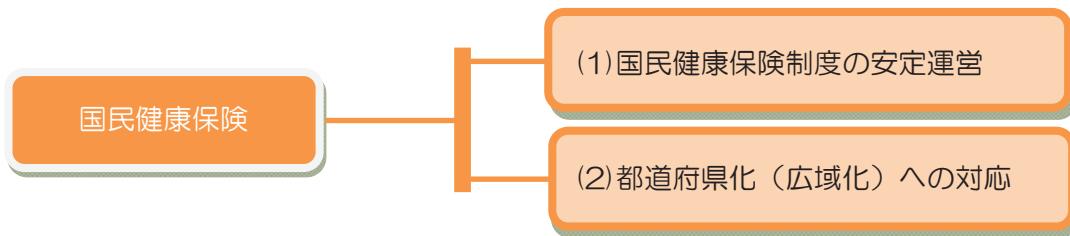


施策の展開

●現状と課題

- ・国民健康保険制度は、誰もが安心して適切な医療を受けることができるよう制定された公的医療保険制度であり、市民の医療・健康増進を支える大切な制度です。
- ・少子高齢化と雇用情勢の改善により国民健康保険被保険者は減少傾向にあるものの、医療の高度化により保険給付費は年々増加しています。しかし、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高いという制度的な課題と市民所得が県内下位にあり財政基盤が弱いため、伸び続ける医療費の財源確保が厳しい状況にあります。
- ・また、沖縄戦の影響で前期高齢者（65歳～74歳）の割合が低いことから前期高齢者交付金が少なく、県内市町村国民健康保険の財政悪化につながっており、本市においても一般会計からの繰入に頼った財政構造になっています。
- ・2008（平成 20）年度の後期高齢者医療制度の創設や、経済状況の低迷により収納率が低下したことを見て、本市では、2013（平成 25）年度に納税指導員制度や納税等お知らせセンターの導入、そして滞納整理の強化により、収納率の向上に努めてきました。
- ・医療費の削減に向けた取り組みとして、健康づくりの推進やジェネリック医薬品の使用促進等の取り組みを実施しています。
- ・今後も、適正な歳入の確保及び医療費削減に向けた取り組みを進め、国民健康保険制度の健全運営を図る必要があります。
- ・持続可能な医療保険制度の確立を図るために、2015（平成 27）年には医療保険制度改革関連法が成立し、2018（平成 30）年度以降の国民健康保険運営主体の都道府県化（広域化）や財政基盤強化等が図られることになっています。

●施策の体系



施策の推進

1. 国民健康保険制度の安定運営

- (1) 国民健康保険制度の健全な運営を図るため、適切な保険給付及び保険税の適正賦課を行い、収納率の向上を図りながら、恒常的な累積赤字の解消に努めます。
- (2) ジェネリック医薬品の推奨、レセプト点検の実施等により医療費の適正化に向けた取り組みを推進します。
- (3) 被保険者の健康寿命の延伸のため、特定健診受診率、特定保健指導率の向上とともに地域を主体とした健康づくりに努めます。
- (4) 沖縄県都市国民健康保険研究協議会を中心に国民健康保険財政の赤字問題解決のため前期高齢者交付金の格差是正の財政支援措置を引き続き国へ要請します。

2. 都道府県化（広域化）への対応

- (1) 国民健康保険制度の都道府県化に向けた各種協議やシステム構築等に取り組むとともに、2018（平成30）年度以降は県の国民健康保険運営方針のもと事務の効率化、標準化、広域化を推進します。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
①国民健康保険税収納率	93.00%	94.15%
②ジェネリック医薬品の使用促進	74.29%	86.29%

目標設定の考え方

- ① 毎年度の県平均伸び率の5年間（H22～H26年度）の平均を目標値に設定しました。
- ② 2023（平成35）年度に向けた国のジェネリック医薬品の使用割合目標80%の早期達成に向けて、年2%の増加を目標に設定しました。



市民ができること

- ・国民健康保険税は、自主的に納付しましょう。
- ・適正な医療受診を行いましょう。
- ・ジェネリック医薬品を積極的に使用しましょう。

基本目標 1

みんなで支えあう健やかなまちづくり

施策分野

1-5

高齢者福祉・介護保険

【主管課】介護長寿課

【主な関係課】健康支援課
生涯学習振興課

めざす姿

- ・高齢者の方々が自立と尊厳をもって住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていくことができる地域社会を目指します。
- ・高齢者自身が、健康維持・増進や介護予防に取り組み、生きがいをもって社会参加し、介護が必要な状態になつたとしても、地域社会全体で支え合い、高齢者が生き生きと安心して暮らせる地域社会を目指します。



施策の展開

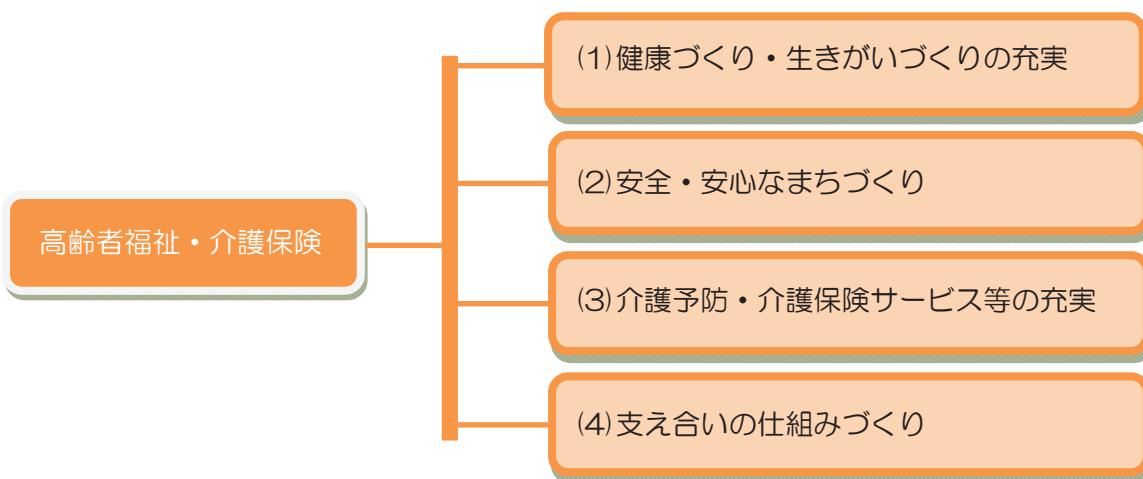
● 現状と課題

- 本市の高齢化率は、年々増加しており、2016（平成28）年4月現在19.9%と約2割に達しました。それに伴い、独居高齢者及び高齢者世帯、介護を必要とする高齢者や認知症高齢者、生活困窮高齢者なども増加しており、核家族化、家族関係の希薄さという家族構造の変化の中、高齢者の孤立、徘徊等による道迷い高齢者を少なくするため、高齢者をいかに地域で支えていくか、自立意欲の向上につなげていくかが、重要な課題となっております。
- 高齢者自身は心身共に健康であることが重要であり、壮年期からの健康づくりをはじめとする介護予防活動や生きがい対策を今後とも一層拡充する必要があります。また、心身機能の低下がみられる高齢者には要介護状態へ移行しないための機能維持・改善の支援が必要です。
- 認知症高齢者や家族への対応として、認知症サポーター養成講座やSOSネットワーク事業の拡充に加え、認知症ケアパス^{※1}や認知症初期集中支援チームの設置を図るなど地域や関係機関と連携した対策が必要です。
- 高齢者の在宅生活を支援するために、住まいの確保や住民主体の生活支援サービスの充実、在宅医療・介護連携の推進、多職種協働による地域ケア会議の開催により、支援拡充を図る必要があります。

※1 認知症ケアパス：認知症の人とその家族が、地域の中で本来の生活を営むために、認知症の人と家族及び地域・医療・介護の人々が目標を共有し、それを達成するための連携の仕組み。

- 介護保険法の改正により、予防給付の訪問介護、通所介護が新たな総合事業（地域支援事業）へ移行するに伴い、様々なサービスの構築や介護予防事業の充実を図る必要があります。
- 老人クラブ活動事業の推進等により、高齢者自身の社会参加を促進する環境づくり、地域人材の活用、各関係団体・機関との連携・協力を得て、個々の状態に合わせたきめ細かな支援体制を推進し、地域包括ケアシステム^{※2}の充実を図っていく必要があります。

● 施策の体系



施策の推進

1. 健康づくり・生きがいづくりの充実

- (1) 健康づくりに関する意識の啓発をはじめ、特定健診等の受診勧奨や自主的な取り組みを促進します。
- (2) 生涯学習や生涯スポーツ活動の促進、活動場所の確保等による老人クラブ活動事業の推進等により高齢者の健康づくり・生きがいづくりを支援します。

2. 安全・安心なまちづくり

- (1) 高齢者をはじめ、市民が安全・安心な暮らしを続けていくため、災害時の対応や生活の基盤となる住まいの確保等を進めます。
- (2) 災害時要援護者登録制度の理解及び登録促進や自主防災組織の結成・育成等により、災害時の対応体制の充実を図ります。
- (3) 高齢者向け住宅等の整備促進や有料老人ホームの届け出促進等により、高齢者が安心して暮らすための良質な住まいの確保を図ります。
- (4) 公園、道路、公共施設等の公共空間において、バリアフリー化を推進していきます。

※2 地域包括ケアシステム：高齢者が要介護状態になってしまっても住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送ることができるよう地域がサポートし合う社会のシステムのこと。



3. 介護予防・介護保険サービス等の充実

- (1) 高齢者の心身機能の低下を防ぎ自立した暮らしを続けていくためには、心身機能の状態を把握し、個々の状態に合わせて心身機能の維持・改善を図り、要介護状態への移行及び重度化の抑制を図ります。
- (2) 生活支援や身体介助等が必要な高齢者への適切な介護・福祉サービスの提供に努めます。
- (3) 高齢者の状態把握をはじめ、高齢者の状態に合わせた介護予防教室への参加促進及び教室の内容等の充実、地域での介護予防活動拠点の確保等を進め、介護予防の充実を図ります。
- (4) 支援が必要な高齢者へ適切なサービスを提供できるよう、介護保険サービス（居宅型、地域密着型、施設型）の確保に努めるとともに、自立に向けた在宅福祉サービス等の提供を図ります。

4. 支え合いの仕組みづくり

- (1) 今後の高齢化が進行していく社会においては、元気な高齢者同士や地域での支え合いはもちろん、保健・医療・福祉等の多様な分野から成る横断的なネットワークの形成・連携強化に努めます。
- (2) 地域包括支援センターの機能強化を図りつつ、同センターを中心としたネットワークの形成・連携強化を図っていくとともに、地域活動等の支援による住民同士の支え合い活動を推進していきます。
- (3) 増加する認知症高齢者等を支える仕組みづくりのため、認知症に関する知識の普及や地域及び専門家による見守り・支援体制づくりに取り組みます。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値(平成33年度)
①ちゅーがんじゅー高齢者の割合	80.4%	80.65%
②老人クラブ会員数	8,141人	9,885人
③介護予防教室等の延参加者数	9,875人	11,790人
④地域包括支援センター等の延相談者数	7,824人	13,860人

目標設定の考え方

- ① 介護認定を受けてない高齢者（要介護認定を受けずに自分の生活を維持している高齢者）の割合を平成27年度ベースと同様の数値維持を目標に設定しました。
- ② 老人クラブの活動は、高齢者の「地域活動」の拠点であるとともに、その会員の確保は、地域活動の活性化になり得るため、会員数を当該年度の高齢者人口の「35%」を目標として設定しました。
- ③ 2015（平成27）年度の延参加者数をベースに前年度比較で3%の増加を目標として設定しました。
- ④ 地域包括ケアシステムの中心的な役割を担う「地域包括支援センター」について、日常生活圏域毎の設置を進め、同センター及び市窓口での相談件数を前年度比較10%の増加を目標として設定しました。



市民ができること

- ・高齢者自身は、健康の維持・増進に努め、かつ地域の担い手として積極的な社会参加に努めましょう。
- ・地域社会は、高齢者を見守り支え合うとともに、高齢者の活動等を支援しましょう。
- ・関係団体等は、高齢者及び地域社会との関係を深め、その活動を積極的に支援し、地域づくり等に参画しましょう。



第3章 基本目標別施策

基本目標2

子どもがいきいきと育つまちづくり 子ども・子育て分野

2-1 母子保健

2-2 子育て支援

2-3 保育

基本目標 2 子どもがいきいきと育つまちづくり

施策分野

2-1

母子保健※1

【主管課】こども健康課
【主な関係課】健康支援課・指導課
保育幼稚園課



めざす姿

- すべての親と子どもが安心して、健やかにすごせるために、家族ぐるみ、地域ぐるみで支える環境づくりを目指します。



施策の展開

●現状と課題

- 国においては母子の健康水準を向上させるため「健やか親子 21(第2次、平成27年度)」※2を推進しており、「すべての子どもが健やかに育つ社会」を目指しています。沖縄県では「健やか親子おきなわ21(第2次、平成27年度)」により、低体重児出生率や10代の出産割合が全国一高いなどの課題に対し、実情に即した様々な取り組みが推進されています。
- 本市においては「健康うるま21後期計画」(平成24年度策定)や「うるま市子ども・子育て支援事業計画」(平成26年度策定)に基づき、妊娠中から子育て期にいたるまでさまざまな場面を活用して、母子保健の充実に取り組んでいます。
- 本市では、県平均と比較し、10代の妊娠、妊婦や配偶者の喫煙率、また低出生体重児の割合などが高いという周産期の課題があります。
- 乳幼児健康診査は、乳幼児の成長発達の確認及び親への育児支援、必要時の早期支援の介入の場ですが、受診率が県平均よりも低く、受診率向上が課題です。
- 3歳児健康診査受診時において、夜9時までの就寝が1割にも満たず、夜間の睡眠時間10時間未満が約7割など、乳幼児期の睡眠不足(推奨睡眠時間10~13時間)が深刻な状況であると推測されます。その要因は夜型の大人の生活に合わせた生活リズムとなっていることが考えられます。乳幼児の健やかな成長発達のために必要な規則正しい生活リズムの形成が課題です。

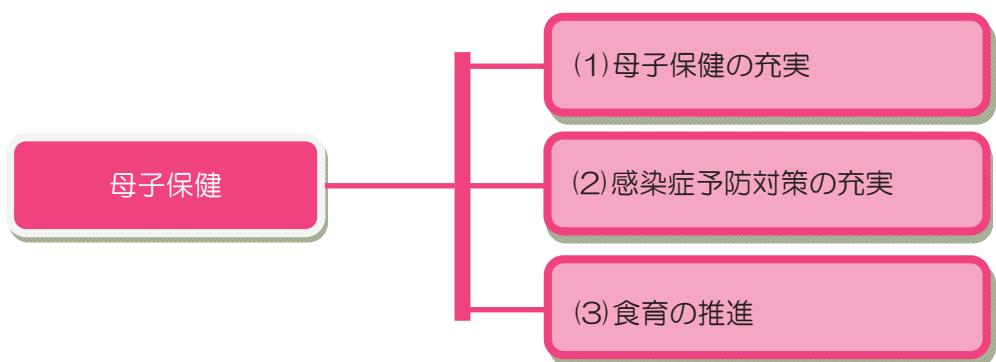
※1 母子保健：じょうぶな子どもを産み、健康に育てるという考え方のもとに、母親と子どもの健康保持と増進をはかること。

※2 健やか親子 21：「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現を目指し、関係するすべての人々、関連機関・団体が一体となって取り組む国民運動。



- 麻しん・風しんは、予防接種率95%で流行を防ぐことができますが、これまでの各年代の接種率は90~99%となっており、未接種者の積み残しがあります。今後は未接種者を中心とした流行が危惧されます。
- 食の課題が多様化しており、妊婦の貧血や高血圧・高血糖など、乳幼児期の発達段階に適した離乳食や幼児食に進められていない、また3歳児の朝食を摂っている割合が県平均より低いなどがみられます。

● 施策の体系



↑ 施策の推進

1. 母子保健の充実

- (1) 「健康うるま 21 後期計画」及び「うるま市子ども・子育て支援事業計画」に基づく、妊娠・出産・育児期における各種健康診査や健康教室、相談支援、情報提供などの母子保健サービスの充実に取り組み、関連機関との連携体制を強化します。
- (2) 安全・安心な妊娠出産に向け、母子健康手帳交付時の個別指導を全件行い、若年妊娠や妊婦健康診査の有所見者などの妊産婦や配偶者への保健指導を行います。また、出産後は健全な親子関係の構築や心身ともに健やかに成長できる環境づくりのため、新生児訪問や乳幼児健康診査・健康相談などを行います。
- (3) 個別に支援の必要がある家庭には、地区担当保健師が訪問等による相談支援を行います。
- (4) 教育委員会等と連携し、思春期教室開催など、次世代の健康づくりを行います。
- (5) 保健師や栄養士、臨床心理士などの専門的人材の育成、PDCA※3に基づいた母子保健事業を展開し、地域の母子保健を担う母子保健推進員の育成確保に努めます。

※3 PDCA：事業の点検・評価方法。「Plan（計画）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）」のそれぞれの頭文字をつなげたもの。

2. 感染症予防対策の充実

(1) 定期予防接種等の実施や感染症予防啓発を行うことにより感染症の蔓延防止、個人の発症予防及び重症化を防ぎます。

3. 食育の推進

(1) 妊娠期、生まれてからの成長に合わせた離乳食や幼児食への移行など、次世代の健康づくりの基本となるライフステージに合った食の推進を図ります。



目標指標

指標名	現状値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
①乳幼児健診受診率(乳児)	85.5%	95.0%
②予防接種率 (麻しん・風しん(MR))	MR1 期 99.5% MR2 期 90.1%	MR1 期 95.0% MR2 期 95.0%
③3歳児の夜9時までに寝る割合	6.7%	50.0%
④妊婦の喫煙率	4.5%	1.5%
⑤母子保健推進員 未配置地区	21 地区	15 地区
⑥3歳児の毎日朝食摂取率	95.5%	98.0%

目標設定の考え方

- ① 沖縄県の「健やか親子おきなわ 21 計画」の中間目標値を設定しました。
- ② 感染症の蔓延防止及び個人の発症予防・重症化を防ぐために有効とされる予防接種率 95%以上の接種率を確保することを目標として設定しました。
- ③ 3歳児健康診査の現状値から、毎年 5~10% の増加を図ることを目標として設定しました。



- ④ 乳児健康診査前期の現状値から、毎年 0.5%～1 %の減少を図ることを目標として設定しました。
- ⑤ 未配置地区解消を年 1 地区ずつ減らしていくことを目標として設定しました。
- ⑥ 3歳児健康診査の現状値から、毎年 0.5%程度の増加を図ることを目標として設定しました。



市民ができること

- ・妊婦・家族・地域・事業所は、安全・安心な妊娠出産ができる環境づくりを心がけましょう。
- ・妊婦は、心の安定に努め、母体の健康を守るための行動（妊婦健康診査の受診・栄養のバランス・休養・禁煙など）をとりましょう。
- ・保護者は、豊かな子どもの成長を導くため、望ましい生活習慣（規則正しい生活リズムとして、朝 7 時までに早起きして朝ごはん、夜 9 時までに早寝など）の基礎を身につけさせ、乳幼児健康診査を受診しましょう。
- ・保護者は、定期予防接種や体調管理などにより、感染症の発症及び重症化を予防しましょう。

基本目標 2 子どもがいきいきと育つまちづくり

施策分野

2-2 子育て支援

【主管課】こども未来課
【主な関係課】保育幼稚園課・児童家庭課
こども健康課



めざす姿

- ・子どもたちが明るく心豊かに健やかに成長することができ、保護者が安心して子育てを行うことができる環境づくりを目指します。



施策の展開

●現状と課題

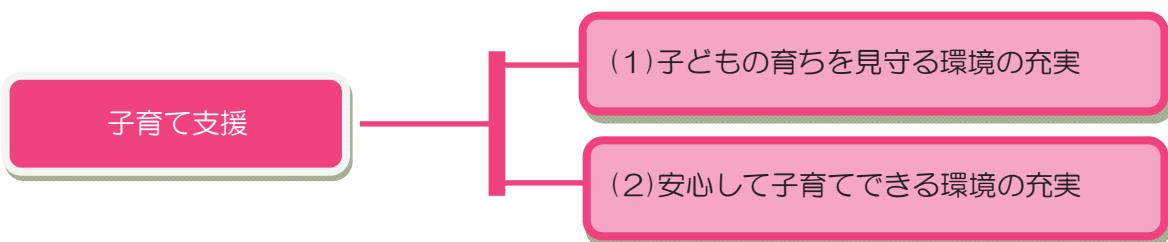
- 現在、全国的に人口減少、少子高齢化による家族形態の変化、就労の多様化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、出生率の低下による少子化が大きな課題となっています。
- 本市における出生率は、2008（平成20）年から2012（平成24）年の平均値で1.84%と全国平均（1.38%）よりも高い状況にあるものの10年前と比較して出生率は減少しています。
- 本市の2015（平成27）年の年少人口（0～14歳人口）割合は17.4%であり、全国平均よりも高い水準にあるものの、年少人口は1985（昭和60）年頃から一貫して減少しており、全国同様年少人口が減少しています。また、今後も年少人口の減少が予想されていることから、子どもを安心して産み・育てていくことができる環境づくりを進めることが必要です。
- 本市では、2014（平成26）年度に策定した「うるま市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、幼児期の教育や保育のサービスの他、子ども医療費助成の拡充やファミリー・サポート・センター※1の充実など、子どもの健やかな育ちと安全・安心に子育てができる環境になるよう取り組みを進めてきました。
- 一方で、家庭や地域の子育て力が低下する中、地域における子育て支援を充実させていくことが課題となっています。
- 本市においては、家庭保育者の相談先や保護者同士の交流や情報交換の場の確保として、市内公立保育所1箇所、認可保育所7箇所に地域子育て支援センターを設置するなど家庭保育者のための支援に取り組んできましたが、今後も親子が気軽に訪れることができる場として、支援の充実に努める必要があります。

※1 ファミリー・サポート・センター：地域において育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、育児等について助け合う制度。



- また、共働き家庭が増加した現代においては、子どもの放課後の居場所づくりが課題となっています。本市には、市内6箇所に児童館および児童センター等があり、2014（平成26）年度には、きむたかこどもセンターが供用開始されるなど、児童館等の整備に取り組んできましたが、今後は公民館など既存の公共施設を活用した児童館（機能の整備）など、子どもの居場所づくりの充実を図っていく必要があります。
- 民設を含む市内の学童クラブ（補助対象クラブ）についても、2011（平成23）年度の20箇所から2016（平成28）年度は39箇所（支援の単位：48）と増加し、現在1,555人の児童が受け入れられており、今後も継続し保育に関する専門員による、訪問指導や研修会の開催等を実施し、学童クラブの運営の適正化と支援員（学童クラブの先生）の資質向上に努めていく必要があります。
- また、全国と比較し民設民営の学童クラブが多く、利用料金が高いため、運営の適正化等により利用料金の低減を図り、同時に公設の学童クラブの整備に努めていく必要があります。

● 施策の体系



施策の推進

1. 子どもの育ちを見守る環境の充実

- (1) 保護者の就労と子育ての両立を支援し児童の健全な育成を図るために、公設学童クラブの整備に努め子どもの居場所づくりを進めます。
- (2) 青少年の健全育成を推進していくため、児童館に中高生を受け入れ、居場所を提供することにより、異年齢間の交流を図ります。
- (3) 虐待の予防や早期発見・早期対応ができるよう、学校や地域、関係機関との連携を強化するとともに、相談体制を充実します。

2. 安心して子育てできる環境の充実

- (1) 子どもの疾病の早期発見と早期治療を促進し、子どもの健やかな育ちを支援するとともに保護者の医療費の軽減を図るため、こども医療費の一部助成（中学卒業まで）を継続的に実施します。
- (2) 母子・父子家庭の生活安定と自立支援に向けた、就労支援や日常生活支援、修学資金の貸し付けなどの各種支援の充実に努めます。
- (3) ファミリー・サポート・センターにおいて「子育てを手助けして欲しい人」と「子育てを手助けしたい人」を結ぶ育児支援を進めます。また、ファミリー・サポート・センターの周知を図り、登録会員数を増やし、利用ニーズに対応できるよう努めるとともに、低所得者等への利用料金の助成等について検討します。
- (4) 子育ての不安の解消や負担軽減を図るため、地域子育て支援センター等による保護者間の交流の場の確保や情報提供、育児助言、子育て講座の開催など子育て支援サービスの提供を進めます。
- (5) 各関係機関にある子育てに関する相談窓口の連携強化や妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援、ワンストップ相談、窓口関係機関とのネットワークの構築（子育て世代包括支援センター）をするとともに、市の広報やホームページなどを活用し子育て支援に関する情報発信の充実に努めます。
- (6) 「地域子ども・子育て支援事業」に示された各種事業（延長保育事業、利用者支援事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業等）について、利用者ニーズを把握し、安心して子育てできる環境整備を推進します。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
①公設の学童クラブ数（累計）	9 クラブ	18 クラブ
②地域子育て支援センター 利用者数	38,076 人	40,320 人
③乳幼児家庭全戸訪問率	69.8%	92.0%
④子育て世代包括支援 センターの設置	0 箇所	1 箇所



目標設定の考え方

- ① 「子ども・子育て支援計画」策定時（H26 年度）に実施したニーズ量調査を基に、既存の公設学童クラブが無く、またニーズが多いにも関わらず、学童クラブが少ない地域へ新たに 9ヶ所の設置を目標として設定しました。
- ② センター 1ヶ所の利用者数（1日当たり）の現状値約 20 人から 21 人に増加を図ることを目標に設定しました。
- ③ 沖縄県目標値（2021（平成 33）年度）を目標として設定しました。
- ④ 国において、2017（平成 29）年度に子育て世代包括支援センターの設置が法定化され、2020（平成 32）年度までに全国展開することとしているため、1箇所の設置を目標値として設定しました。



市民ができること

- ・保護者は、子育てに対し自覚と責任を持ちましょう。
- ・市民は、子育てボランティアとして参加しましょう。
- ・民生委員は、子育て世帯と連携を持ちましょう。
- ・近隣住民は、子育て世帯の見守りを行いましょう。
- ・地域は、子どもを通じた地域のつながりづくりに努めましょう。
- ・事業所は、子育てしやすい就労環境づくりに努めましょう。

基本目標 2 子どもがいきいきと育つまちづくり

施策分野

2-3

保育

【主管課】保育幼稚園課
【主な関係課】こども未来課・指導課



めざす姿

- 就労や病気等により保育が必要な乳幼児を、家庭の保護者に代わって保育し、安心して就労や子育てを行うことが出来る環境を目指します。



施策の展開

● 現状と課題

- 近年、保育所における待機児童が全国的に問題となっています。そのような中で、沖縄県の待機児童数は、47都道府県のうち東京都に次いで2番目に多い状況（2015（平成27）年4月1日時点）となっています。
- 本市の待機児童数（特定の保育所しか希望しない保護者の児童を除く）※1は平成28年4月1日時点で、542人であり、前年度同時期より174人増えています。
- 現在、本市には33箇所の認可保育所（公立5箇所、私立28箇所）と32ヶ所の認可外保育所があります。
- 2012（平成24）年度から2016（平成28）年度にかけて認可保育所を3ヶ所増やすなど入所定員数の拡大を図ってきましたが、入所を希望する児童数も年々増加し、現在でも待機児童が生じている状況となっています。今後も認可保育所の施設整備など待機児童解消に向けた早急な対応が求められています。
- また、保育事業を推進するためには保育士の確保が重要な課題となっており、県や関係団体等と連携し、保育士の確保や資質向上につながる取り組みを推進する必要があります。
- 本市はひとり親の出現率も高く、必要な時に安心して子どもを預けられる一時預かり保育、延長保育、病児・病後児保育などの保育サービスの充実が求められています。
- 2015（平成27）年度に「子ども子育て新制度」が実施されたことにより、保育所を利用している5歳児が300人を超えており、今後は小学校へ移行の際の学習や生活が円満に送れるよう、保幼小の連携に努める必要があります。

※1 待機児童数：待機児童の内、特定の保育所しか希望しない保護者の児童を除く児童数。

●施策の体系

保 育

(1) 多様な保育サービスの充実



施策の推進

1. 多様な保育サービスの充実

- (1) 待機児童の解消に向け、既存認可保育所の増改築など定員増を伴う施設整備を図ります。また、3歳児未満の待機児童が多いことから、分園^{※2} や小規模保育事業^{※3}、事業所内保育事業^{※4}を推進します。
- (2) 保育士確保に向け、市独自の助成事業や国及び県の支援事業を積極的に活用し、待遇改善、継続雇用を促すとともに、保育士試験対策講座を開催し保育士の掘り起しにつなげます。
- (3) 認可外保育所を含む市内保育所の職員を対象にした研修会の開催や配慮を要する子の巡回相談事業を行い、保育の質の向上を図ります。
- (4) 認可外保育所職員への研修を行うとともに、小規模保育事業への移行を促進するなど認可外保育所に入所する児童の保育環境の向上を図ります。
- (5) 一時預かり保育、延長保育事業などの充実を図るとともに、病児・病後児保育^{※5}については、医療機関と連携し取り組みを進めます。
- (6) 乳幼児期から児童期への連続した子どもの発達を意識し、子どもの生活や学びが円滑に移行していくよう、就学前教育の充実と保育所・幼稚園・小学校が連携した交流活動や職員間の相互理解を深め、情報共有を図ります。
- (7) 各家庭の幼児教育・保育に対する多様なニーズに応えるため、認定こども園の導入等について関係機関と連携を深め推進します。

※2 分園：本体となる保育所とは離れているものの一体的に運営される小規模の保育施設をいう。

※3 小規模保育事業：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

※4 事業所内保育事業：主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。

※5 病児・病後児保育：地域の児童を対象に当該児童が発熱などの急な病気となった場合、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて看護師などが保育するもの。



目標指標

指標名	現状値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
①認可保育所の入所児童数	3,035 人	4,749 人
②待機児童数 (平成 28 年4月 1 日時点)	542 人	0 人
③保育所職員研修会の 延参加者数	1,536 人	1,800 人

目標設定の考え方

- ① 「うるま市子ども・子育て支援事業計画」における、必要量に応じた確保量の見込み数を目標としました。
- ② 2021（平成 33）年度までに、待機児童の解消を図ることを目標として設定しました。
(保育を要する要件に該当するが入所できない児童の内、特定の保育所しか希望しない保護者の児童を差し引いた児童数)
- ③ 市内の保育所に勤務する職員数の増加を見込み現状値から約 20% 増を目標値とし設定しました。



市民ができること

- ・保護者は、子育てに対し自覚と責任を持ちましょう。
- ・事業所は、事業所内保育所の整備等子育てしやすい就労環境づくりに努めましょう。



第3章 基本目標別施策

基本目標3

まちの活力を生み出す産業づくり 経済分野

3-1 農林水産業

3-2 商工業

3-3 観光

3-4 雇用促進・就業支援

3-5 企業立地

基本目標 3 まちの活力を生み出す産業づくり

施策分野

3-1

農林水産業

【主管課】農政課

【主な関係課】農水産整備課
農業委員会事務局



めざす姿

- 農林水産業の生産基盤の整備や農村・漁村集落の環境整備を進めるとともに、環境にやさしく地域の特性を生かした魅力ある農林水産業の振興を目指します。



施策の展開

●現状と課題

- 本市の農産物は、県の農林水産戦略品目の拠点産地として9品目（サヤインゲン、オクラ、にんじん、あまSUN、マンゴー、小ギク、洋ラン、甘しょ、グアバ）が認定を受け、沖縄県の農業においても重要な産地として位置づけられています。
- 本市農業の現状は、耕作放棄地^{※1}の減少や、新規就農者が平成24年度より毎年10名程度増加しているなどの好推移に加え、オクラ麺、津堅にんじんロールなどの農産物を活用した加工品・特産品開発への取り組みも進んでいます。
- 一方で、経営耕地面積が406haで、経営耕地面積が30a(0.3ha)以上の農家戸数は939戸と小規模農家が多く、また70歳代以上の就農者が全体の約4割を占め、今後も農業就業者の高齢化が加速的に進行し、市農業生産額の更なる低下が予想されています。
- また、市街地の拡大に伴い、農地の農業以外への転用や畜舎等から発生する悪臭や水質汚濁等の環境問題が生じるなど農業を取り巻く環境は厳しさを増しています。大切な生産基盤である農地を守る観点から無秩序な農地転用を防ぐとともに、バイオマス資源^{※2}である家畜排せつ物の利活用など、環境にやさしい農業に取り組み、都市部と農村部の共生を図っていく必要があります。

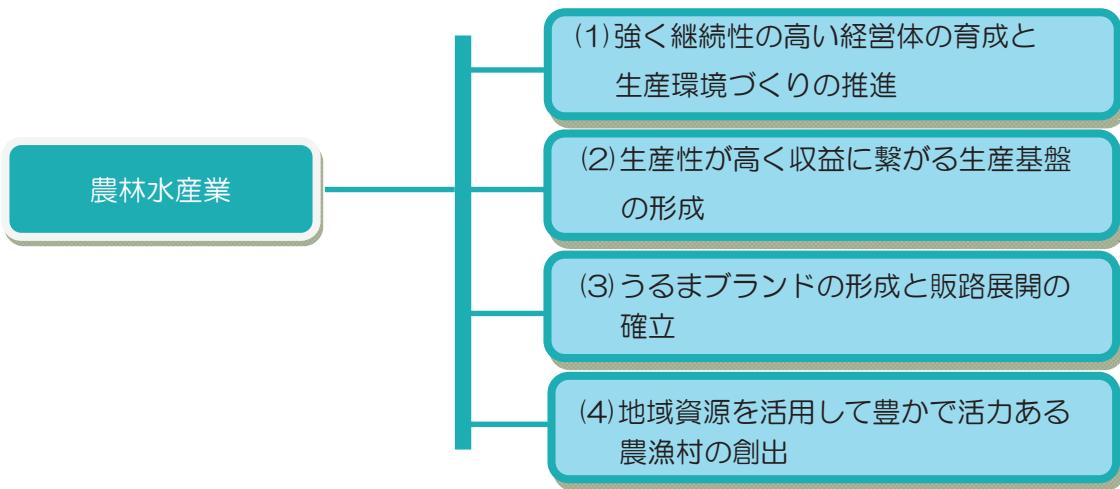
※1 耕作放棄地：農作物が1年以上作付けされず、農家が数年内に作付けする予定が無いと回答した田畠、果樹園のこと。

※2 バイオマス資源：再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。



- 今後、農業振興を図っていくためには、担い手の確保や就農者の育成をはじめ、効率的な農地の集積、農地の流動化による経営規模の拡大及び経営力の強化、農作物の品質向上や安定的な生産・出荷体制の確立、新たな販路の拡大など、現状の課題に対応した施策の展開が必要となっています。
- 水産業については、本市には8つの漁港と4つの漁業協同組合があります。これらの漁港による沿岸漁業を主体としながらも、獲る漁業からつくり育てる漁業に転換が進むなかでモズクやミーバイの養殖など海面漁業も行われています。特にモズクは全国シェアの9割を占める沖縄県のなかでも約4割を占めており、全国一の生産量を誇っています。
- 一方で、水産業の従事者は年々減少傾向にあり、高齢化も進んでいることから、担い手の確保や育成を行う必要があります。
- さらに今後は、水産物の6次産業化※3など高付加価値化に向けた取り組みが必要となっています。
- 平成28年度策定した「うるま市農業振興ビジョン」に基づいた総合的かつ計画的な農業振興施策を推進する必要があります。
- 地域食材の需要喚起と消費拡大に向けた出口戦略として構築する農水産業振興戦略拠点施設の運営により、本市農水産業の持続・発展的な振興を図る必要があります。

●施策の体系



施策の推進

1. 強く継続性の高い経営体の育成と生産環境づくりの推進

- (1) 沖縄県や農業協同組合、その他関係機関との連携を図り、担い手の確保・育成および農業経営の法人化の支援等経営基盤の強化に努めます。

※3 6次産業化：農業や水産業などの第一次産業が、食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態。

-
- (2) 将来にわたり水産業が持続的に産業として成り立っていくために、漁業の担い手の育成及び確保、所得向上等に向けて、漁業協同組合と連携しながら取り組みを進めます。
 - (3) 耕種農業と畜産業との連携を深め、地域の実情に合わせた効率性の高い生産環境を目指します。
 - (4) 農地中間管理機構^{※4}や農業委員会と連携し、耕作放棄地の解消を図るとともに、担い手農家への農地流動化による農地集積など、経営規模の拡大と農地の合理的な利用の推進に努めます。
 - (5) 自然災害による日照不足や干ばつ・台風等から園芸作物への被害を最小限に抑えるため、災害に強い園芸施設の拡充を推進します。また、甚大な被害があった場合においては、国・県へ対応を要望します。
 - (6) 農水産業振興戦略拠点施設など市場との情報共有により、ニーズに合わせた生産体制を構築するための施設の整備や技術・営農情報の発信に努めます。

2. 生産性が高く収益に繋がる生産基盤の形成

- (1) ほ場やかんがい施設、漁港施設等の生産基盤整備を推進し、安定した産業展開に努めます。
- (2) 市街地の拡大による農地の無秩序な転用を防ぐとともに、農地中間管理機構等の公的機関を活用した農地の賃貸借契約を進め、経営規模の拡大及び耕作放棄地の未然防止に努めます。
- (3) 農地の生産性を高めるため、耕作放棄地の解消による規模拡大を図りつつ、地域に合った栽培技術や輪作、高収益作物の導入等を推進します。
- (4) 農業生産性の安定向上を図るため、農業用施設および農業用機械の拡充に向けた支援に努めます。
- (5) 漁港施設の現状を把握し、その結果に基づく機能保全計画の策定に努めます。

3. うるまブランドの形成と販路展開の確立

- (1) 拠点産地品目などによるブランド化を推進するため、消費者や市場に信頼性の高い農水産物の安定供給、流通に努めます。
- (2) 特産物を活用した新商品開発やPR展開の支援、商業・工業と連携した6次産業化を推進します。
- (3) 安全・安心な農水産物食材の食育およびスローフード運動^{※5}を推進します。
- (4) 農水産業振興戦略拠点施設を活用して、農水産物の販路拡大に努めるとともに、学校給食等と連携して、食育や食農、地産地消および地産外商を推進します。

※4 農地中間管理機構：農地の出し手(地主)と受け手(農家)の仲介役として、農地集積・集約化に取り組む「信頼できる農地の中間的受け皿」として事業を行う公的機関。

※5 スローフード運動：安い輸入品やグローバル企業に「食」を委ねず、地元の農家から食材を直接買うことなどで地域経済を守る活動。



4. 地域資源を活用して豊かで活力ある農漁村の創出

- (1) 廃プラスチックや漁網などの産業廃棄物の適正処理を促進するとともに、持続的に経営できる資源管理型漁業^{※6}の推進、環境保全型農業の推進など、自然環境への負荷軽減に配慮した環境にやさしい農林水産業の振興を図ります。
- (2) 環境に配慮した耕畜連携農業を目指し、大量に発生する家畜排せつ物や廃棄農水産物などの有機肥料化を推進し、バイオマス資源の利活用を促進します。
- (3) 農漁村は食料その他の農水産物の供給機能はもとより、自然環境の保全、水源のかん養^{※7}、良好な景観の形成などの多面的機能を有することから、その機能の保全、さらに農漁村と都市住民との交流および農水産業体験の促進による交流機会の創出を推進します。
- (4) 農業者が継続的な営農を推進するため、地域と連携して世代間の交流ができる農家コミュニティの醸成を推進します。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値(平成33年度)
①農業純生産額	2,145 百万円	➡➡➡ 2,413 百万円
②漁獲高	1,071 百万円	➡➡➡ 1,137 百万円
③新規就農者増加数（累計）	11 人	➡➡➡ 71 人
④漁業者数	580 人	➡➡➡ 604 人
⑤耕地面積の増加数	-10 ha	➡➡➡ 8 ha

※6 資源管理型漁業：漁業の主役である漁業者が主体となって地域や魚種ごとの資源状態に応じ、資源管理を機動的に行うとともに、漁獲物の付加価値向上や経営コストの低減などを図ることにより、将来にわたって漁業経営の安定、発展を目指す漁業。

※7 かん養：水が自然に染み込むように、無理をしないでゆっくりと養い育てること。

目標設定の考え方

- ① 2017（平成 29）年度から 10 年間で 25% の増加を図ることとし、2021（平成 33）年度までにその半分にあたる 12.5% の増加を図ることを目標として設定しました。
※（市民所得と県平均市民所得との差 25%）
- ② 水産庁の産地水産業強化支援事業計画の成果目標が年 0.6% 以上の向上となっていることから、毎年約 1 % の増加を目標値として設定しました。
- ③ 2015（平成 27）年度までの水準を基準とし、年間 10 名の新規就農者の増加を目標に設定しました。
- ④ 2015（平成 27）年度までの水準を基準とし、年間 4 名の漁業者の増加を目標として設定しました。
- ⑤ 認定農業者、認定新規就農者、青年就農認定者から提出された経営計画書の規模拡大面積から設定しました。



市民ができること

- ・市民は、地場産物の消費拡大に努めましょう。
- ・農業者及び漁業者は、安全・安心な農水産物を提供しましょう。
- ・農業者及び漁業者は、6 次産業化及びブランド化に向けて取り組みましょう。
- ・農業協同組合並びに漁業協同組合は、生産者の支援に努めましょう。
- ・農業従事者は規模拡大に努めましょう。
- ・水産業従事者は、資源管理型漁業に努めましょう。

基本目標 3 まちの活力を生み出す産業づくり

施策分野

3-2

商工業

【主管課】商工観光課

【主な関係課】企業立地雇用推進課



めざす姿

- ・商店街及び市街地環境の改善を促し、事業者数及び販売額・出荷額を増やし活力のある商工業の振興を目指します。

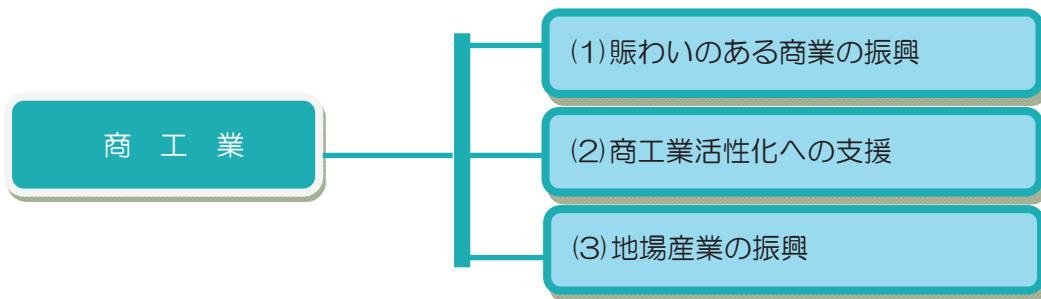


施策の展開

●現状と課題

- 本市の商工業は、雇用創出の場や市民の日常生活を支える場として重要な役割を担ってきました。しかし、近年の市場環境は、人口減少等による国内市場の縮小と売上の減少、消費者志向の変化、流通の多様化など激しい競争環境にあります。
- 本市における商店の立地は、県道 75 号線や県道 225 号線、県道 8 号線沿いに見られ、主に安慶名・みどり町、赤道地区、石川中央地区、与勝地区などに商業・サービス業が集積し、商店街が形成されています。しかし、近年では、大規模商業施設の立地や郊外立地が進み、既成市街地における空き店舗の増大や商店街の商業機能の衰退が問題となっています。
- 本市では、2013（平成 25）年に「うるま市中小企業振興基本条例」を制定、2015（平成 27）年に「うるま市創業支援事業計画」を策定し、中小企業や創業希望者への数々の支援策を講じています。
- 地域の文化資源を活用し地域活性化を図るため、商工会を主体に 2014（平成 26）年から「闘牛文化リマスタープロジェクト」に取り組んでいます。闘牛文化を観光振興につなげるとともに、観光業と連携した関連商品の開発等による商業の活性化に向けた取り組みをより一層進めていく必要があります。
- 今後は、既成市街地の更なる活性化方策を検討するとともに商業機能の高度化や商業空間の環境改善、各種産業との連携強化を図る必要があります。
- 工業については、中城湾港新港地区内において、製造業、卸売業、こん包業、倉庫業などの企業が集積立地しています。うるま市地区には、沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センターなど公的研究開発機構が集積していることから、産官学連携による事業が期待され着実に従業員数と製造品出荷額は増加傾向にあります。

●施策の体系



施策の推進

1. 賑わいのある商業の振興

- (1) 商業の活性化と市街地の整備に関する施策の具体化を図るため、中心市街地活性化基本計画の策定に向け、取り組みを推進します。
- (2) 商工会や通り会などの関係団体と協力し、地域資源を活かしたイベントや交流事業などの活動を支援し、商業地の活性化に取り組みます。

2. 商工業活性化への支援

- (1) 商工会等の関係団体と連携し、各種相談や経営診断、商品開発や販売システムに関するワークショップの開催、経営セミナーの開催など、商業者の経営基盤の強化、スキル向上、支援体制の充実に努めます。
- (2) 国や県が実施する中小企業支援制度の活用が円滑に進むよう、金融機関と連携し、速やかな事務手続きに努めます。
- (3) 創業支援事業計画の推進により、創業希望者に対する窓口相談や事業計画書作成支援等の適切な支援を実施します。

3. 地場産業の振興

- (1) うるま市の特産品等を活用した商品開発への支援や商品のPRを実施するなど、観光業・農林水産業等と連携した地場産業の振興を図ります。
- (2) 関牛などの地域の観光資源を活用し、観光業と連携した商業の活性化に向け取組みます。
- (3) 立地企業や既存企業、研究開発機関等との連携を強化し、ビジネスマッチングなど市内企業の活性化に努めます。
- (4) 「うるま市中小企業振興基本条例」を推進し、中小企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しながら、市内企業の振興を図ります。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値(平成33年度)
①商工会への事業所加入率	57.7%	61.0%
②新規創業者数（累計）	13人	73人

目標設定の考え方

- ① 商工会の会員数と経済センサス^{※1}の事業者数から、創業支援事業計画の施策を加味して設定しました。
- ② 創業支援事業計画を基準に、年間10件の創業者を輩出することを目標に設定しました。



市民ができること

- ・市産品を積極的に利活用するとともに購入しましょう。
- ・中小企業団体は、経営の向上・改善、市施策の推進に協力しましょう。
- ・中小企業者は、経営の革新、経営基盤の強化、雇用環境の安定、人材の育成に努めましょう。
- ・事業者は、商工会や通り会などの加入に努め、地域活性化に向けた取り組みに積極的に参加しましょう。
- ・大企業は、中小企業者との連携や市産品の利活用、商工会や観光物産協会などの中小企業団体への加入に努めましょう。

※1 経済センサス：全産業分野の経済活動の状況を同一時点で網羅的に把握するための調査。

基本目標 3 まちの活力を生み出す産業づくり

施策分野

3-3

観光

【主管課】商工観光課
【主な関係課】生涯スポーツ課
文化課



めざす姿

- 世界文化遺産の勝連城跡や海に囲まれた海中道路、風光明媚な島しょ地域、闘牛やエイサー等の伝統文化・芸能等のさまざまな観光資源を活用し、観光振興を目指します。



施策の展開

●現状と課題

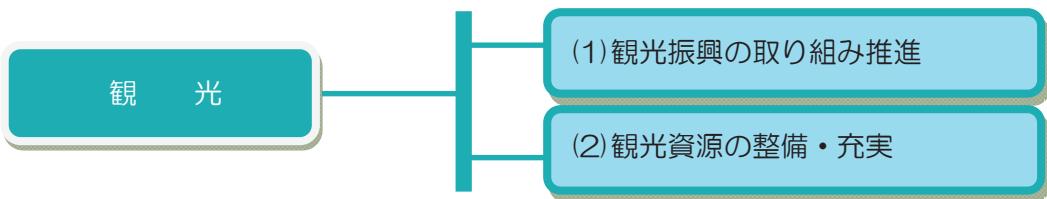
- 近年、国は観光を我が国の成長戦略と地方創生^{※1}の柱として毎年「観光立国実現に向けたアクション・プログラム」を策定し、観光産業及び地域の活性化に取り組んでいます。
- 沖縄県は、観光産業をリーディング産業^{※2}として位置づけ、質の高い観光リゾート地の形成に向けてアクションプランを推進しており、2015（平成27年）年度の入域観光客数は約794万人を記録しています。
- 本市は、豊かな自然と海洋資源に恵まれ、さらに世界文化遺産の勝連城跡など貴重な歴史遺産や文化財、各地域で永年受け継がれてきたエイサーなど評される迫力ある闘牛、獅子舞、ハーリーなど多くの伝統芸能や文化活動が盛んな地域です。また、海中道路や津堅島など多くの海洋レジャーに適した海浜は、毎年多くの観光客が訪れ、賑わいを見せています。
- しかし、潜在的な観光資源を産業として具現化するには、本市全体としての観光戦略や観光拠点の整備、PR、名産品・特産品の開発、滞在型観光への転換などが求められており、今後更なる戦略的な観光産業の振興を図る必要があります。
- また、観光客の旅行形態は団体旅行から個人旅行へシフト傾向にあり、観光客のニーズは多様化してきています。多種多様な観光客のニーズに対応できる柔軟な組織体制及びネットワークの構築と地域資源間の連携、観光関連人材の育成や受け入れ体制の充実が必要です。

※1 地方創生：東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策。

※2 リーディング産業：地域の経済発展を主導していく中核的な産業のこと。



●施策の体系



施策の推進

1. 観光振興の取り組み推進

- (1) うるま市観光振興ビジョンに基づき、市全体としての戦略的な観光産業の振興を図り、うるま市観光物産協会やうるま市商工会、観光関連事業者、庁内組織などの関係団体等と連携して、多種多様なニーズに対応したネットワークや観光関連人材の育成などを積極的に進めます。
- (2) まつりやエイサー・闘牛などのイベントの振興や連携の強化・PRの充実を図ります。
- (3) 観光物産情報のPRについては、各種メディアを活用して積極的にPRを行います。
- (4) 地域の特性・資源を生かし、観光産業と連携した体験型観光商品の開発を行い、観光振興を図ります。
- (5) 観光資源、観光拠点と連携して宿泊施設の誘致や滞在施設の民間での整備を促進します。また、観光物産協会や関連団体等と連携し民泊を推進します。
- (6) 各種スポーツの合宿地としての環境整備やイベント等の開催を誘致し、スポーツツーリズムの推進に向けて協議会の立ち上げなどに取り組みます。
- (7) 周辺市町村との連携を図り、クルーズ船の受け入れなど広域的な観光対策を実施し、圏域全体での観光客誘致を推進します。
- (8) 市内文化財や伝統文化などの文化資源を観光振興に活用する取り組みについて継続的に進めます。

2. 観光資源の整備・充実

- (1) 世界文化遺産の勝連城跡については、観光誘客及び特産物の販売促進による観光振興を図るために、文化観光拠点として整備を進めます。また、勝連城跡周辺の観光資源（海中道路や島しょ地域など）との連動や地域資源を活用した観光ルートづくりについても検討します。
- (2) あやはし館や石川多目的イベント公園（通称：石川ドーム）などの既存観光資源の充実や、新たな観光施設の拠点整備についても取り組みます。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値(平成33年度)
①うるま市へのリピート率 (県外観光客)	30.8%	50.0%
②沖縄県への来訪者が うるま市へ来訪する割合	13.9%	23.0%
③主要観光施設の来場者数 (勝連城跡・あやはし館)	338,617人	430,000人

目標設定の考え方

- ① 本市を訪れる県外観光客の2人に1人が再来訪者となるようにリピート率を設定しました。
- ② 10年後には3人に1人(33%)が来訪することを目標とし、その半数となるよう設定しました。
- ③ 沖縄県の観光客数目標と同程度の伸び(26%増)を目標として設定しました。



市民ができること

- ・郷土愛を醸成し、観光客に対するおもてなしの意識を持ちましょう。また、自然、文化等を理解し、広くPRしましょう。
- ・観光事業者として人材育成に努め、観光客にリピートしてもらうよう満足度の向上に努めましょう。

基本目標 3 まちの活力を生み出す産業づくり

施策分野

3-4

雇用促進・就業支援

【主管課】企業立地雇用推進課

【主な関係課】指導課



めざす姿

- 未就労者の就業意識づくりを促進するとともに、就業支援による雇用機会の創出や就業情報の充実などを進め、働きたい人が就業しやすい環境づくりを目指します。



施策の展開

● 現状と課題

- 我が国の労働者を取り巻く環境は、経済状況の変化に伴う企業間での賃金格差、若者の減少、雇用形態の多様化による非正規雇用者の雇用条件の悪化、産業構造の変化による人員整理など依然として厳しい状況となっています。
- 沖縄県では、雇用創出力以上に労働力人口の増加率が高いという構造上、完全失業率^{※1}が全国で最も高くなっています。沖縄県の完全失業率の年次別推移をみると、2010（平成22）年に7.6%、2015（平成27）年には5.1%と改善していますが、2015（平成27）年の全国平均の3.4%と比較すると依然として高い値となっています。
- 本市の完全失業率は、2010（平成22）年の国勢調査^{※2}では18.2%となっており、全国平均、沖縄県平均（11.0%）と比較しても大幅に高い割合になっていることから、雇用創出による失業率の改善は本市の重要な課題となっています。
- 観光関連産業の好調さに牽引され、県内の有効求人倍率^{※3}は復帰後初めて1倍を超ましたが、中部地域を管轄する沖縄所管内は0.67倍となっており、依然として厳しい状況が続いているです。
- 求職者の7割が正規雇用を希望していますが、県内の新規求人に占める正規雇用の割合は3割未満となっています。また、新規就業者の3年以内の離職率も高い状況が続いていること、賃金や職種、勤務地などの条件が合わないミスマッチが生じていることが考えられます。

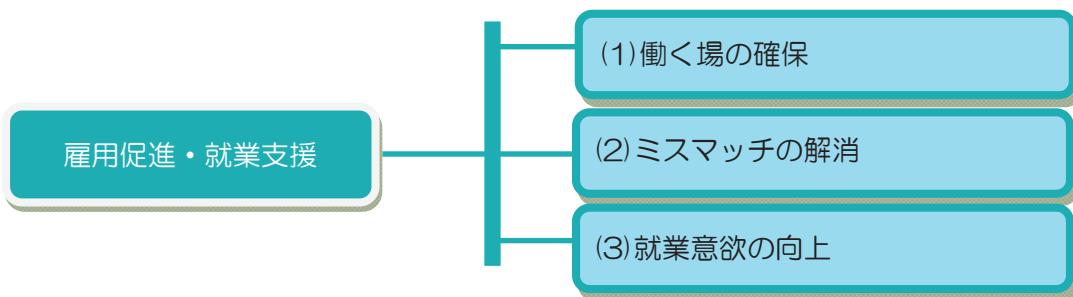
※1 完全失業率：15歳以上の働く意欲のある人（労働力人口）のうち、仕事を探しても仕事に就くことのできない人（完全失業者）の割合。

※2 国勢調査：国が行政の基礎資料を得るために、人口およびそれに関連する諸種の事項について、5年に一度全国一斉に行う調査。

※3 有効求人倍率：ハローワークで仕事を探す人1人に対し、何人分の求人があるかを示す指標

- 雇用のミスマッチを解消するため、ハローワークや関係機関と連携した各種就労支援事業を継続して実施する必要があります。
- 将来のうるま市の担い手になる児童生徒の勤労観・職業観の醸成を図るとともに、地域の雇用問題の解決や地域全体の就業意識を向上させるために、キャリア教育^{※4}の充実が必要となります。

● 施策の体系



施策の推進

1. 働く場の確保

- (1) うるま市産業振興計画を策定し、企業誘致や雇用拡大に向けた各種施策を推進します。
- (2) 本市地域内における雇用及び就業機会の創出を図るため、各種就労支援事業を実施します。
また、継続雇用を前提とした人材育成事業を実施し、雇用者数増加につなげます。
- (3) 子育てや家庭の事情等で、フルタイムで働くことが困難な者や、高齢者、障がい者などを対象とした各種就労支援事業を実施します。

2. ミスマッチの解消

- (1) 街角コンタクトセンター^{※5}を運営し、相談窓口を設置することで、求職者と事業者とのミスマッチの解消に努めます。
- (2) うるま市ふるさとハローワーク（うるま市地域職業相談室）と連携し、職業紹介事業を実施します。

※4 キャリア教育：特定の活動や指導方法に限定されるものではなく、様々な教育活動を通して実践されるものであり、一人一人の発達や社会人・職業人としての自立を促す視点から、学校教育を構成していくための理念と方向性を示すもの。

※5 街角コンタクトセンター：自治体の就職支援研修情報や、キャリアカウンセラーによる就職相談など様々なサービスを提供する事業。



3. 就業意欲の向上

- (1) 就業意欲向上に向け、学校・教育機関と地域・企業と有機的な連携を図るため「うるま市グッジョブ連携協議会」の拡充を図ります。
- (2) うるま市グッジョブ連携推進事業を推進し、児童生徒の就業意欲につながるキャリア教育の充実・強化に努めます。
- (3) 就業意識の向上を目的としたイベントの開催や、ラジオ、広報紙での情報発信を継続的に実施します。



目標指標

指標名	現状値（平成 27 年度）	目標値(平成 33 年度)
①キャリア教育の実施	30 校	35 校
②有効求人倍率 (沖縄所管内)	0.59 倍	0.84 倍
③完全失業率	18.2% (平成 22 年)	減少
④新規就職者数	1,419 人	1,519 人
⑤一人当たりの市民所得	1,679 千円	2,180 千円

目標設定の考え方

- ① 市内全小中学校 28 校（小 18 校、中 10 校）及び高校 7 校、合計 35 校での実施を目標として設定しました。
- ② 沖縄県平均（2015（平成 27）年公表）を目標として設定しました。
- ③ 2015（平成 27）年国勢調査の結果より減少することを目標として設定しました。
- ④ ふるさとハローワーク、就活センター、人材育成事業での新規就業者目標を失業対策アクションプランに基づき、毎年 1,519 人を目標として設定しました。
- ⑤ うるま市産業振興計画に基づき 2,180 千円を目標として設定しました。



市民ができること

- ・求職者、未就労者は、就労意欲を高め、就職活動に努めましょう。
- ・地域、事業者は、キャリア教育に積極的に参加しましょう。
- ・事業者は、雇用の受け皿として雇用の確保に努めましょう。
- ・家庭でも、仕事をすることの大切さについて話し合いましょう。

基本目標 3

まちの活力を生み出す産業づくり

施策分野

3-5

企業立地

【主管課】企業立地雇用推進課



めざす姿

- ・地域の特性を生かし、製造関連産業、情報通信産業、物流関連産業を中心とした成長産業を担う企業の誘致を促進し、就業機会を拡充するとともに、地域の活性化を目指します。



施策の展開

●現状と課題

- ・企業の災害リスク分散の考え方や国県と連携した企業誘致活動により、情報通信関連産業、製造業関連産業、バイオ・ライフサイエンス^{※1}関連産業の企業立地が進んでいます。その一方では撤退する企業もあり、立地企業へのフォローアップを強化する必要があります。
- ・2012（平成 24）年に沖縄振興特別措置法^{※2}に基づき創設された経済特区「国際物流拠点産業集積地域」^{※3}について、従来の対象地域は那覇市の一帯、うるま市の一帯のみであったのに対し、2014（平成 26）年6月に新たに那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市の5市全域及び沖縄市を含む中城湾港新港地区に拡大されました。
- ・中城湾港新港地区は、沖縄21世紀ビジョン^{※4}において産業支援港として位置づけられ、2016（平成 28）年8月現在 200 社を超える企業が立地し、5,500 人余りの雇用が創出されています。2016（平成 28）年7月には本地区東ふ頭が暫定供用開始されたことから、さらなる企業の集積を図るため、物流インフラの整備、港湾の利用促進等物流機能の拡充が必要となります。

※1 バイオ・ライフサイエンス：生物が営む生命現象の複雑かつ緻密なメカニズムについて科学技術を通して解明すること。

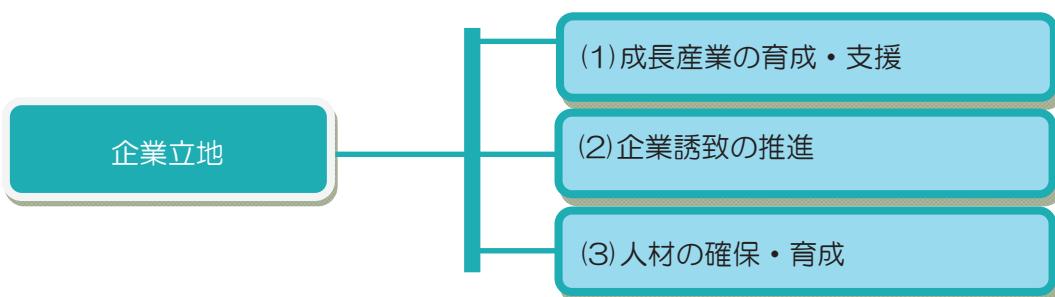
※2 沖縄振興特別措置法：沖縄返還に伴う沖縄県の特殊事情に鑑み、沖縄振興開発計画を行うことを規定している。2002年に沖縄振興開発特別措置法（昭和 46 年 12 月 31 日法律第 131 号）を廃止する代わりに制定された。

※3 国際物流拠点産業集積地域：「那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区（5市全域）」及び「うるま・沖縄地区（中城湾新港地区）」を国際物流拠点産業集積地域に指定している

※4 沖縄21世紀ビジョン：沖縄県として初めて策定した長期構想で、沖縄の将来像の実現を図る県民一体となった取り組みや、これから県政運営の基本的な指針。

- また、同地区には「沖縄健康バイオテクノロジー研究開発センター」、「沖縄バイオ産業振興センター」、「沖縄ライフサイエンス研究センター」などの研究開発機関が集積していることから、産学官連携による事業、立地企業と既存企業とのビジネスマッチング^{※5}、人材育成事業等を促進するとともに、立地企業が必要とする新たな支援策の実施が必要となっています。
- IT事業支援センター、舞天館、じんぶん館においては、就業者の働きやすい環境整備を推進することで、更なる企業の立地と雇用の拡大を図る必要があります。

施策の体系



↑ 施策の推進

1. 成長産業の育成・支援

- (1) 中城湾港新港地区に立地する企業を対象とし、物流に関する各種支援事業を実施します。
- (2) 製造関連産業の活性化のため、国・県と連携して物流機能の拡充を図ります。
- (3) 市内の研究開発型ベンチャー^{※6}企業等を対象に、商品開発等の研究開発のための支援を実施します。

2. 企業誘致の推進

- (1) 企業誘致推進員を配置し、企業情報を収集するとともに、本県へ進出を検討している企業に対し、企業誘致の働きかけを行います。
- (2) 固定資産税の減免、雇用奨励金の支給及び融資の優遇措置などの支援策の充実を図ります。
- (3) 企業立地サポートセンターにおける立地企業を対象とした相談窓口の設置など、立地企業のフォローアップ並びに環境整備等を図ります。

※5 ビジネスマッチング：企業の事業展開を支援するなどの目的で、事業パートナーと結び付けをサポートすること。

※6 ベンチャー：革新的なアイデア・技術等をもとに、新しい形態のサービスやビジネスを展開する、中小企業のこと。



3. 人材の確保・育成

- (1) エンジニア、IT技術者、物流関連従事者等の各種研修を行い、企業の必要とする人材を育成します。
- (2) I・U・Jターン人材のマッチングや、立地企業への人材紹介などのできる支援体制を構築し、効果的な人材確保を支援します。
- (3) IT事業支援センター、舞天館、じんぶん館等の産業振興拠点施設を活用し、入居企業就業者の働きやすい環境の整備を実施します。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値(平成33年度)
①立地企業数（累計値）	218 社	263 社
②雇用創出数（累計値）	5,542 人	6,957 人

目標設定の考え方

- ① 中城湾港新港地区、IT事業支援センター、舞天館、じんぶん館への立地企業数の実績を踏まえ、毎年7社程度の新規立地を目標として設定しました。
- ② 中城湾港新港地区、IT事業支援センター、舞天館、じんぶん館での雇用創出の実績を踏まえ、毎年222人程度の新規雇用を目標として設定しました。



市民ができること

- 立地企業の求める人材育成事業や合同企業説明会へ参加しましょう。



第3章 基本目標別施策

基本目標4

自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり 都市基盤・環境分野

- 4-1 土地利用
- 4-2 公共交通
- 4-3 道路・河川・排水路
- 4-4 公園・緑地
- 4-5 景観づくり
- 4-6 住環境
- 4-7 循環型社会・環境保全
- 4-8 上水道
- 4-9 下水道等

基本目標 4 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり

施策分野

4-1

土地利用

【主管課】企画政策課
【主な関係課】都市政策課・農政課
防災基地専門課



めざす姿

- 国土利用計画や都市計画等に基づく土地利用の方向性を示すとともに、地域特性や自然環境が調和した安全で計画的な土地の有効利用を目指します。



施策の展開

●現状と課題

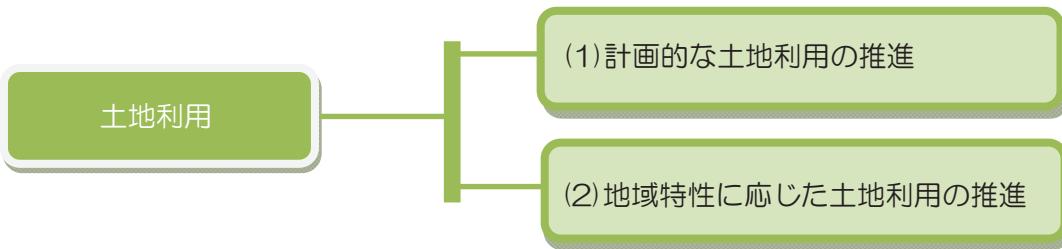
- 本市は、沖縄県内で6番目の面積（87.01 km²）を有し、恵まれた自然環境と市街地が連なる本島地区と企業立地が進む中城湾港新港地区や島しょ地域などで構成されています。
- 国の指定する重点港湾である中城湾港と重要港湾の金武湾港のほか、発電所や油槽所が立地していることから、県内のエネルギー供給の拠点ともなっています。
- 近年、郊外における宅地化や都市化が急速に進行していることから、適切な土地利用が課題となっています。そのため都市計画法や農業振興地域※1の整備に関する法律、景観法等により、規制誘導を図って乱開発等を防ぎ、計画的な土地利用を進めていく必要があります。
- 自然豊かな石川高原、天願川や石川川を中心とした水辺空間など、多様な自然環境が数多く存在しています。これらの地域特性を生かした豊かな自然環境と快適な都市環境の調和のとれた土地利用が必要となります。
- 市の面積の約 7.7%を米軍基地及び自衛隊基地が占めています。楚南の米軍基地返還予定地区は、返還合意がなされているものの返還時期については確定しておらず、既に返還された地区を含めた土地利用について地主会における意見の集約を求めるなどにより、土地利用の方針を検討する必要があります。
- 中城湾港新港地区に隣接する地域や県道 33 号線沿いについては、優良な農地が存在する中で農水産業振興戦略拠点施設や大型店舗の立地が増加しており、引き続き大型店舗等の立地が期待されているため、今後の土地利用の方向性について地元や地権者の意向を確認しながら検討する必要があります。
- 島しょ地域には沖縄の原風景が残るほか、伝統文化や行事などが受け継がれています。

※1 農業振興地域：農業のために利用する土地と位置づけられ、排水路の整備などに国の補助金が優先的に投入される地域。農業以外の用途への転用は厳しく制限されている。



- 海中道路周辺や風光明媚な海浜は、海洋レジャーのメッカとして観光客や県民に利用されています。
- 海岸や港湾における高潮や浸水の被害から市民の生命や身体、財産を守るとともに、安全性、利便性を高めるため、護岸等の保全施設や駐車場等の利便施設の整備促進のほか、保安林等の機能保全や有効利用について、国や県に働きかける必要があります。
- 基本構想に掲げる将来土地利用の方針を実現するため、土地利用に係る上位計画である、うるま市国土利用計画^{※2}や個別計画であるうるま市都市計画マスターplan^{※3}、うるま市農業振興地域整備計画^{※4}などに基づき、地域の特性に合った土地利用を進めて行く必要があります。

● 施策の体系



施策の推進

1. 計画的な土地利用の推進

- (1) 次期国土利用計画の策定においては、都市計画や農業振興地域等の見直しの状況等も踏まえ、本市の土地利用の方向性を示します。
- (2) 土地利用については、法律や各種計画に基づくとともに地域の特性に応じた計画的な土地利用を推進します。また、土地の有効利用の観点から都市計画未指定地域の用途指定を推進します。
- (3) 農業振興地域整備計画に基づき農業の生産基盤である良好な農地の確保に向け取り組みます。

2. 地域特性に応じた土地利用の推進

- (1) 中城湾港新港地区に隣接する地域や県道33号線沿いについては、今後、商業施設の集積など発展が期待される重要な地域であることから、農業振興との整合を図りつつ効果的な土地利用に取り組んでいきます。

※2 うるま市国土利用計画：国土の利用に関する行政上の指針となる総合的かつ長期的な計画。

※3 都市計画マスターplan：土地利用、道路・公園等の都市施設の配置、市街地の整備といった個別の都市計画に関する事項について、将来のまちづくりの方針を示したもの。

※4 農業振興地域整備計画：農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）を定めた農用地利用計画のほか、農業生産基盤整備（土地改良事業）、農業近代化施設整備（集出荷施設、ハウス等）の計画などを含んだ計画。

- (2) 楚南の米軍基地返還地区及び返還予定地区（弾薬庫・楚南道）については、地権者や周辺住民との合意形成を図りながら土地の有効利用を検討していきます。
- (3) 薮地島を中心とした東海岸開発基本計画については、地権者や地域の協力を得ながら市道整備など実現性の高い事業から取り組んでいきます。
- (4) 海岸、港湾については、地域の活性化に寄与する物流拠点としての整備や旅客船ターミナル及びクルーズ船の接岸を可能とするための護岸整備などについて、国・県に対して要請していきます。
- (5) 海岸沿いの道路整備や保安林等の機能保全や有効利用について国・県に強く要請し、観光振興等を推進していきます。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
①宅地面積	1,782ha	1,824ha
②用途地域面積	2,011ha	2,100ha
③農振農用地面積	1,840ha	1,841ha

目標設定の考え方

- ① 2016（平成 28）年度の対前年度の伸び率が 0.8%であるが、消費税引き上げ前の駆け込み需要なども影響していることから、毎年度半分の 0.4%の伸び率と設定しました。（資産税課資料）
- ② 用途未指定地域において用途地域の指定を進め、計画的な土地利用及び有効利用を促します。
- ③ 農業振興地域整備計画書に基づき目標値を設定しました。



市民ができること

- ・住民（地権者含む）及び地域は、各種土地利用計画の策定や合意形成の場に積極的に参与し、策定された計画の推進に協力しましょう。
- ・事業者は、土地利用計画に基づいた事業活動を行いましょう。

基本目標 4 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり

施策分野

4-2

公共交通

【主管課】市民協働課

【主な関係課】企画政策課・都市政策課



めざす姿

- 誰もが公共交通機関を快適に利用できるよう、交通体制の確保を図ります。

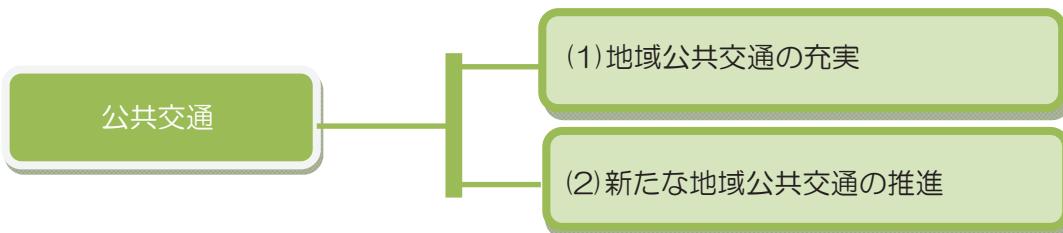


施策の展開

●現状と課題

- 路線バス等の公共交通機関は、市民の生活に欠かせない大切な交通手段です。本市の市街地における路線バスは26系統あり、一定の利便性が維持されているものの、これまで利用者の減少などにより廃止された系統や、さらに国・県・市による赤字補てんにより運行を継続している路線バスが4系統あります。
- また、一部の系統では、運行本数が限定的な運行となっている系統もあり、県や運行事業者と連携して利用者増加に向けて取り組む必要があります。
- 2016（平成28）年に庁舎が統合したことによる交通手段の確保や、交通弱者支援の観点から交通空白地帯の公民館などを経由する公共施設間連絡バスを運行していますが、今後の運行実績の状況によって運行ルートの見直しを検討するなど利用者の増加に向け取り組む必要があります。
- 引き続き、交通空白地帯の解消に向けて、利用者のニーズに応じた公共交通手段の確保が必要となっています。
- 現在沖縄県において鉄軌道導入に向けた検討が進められています。

●施策の体系





施策の推進

1. 地域公共交通の充実

- (1) 公共交通や体系的な道路網の整備などを含めた将来交通ネットワークの構築を図るため「交通基本計画」「総合交通戦略」の策定に向け取り組みます。
- (2) 既存の路線バスの維持充実に努めるとともに、県や路線バス事業者と連携し、公共交通としての路線バスの利用者が増えるよう、環境整備や市民の意識啓発活動等に取り組みます。
- (3) 市が行政サービスの一環として実施する公共施設間連絡バスについては、庁舎統合後の行政サービスを確保するため、その運営維持に努め、利用を促すような取り組みを推進します。
- (4) 公共交通空白地帯^{※1}の解消について調査研究し、地域特性に応じた移動手段の確保を検討します。

2. 新たな地域公共交通の推進

- (1) 県内における鉄軌道幹線の導入を想定し、鉄軌道に関する情報の収集・確認に努めるとともに、市民への情報提供を図ります。
- (2) 新たな公共交通機関（BRT^{※2}、LRT^{※3}）の導入に向けて、周辺市町村や、既存のバス運行事業者など関係機関との意見交換を図ります。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
①庁舎間（公共施設間）連絡バスの利用者数	10,300人	17,510人
②伊計屋慶名線利用者数	18,717人	19,353人
③公共交通（バスなど）が充実していると思っている市民の割合	13.9%	16.8%

※1 公共交通空白地帯：バス停等から一定の距離を超えた地域。

※2 BRT：専用道路をバスで運行するシステム。

※3 LRT：次世代型路面電車システム。



目標設定の考え方

- ① 2015（平成 27）年度の庁舎間連絡バスの利用実績と、2016（平成 28）年度の公共交通機関連絡バスの利用実績見込みを基準に、2021（平成 33）年度までの間に 70%増加を図るものとして設定しました。
- ② 2014（平成 26）年度に実施した実証実験の結果から約 3.4%程度の増加は見込めるものとし、目標値として設定しました。
- ③ 2015（平成 27）年度に実施したアンケート調査結果のうち、最も充実している割合の高かった具志川地区の水準（16.8%）まで市全体を引き上げるものとして設定しました。



市民ができること

- ・環境への負荷軽減や交通渋滞の緩和、公共交通機関の維持・確保を図る観点から、可能な範囲で路線バス等の公共交通機関を利用しましょう。
- ・事業者は、路線再編やノンステップバス※4などの導入を図り、利用者にとってより利便性の高い運行事業に努めましょう。

※4 ノンステップバス：出入口の段差を無くして乗降性を高めた低床バス。

基本目標 4 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり

施策分野

4-3

道路・河川・排水路

【主管課】都市政策課
【主な関係課】道路公園課・下水道課
維持管理課



めざす姿

- 市民の利便性や安全性に配慮した道路整備、維持管理の促進による快適な道路環境づくりを目指します。
- 河川環境の保全・整備を進め、安全で親水性の高い美しい水辺環境づくりを目指します。



施策の展開

●現状と課題

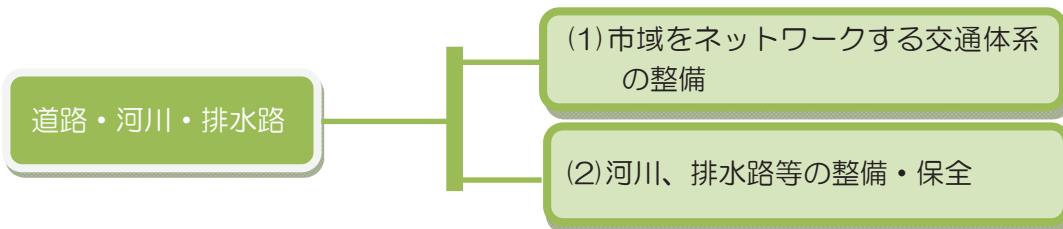
- 道路交通網は、交通のほか、定住・交流・生産・流通等の重要な機能を受け持つ大切な都市基盤でもあります。
- 本市は、沖縄本島の中部に位置しており、南部圏域と北部圏域の結節点となっています。広域幹線道路として、沖縄本島を縦断する沖縄自動車道が市北部を通っており、石川インターチェンジ、沖縄北インターチェンジにより、広域交通へのアクセスを担っています。今後も、市内外を連絡する計画的な道路ネットワークの構築により利便性の高い道路交通の確保が必要です。
- 国道及び県道の整備については、利便性の高い道路環境の実現に向けて今後も国・県へ要望していく必要があります。
- 本市においては、2012（平成 24）年度に道路法の規定に基づく「うるま市道路の構造の技術的基準を定める条例」を制定し、より地域に即した道路の整備が進められるようになりました。また、機能的な道路網の形成や整備時期等を示す「道路整備プログラム」※1を策定し、中長期的な幹線道路整備の優先順位等の設定や、道路の整備・改良に努めています。
- 生活道路に関しては、市民から整備・改良を求める声が大きいものの、すべてを同時に取り組むことは困難であるため、危険度・優先度及び財政状況を勘案しながら計画的に整備する必要があります。

※1 道路整備プログラム：本市の将来あるべき道路網並びにその整備のあり方等を示した計画。



- 亜熱帯気候の沖縄においては、道路植栽（雑草）の成長が著しい状況にあり、行政の植栽管理や雑草対策では不十分な状況にあります。そのため、ボランティア団体等との協働による管理を進めていく必要があります。
- 道路ネットワークの重要な構造物である橋梁において、近年、劣化の進行や塩害損傷等の発生が問題となっています。市民の安全で安心な生活を確保するため、限られた予算の中で効率的かつ効果的に橋梁の維持管理を行い、健全な道路ネットワークを保全する必要があります。
- 近年においては地球温暖化による異常気象が取りざたされている中、全国的に急激な気候変動による局地的な集中豪雨が頻繁に発生しています。本市においても、局地的な集中豪雨などの影響により、市街地や低地帯に位置する住宅地などを中心に浸水被害等が発生しています。そのため、災害を未然に防止するための河川・排水路の整備や点検・管理の強化が必要となっています。
- 市内には未整備の排水路が残っており、自治会等からの排水路整備要請が増えていることから、優先度等を勘案しながら、計画的に整備する必要があります。
- 河川等の環境美化活動については、「天願川デー」などで環境美化作業に加わる市民の数がここ数年において増加傾向にあります。

●施策の体系



施策の推進

1. 市域をネットワークする交通体系の整備

- (1) 体系的な道路網の整備などを含めた将来交通ネットワークの構築を図るため「交通基本計画」「総合交通戦略」の策定に向けて取り組みます。
- (2) 都市間、地域間を連絡する幹線道路については、道路整備プログラムに基づき、都市計画や土地利用計画と整合のとれた計画的な整備を進めます。
- (3) 勝連半島をネットワークする道路として、県道勝連半島南岸部道路等の整備促進について県に働きかけます。
- (4) 生活道路については、地域や市民の要望を踏まえつつ、危険度・優先度等を考慮し、計画的に整備を進めます。

(5) 幹線道路や生活道路については、計画的な修繕や改修工事を行うとともに、ボランティア団体等との協働による管理等を実施し、快適で安全な道路の維持管理に努めます。

(6) 老朽化した橋梁の長寿命化及び更新を図るため、優先度や財政状況を勘案しながら効率的な橋梁の整備・維持改修等を実施します。

2. 河川、排水路等の整備・保全

(1) 河川の氾濫による災害を防止していくため、二級河川^{※1}（石川川・天願川・川崎川）の河川改修整備の促進について、県に働きかけます。また、準用河川^{※2}や普通河川^{※3}については、適切な維持管理に努めます。

(2) 市内の河川排水路については、氾濫状況の把握等に努め、必要に応じ改修等を実施します。

(3) きれいな水環境の保全・回復を図るため、天願川デーをはじめとする環境美化作業等の市民活動を支援します。

(4) 水辺の環境の維持・向上、隣接する土地の浸食防止、市街地内排水の拡充のため、優先度等を勘案しながら排水路の整備、改善を進めます。

(5) 市街地の浸水対策として雨水幹線の整備を進めます。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
①市道改良率	74.18%	75.4%
②市道舗装率	91.0%	91.6%
③環境美化活動に加わる市民の数	1,044人	1,500人

目標設定の考え方

① 過去数年の実績傾向が2021（平成33）年度まで続くと考え目標値を設定しました。

② 過去数年の実績傾向が2021（平成33）年度まで続くと考え目標値を設定しました。

③ 年度毎の参加者数にバラツキがあることから、過去3ヶ年の平均値の人数を今後も維持していくことを目標として設定しました。

※1 2級河川：1級河川以外の水系で、公共の利害に重要な関係がある河川として、都道府県知事が指定した河川。

※2 準用河川：1級、2級河川以外で、市町村長が指定した河川。

※3 普通河川：1級、2級、準用河川以外の河川。



市民ができること

- ・自宅や事業所周辺の道路等は自身で清掃するなど、道路周辺の美化活動に協力しましょう。
- ・道清掃ボランティア団体の活動に協力しましょう。
- ・河川の水質保全活動や環境美化活動に参加しましょう。

基本目標 4 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり

施策分野

4-4

公園・緑地

【主管課】都市政策課
【主な関係課】道路公園課・維持管理課
勝連城跡周辺整備室



めざす姿

- ・公園・緑地の整備により、潤いのある生活環境づくり、防災機能の向上、自然環境の保全を目指します。
- ・公園里親制度^{※1}により行政と地域が協働し、安心して憩える公園等の維持管理活動を進めます。



施策の展開

●現状と課題

- 公園や緑地は、余暇活動やスポーツ・レクリエーションの場、市民のふれあいの場としての潤いのある生活環境を形成するだけでなく、災害時における避難場所や貴重な自然環境の保全など、さまざまな役割を担っています。
- 本市では「うるま市みどりの基本計画」に基づき、公園や緑地の整備に取り組んできた結果、市内の都市公園の面積は都市計画区域人口一人あたり 8.66 m²/人と向上しましたが、県全体の平均値（10.76 m²/人）を下回っている状況にあります。
- 公園の整備については、2014（平成 26）年度に策定した「うるま市公園整備プログラム」^{※2}や地域のバランスを考慮し、一人あたりの公園面積の拡大及び公園の適正配置に努める必要があります。
- また、全国的に公共施設や飲食店等の民間施設を公園内に設置するなど、整備の手法が多様化しており、本市においても、多くの市民が集い交流の場となる公園の整備を進めるため、今後、公園整備のあり方について検討していく必要があります。
- 公園の管理については、2013（平成 25）年度に策定した「うるま市公園施設長寿命化計画」^{※3}に基づき、適正な維持管理に努めており、近年では、公園里親制度による地域の管理が進み、市民の関心が高まっています。

※1 公園里親制度：公園の清掃や、植木の剪定などの綠化作業を住民ボランティア活動にゆだね公園を管理していく制度。

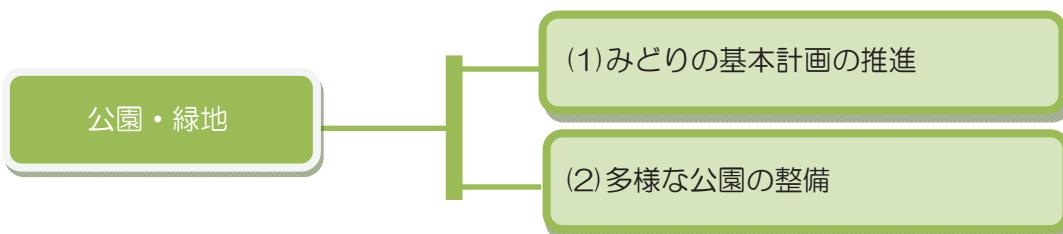
※2 公園整備プログラム：地域の実情を踏まえた市全体の方針を定め、それに基づき本市の将来あるべき都市公園の配置や整備のあり方等を示した計画。

※3 公園施設長寿命化計画：公園施設の計画的な維持管理の方針を明確化、共有するとともに、施設ごとに、管理方針、長寿命化対策の予定期・内容などを示した計画。



- 「琉球王国のグスク及び関連遺産群」の一つとしてユネスコの世界文化遺産に登録された勝連城跡を活用し、勝連城跡一帯を本市の文化・観光の拠点として位置づけ、地域活性化を図るため観光施設や公園等を含めた複合的な整備に向けて取り組みを進めてきました。今後も継続した、整備推進に向けた取り組みを進める必要があります。

●施策の体系



施策の推進

1. みどりの基本計画の推進

- みどりの基本計画^{※4}に基づき、施設緑地や地域緑地を含め市全体の緑化や自然環境の保全など多様な緑の施策を推進するとともに、公園・緑地の配置及び整備を進めます。
- 市民や民間団体等の自主的活動による緑化の促進に努めます。

2. 多様な公園の整備

- 世界文化遺産の勝連城跡周辺においては、文化観光拠点施設の整備とあわせて、市民や来訪者の憩い・交流の場、観光・レクリエーションの拠点として公園の整備を推進します。
- 都市計画決定された公園のうち、未整備の公園等については、「うるま市公園整備プログラム」を基に優先度や実施中の公園事業の進捗状況、今後の事業計画の見通しなどを総合的に勘案しながら取り組みます。
- その他の都市公園として、各地域の近隣公園や街区公園の整備を進め、緑豊かな市街地環境、集落環境の形成を図ります。
- 公園の整備については、防災意識の高まりや多様化する市民ニーズを踏まえ、災害時の一時避難所としての機能の確保や公共施設・飲食店等の民間施設との併設型の公園整備など、多くの市民が集うことができる公園整備のあり方について検討します。
- 市民がいつでも安全で快適に利用できるように、公園施設長寿命化計画に基づき遊具などの公園施設の改修等を進めます。また、公園里親制度の普及に努め、市民との協働による公園・緑地の適切な維持管理を図ります。

※4 みどりの基本計画：緑地の保全及び緑化の目標を定め、その推進のための施策に関する事項を示し、本市のみどりに関する総合的な指針となる計画。



目標指標

指標名	現状値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
①一人あたりの公園面積	8.66 m²	10.88 m²
②里親制度等による 管理公園数	23箇所	35箇所

目標設定の考え方

- ① 2009（平成21）年度策定の「うるま市みどりの基本計画」において、2029（平成41）年度の目標数値が 13.86 m²に設定されていることから、均等に推移させ目標を設定しました。
- ② 毎年2箇所ずつ増加することを目標として設定しました。



市民ができること

- ・公園は大切に使いましょう。
- ・自治会、団体において、地域の身近な公園を里親制度により管理しましょう。
- ・愛着ある公園にするため、市民参加型のワークショップ等には積極的に参加しましょう。

基本目標 4 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり

施策分野

4-5

景観づくり

【主管課】都市政策課
【主な関係課】企画政策課



めざす姿

- 本市の魅力を生かした潤いのある景観を保全・創出し、「住んでよし、訪れてよし」のまちづくりを目指します。



施策の展開

●現状と課題

- 本市には、世界文化遺産「勝連城跡」をはじめとした歴史的、文化的な遺産が数多くあり、その周辺には集落と連帶する豊かな緑地、農村地帯が広がっています。また、半島や島しょを有し、金武湾・中城湾に面した多様な景観を有しています。
- 市内においては、2015（平成 27）年度に「勝連城跡」のお膝元である南風原地区について、景観法に基づく景観地区の指定を行っています。その他の景観地区の指定候補地域については、地区指定に向けた住民との合意形成を着実に図っていく必要があります。なお、景観地区においては建築物等の形態意匠を制限していることから、助成制度を設けていますが、継続的な財源の確保が課題となっています。
- 本市は、2009（平成 21）年度に景観行政団体※1となり、その後 2011（平成 23）年度に「うるま市景観条例」※2を施行、「うるま市景観計画」※3の運用を開始しました。また、同年度から「うるま市景観賞」※4を創設し、景観緑化活動団体からの応募があるなど、市民の景観まちづくりに対する意識は着実に高まっています。

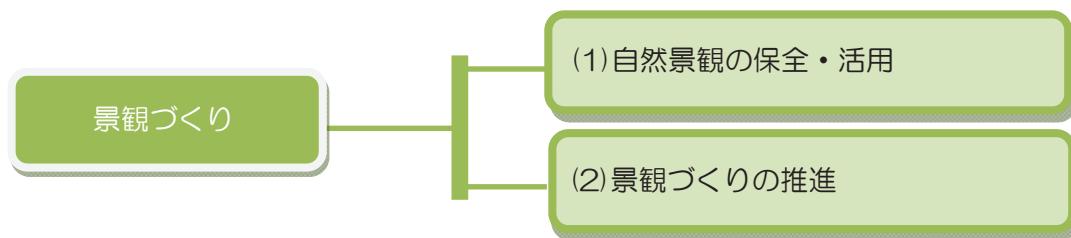
※1 景観行政団体：景観法に基づき景観行政を担う主体のことであり、都道府県知事との協議の上、その同意を得ることで景観行政団体となることができる。

※2 うるま市景観条例、※3 うるま市景観計画：

うるま市の特色ある美しい景観 まもり・そだて・つくり・いかすために「うるま市景観計画」を策定し、その景観行政を推進するために「うるま市景観条例」を制定。

※4 うるま市景観賞：うるましさをいかした優れたデザインの建築物や緑化、景観づくりの活動などを表彰するもの。

●施策の体系



施策の推進

1. 自然景観の保全・活用

(1) うるま市景観計画の更なる推進により、市内景勝地及びその周辺の良好な縁地帯を生かした自然景観の保全を積極的に推進します。

2. 景観づくりの推進

(1) 景観地区の指定地区数を増やし、建築物等の形態意匠について制限や助成により良好な景観へ誘導することで、うるま市らしい景観の保全・創出を図ります。

(2) うるま市景観賞の更なる啓発や景観緑化活動団体の支援等により、市民の景観まちづくりに対する意識を高めます。



目標指標

指標名	現状値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
①景観地区数	1 地区	➡➡ 3 地区
②景観賞受賞活動団体数 (累計)	8 団体	➡➡ 17 団体



目標設定の考え方

- ① 「浜比嘉地区」、「伊計地区」の景観地区指定を目指します。
- ② 隔年毎に開催される「うるま市景観賞」において、景観賞を受賞する団体数を想定し目標を設定しました。



市民ができること

- ・ 良好的な景観を守りましょう。
- ・ 景観のルール作りに参画し、ルールを守りましょう。
- ・ 身近な景観づくり活動に積極的に参画し、景観づくりに対する理解を深め協力しましょう。
- ・ 事業者は、景観に配慮した建築、開発等を行いましょう。

基本目標 4 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり

施策分野

4-6

住環境

【主管課】都市政策課

【主な関係課】建築工事課・建築指導課



めざす姿

- ・住環境への多様なニーズに対応するとともに、気候・風土等の特性を生かした安全・安心・快適な居住環境づくりを目指します。



施策の展開

●現状と課題

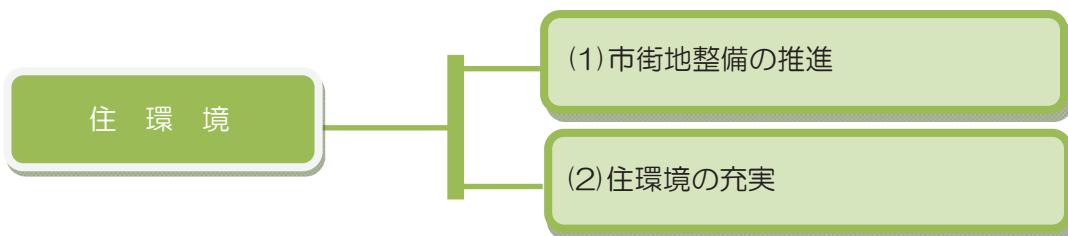
- 本市における土地区画整理事業については、現在まで 11 地区が完了、4 地区が施行中となっており、引き続き計画的な事業推進が必要です。
- 市営住宅は 14 団地ありますが、一部の団地では老朽化が見られるため、「うるま市公営住宅等長寿命化計画」^{*1}（2011（平成 23）年度）に基づき、計画的な修繕、改修、建替え等を実施する必要があります。
- 快適な住環境を提供するため、住宅の質や居住水準の向上等についての方針を示した「うるま市住生活基本計画」^{*2}（2013（平成 25）年度）を策定し、良好な住環境の形成を図っています。
- 本市の一部地域では人口減少や家族構成の変化等による空き家が増えています。空き家は放置すると倒壊、不審火、ごみの不法投棄、悪臭や害虫の発生、景観への悪影響といった住環境の悪化をまねく要因となります。空き家についての実態を把握し、対策について検討していく必要があります。

*1 公営住宅等長寿命化計画：公営住宅等に関する長寿命化の視点を含めた効率的な更新計画。

*2 住生活基本計画：市民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する目標や基本的な施策などを定める計画。



●施策の体系



施策の推進

1. 市街地整備の推進

(1) 土地区画整理事業施行地区の事業推進を図るとともに、組合施行による土地区画整理事業の自発的な立ち上げの支援や技術的な支援を行います。

2. 住環境の充実

(1) 良好的な住環境の形成に向け、「公営住宅等長寿命化計画」に基づく市営住宅の改修や建て替えの推進に加え、「住生活基本計画」で示された公営住宅の供給量についても目標達成を目指します。

(2) 「住生活基本計画」に基づき、地域の特性や実態に対応した快適な住環境の創出に努めます。

(3) 民間による開発行為などへの適正な建築指導により、良質な宅地の供給を促します。

(4) 本市における空き家等の調査による実態の把握と条例の整備、対策の検討に取り組みます。



目標指標

指標名	現状値(平成27年度)	目標値(平成33年度)
①安慶名地区画整理地内における宅地整備率	92.0%	100.0%
②安慶名地区画整理地内における道路整備率	77.0%	100.0%
③市営住宅の改修戸数 (累計)	144戸	274戸
④市営住宅の建て替え戸数 (累計)	0戸	92戸

目標設定の考え方

- ① 2018（平成 30）年度に工事完了予定であることから、100%を目標値として設定しました。
- ② 2018（平成 30）年度に工事完了予定であることから、100%を目標値として設定しました。
- ③ 市営住宅整備計画による改修予定戸数を目標値として設定しました。
- ④ 建て替え予定戸数及び「住生活基本計画」に基づき増える戸数の合算値を目標値として設定しました。



市民ができること

- ・土地区画整理事業に協力しましょう。
- ・市営住宅入居者は、共用部分や室内外の清掃及び維持管理に主体的に取り組み、良好な住環境の形成に協力しましょう。
- ・空き家を地域で有効に活用する取り組みを地域で考えましょう。
- ・空き家の持ち主は、責任を持って維持管理を行いましょう。
- ・事業者は、周辺環境に配慮した適正な開発行為に努めましょう。

基本目標 4

自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり

施策分野

4-7

循環型社会・環境保全

【主管課】環境課

【主な関係課】農政課・指導課
防災基地涉外課

めざす姿

- 全ての市民が環境を大切に思う意識を持ち、環境負荷の少ない社会づくりを進めるとともに、公害や汚染の無い生活環境づくりを目指します。



施策の展開

●現状と課題

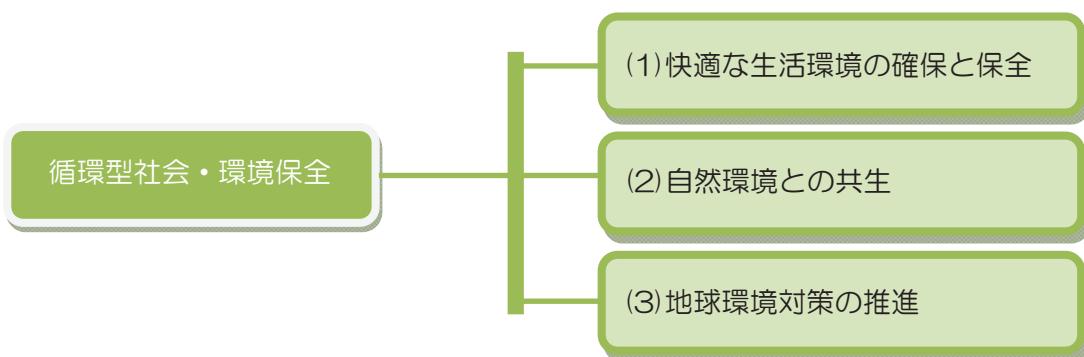
- 近年の環境問題は、従来からの大気汚染や水質汚濁、騒音・振動等の都市生活型公害に加え、地球温暖化など地球的規模の環境問題へと広がりを見せています。自然環境と調和し、持続的に発展することのできる循環型社会の構築は、まちづくりの重要な課題となっています。
- 本市では、2013（平成25）年度に「うるま市環境基本条例」※1、2014（平成26）年度に「うるま市環境基本計画」※2を策定し、環境負荷の少ない社会づくりを進めています。また、廃棄物の排出を抑制するゼロ・エミッションや生物資源の利活用を進めるバイオマス、また生ゴミの堆肥化や廃食油の燃料化など、地域や家庭での環境浄化などの取り組みを推進しています。
- 本市の家庭から発生するごみは、中部北環境施設組合の溶融施設・リサイクル施設に搬入、処理されています。ごみの発生量については、近年横ばいの傾向にありますが、今後も4R運動（リフューズ：排出抑制、リデュース：減量、リユース：再使用、リサイクル：再生利用）をはじめとする様々な取り組みを積極的に実行することで、更なる減量化を図る必要があります。
- 不法投棄件数が増加していることから、パトロールや監視を継続するとともに、市民や児童生徒を対象とした環境教育が必要です。
- 公害の発生については、事業所からの排水による水質汚濁や畜舎等からの悪臭に対する問合せが多く、生活環境改善に向けた取り組みの強化が求められています。

※1 うるま市環境基本条例：環境の保全及び創造について基本的な理念を定め、市、事業者及び市民等の責務と役割を明らかにするとともに、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し良好な環境を確保することを目的とする条例。

※2 うるま市環境基本計画：うるま市環境基本条例の推進を図るために基本となる計画。

- 本市は嘉手納飛行場滑走路の延長線上に位置し、米軍機等の騒音による被害が発生していることから、騒音被害の改善や住宅防音工事対象区域の見直しなど関係機関へ働きかけていく必要があります。
- 野犬やハブなどの環境衛生対策については、関係機関等と連携してこれらの捕獲を促進し、被害にあわない環境づくりを進めていくことが必要です。
- 本市には、個人墓地が市街地を含め市全域に散在しており、墓地許可申請が他市町村に比べて多い状況にあることから、今後は政策的な整備計画が必要となります。

● 施策の体系



施策の推進

1. 快適な生活環境の確保と保全

- (1) 地域の実情や産業動向などを勘案しながら、エコタウン、バイオマスタウン^{※3}の形成、環境調和型の自然にやさしいまちづくりを推進します。
- (2) うるま市一般廃棄物処理基本計画に基づき、循環型社会づくりに対する市民や企業の意識啓発を図り、ゼロ・エミッション^{※4}等ごみの排出抑制や再利用、再資源化を推進・奨励するとともに、ごみの不法投棄に対する市民ぐるみの監視体制を強化します。
- (3) 悪臭の発生源となる畜舎等については、衛生管理に対する適切な指導を行うとともに、監視体制の強化を図り、家畜排せつ物資源の有機肥料化を推進します。
- (4) 近隣生活騒音や工事・事業場に伴う騒音・振動については、関係機関への改善要望や発生源への指導強化に努めます。
- (5) 米軍機等の騒音については、市内における騒音測定を実施し、関係機関への改善要請等に努めるとともに、住宅防音工事対象区域の拡大等について関係機関へ要請します。

※3 バイオマスタウン：域内において、広く地域の関係者の連携の下、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域。

※4 ゼロ・ミッション：ある産業から出るすべての廃棄物を新たに他の分野の原料として活用するなど、あらゆる廃棄物をゼロにすること。



(6) 野犬・ハブ・害虫対策などの環境衛生対策を推進し、快適で安心できる生活環境づくりを進めます。

(7) 個人墓地の無秩序な散在化や無許可設置の拡大による景観や生活環境の悪化を防止するとともに、市営墓地等の整備について推進します。

2. 自然環境との共生

(1) 市民に対し動物の正しい飼い方や外来種などの野外放逐の禁止等の指導・助言内容を記載したパンフレットやホームページ、広報紙等を活用し周知に努めます。

(2) 貴重な自然体系を攪乱する外来種の情報について、事業者や市民等に提供するとともに、国・県・事業所・市民等と協働して外来種対策に努めます。

(3) 事業所や市民等を対象に、市内の自然環境や生き物を教える「うるま市出前講座」や自然観察会、中部北環境施設等を活用した環境教育など環境学習の機会をつくり、環境保全に対する意識啓発に努めます。

3. 地球環境対策の推進

(1) うるま市地球温暖化対策実行計画^{※5}（区域施策編）を策定し、民間企業や各家庭における省エネ等を促進することにより、率先して地球温暖化対策に努めます。また、府内の取り組みとして、うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、府内の省エネ等を推進します。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
①市民一人あたりごみ排出量	277.9 kg	253.8 kg
②リサイクル率	12.3%	22.0%
③うるま市公共施設からのCO ₂ 排出量	19,391t/CO₂	18,579 t/CO₂
④自然環境等に係る「うるま市出前講座」の年間開催数	0回	6回

※5 地球温暖化対策実行計画：排出する温室効果ガスの削減のための数値目標と、その目標を達成するための具体的な取り組みを明らかにする計画。

目標設定の考え方

- ① うるま市一般廃棄物処理基本計画^{※6}（H20～H29）の目標値の減少率を2021（平成33）年度まで続けることを目標として設定しました。
- ② うるま市一般廃棄物処理基本計画（H20～H29）の目標値を2021（平成33）年度までの目標値と設定しました。（2017（平成29）年度目標値が22%であるが、現状値が12.3%と低いため）
- ③ 第2次うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）より目標値を設定しました。
- ④ 市内小学校（18校）を中心に、環境月間や地球温暖化防止月間等と併せて、6校での出前講座の開催を目標として設定しました。



市民ができること

- ・市民は、ごみの分別や減量化に取り組みましょう。
- ・ごみの適正な排出に努めましょう。
- ・事業者は事業系ごみとして適切に処理しましょう。
- ・事業所における省エネルギー活動の実践に努めましょう。
- ・事業者は、畜舎等を適切に管理しましょう。
- ・ペットを飼育する市民は、動物の習性等を正しく理解し、周囲に迷惑をかけないよう責任をもって飼いましょう。

※6 一般廃棄物処理基本計画：市がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画。

基本目標 4 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり

施策分野

4-8

上水道

【主管課】水道部総務課

【主な関係課】営業課・工務課



めざす姿

- 安全、安心な水道水を安定的に供給し、快適な市民生活を支えます。

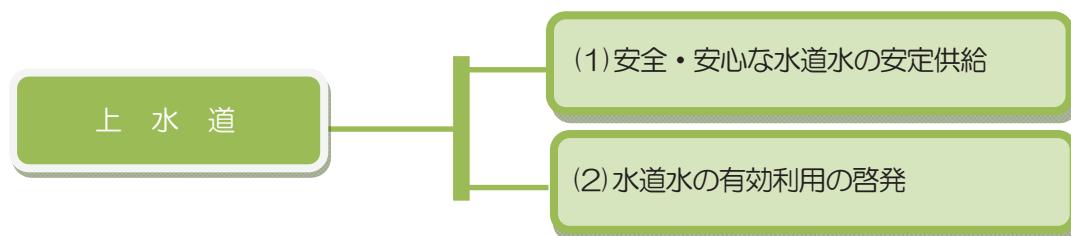


施策の展開

●現状と課題

- 上水道は市民生活に不可欠な施設であり、安全でおいしい水の安定供給には、不断の努力が求められています。本市の有収率^{※1}は 90.98%で全国平均を上回っていますが、県内 11 市の平均が 92.89%であることから、有収率の向上及び経営の健全化に向けて、引き続き老朽給水管の更新及び漏水の早期発見、修繕に努める必要があります。
- 水道事業においては、災害時等の非常時において可能な限りその影響を最小限に抑えるために必要な措置を講じることが求められています。今後は中長期整備計画を策定し、耐震化を考慮した水道施設の整備に努める必要があります。
- 島しょ地域である津堅島への海底送水管が耐用年数を経過しており、老朽化対策が必要となっています。

●施策の体系



※1 有収率：給水する水量と料金として収入のあった水量との比率。



施策の推進

1. 安全・安心な水道水の安定供給

- (1) 安全でおいしい水を将来にわたって安定的に供給するため、水道ビジョンを定期的に見直します。また、配水池や施設の効率的な活用を図るため、配水施設統合の検討を進めます。
- (2) 配水ブロック中央監視装置の活用によるブロック別配水量の把握、漏水の早期発見、水圧・水量の適正管理、配水の効率的・安定的な運用及び必要な施設の整備・改良・更新に努めます。
- (3) 老朽管の更新や漏水防止対策などの維持管理事業を進め有収率向上に努めます。
- (4) 健全で安定した水道事業運営を持続していくため、経費節減や業務の効率化に努めます。
- (5) 津堅島への海底送水管を2015（平成27）年度において調査した結果、管自体には重大な腐食等は見受けられなかったが、耐用年数を超えていることから早期の更新に努めます。

2. 水道水の有効利用の啓発

- (1) 市民に対して水道水への理解と有効利用の啓発、促進に努めます。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
①有収率	90.98 %	93.0 %
②無効水量	925,503 m³	625,000 m³
③管路耐震化率	9.89 %	18.50 %

目標設定の考え方

- ① 県内11市の平均92.89%を上回ることを目標として設定しました。
- ② 有収率93.0%を達成するためには、無効水量が現状値より300,000m³減らすことが必要なため、300,000m³減らすことを目標として設定しました。
- ③ 国庫補助事業整備計画における値を目標として設定しました。



市民ができること

- ・水は限りある資源であるため、水道水の有効利用に努めましょう。
- ・漏水発見者は、早期に水道部へ通報しましょう。

基本目標 4 自然と調和した快適で暮らしやすいまちづくり

施策分野

4-9

下水道等

【主管課】下水道課

【主な関係課】環境課・農水産整備課



めざす姿

- 快適な生活環境の向上を図り、併せて公共用海域の水質の保全を目指します。



施策の展開

●現状と課題

- 下水道施設をはじめとする生活排水処理施設は、健康で快適な生活を営む上で欠かせない都市の根幹的な施設であり、河川や海といった水環境の水質保全のためにも重要なものです。
- 本市の公共下水道は、石川地域の単独公共下水道事業^{※1}（石川処理区）が昭和44年、具志川・勝連・与那城地域の流域関連公共下水道事業^{※2}（具志川処理区）が昭和60年から市街地を中心に整備区域を定め、事業の推進を図っており、普及率は2015（平成27）年度で69.1%となっています。
- 国では、公営企業である下水道事業において、将来にわたり必要な住民サービスを安定的に提供していくため、中長期的視点に立った計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る観点から、公営企業会計の導入を促進しており、本市においても2020（平成32）年度公営企業会計を適用すべく取り組みを進めています。
- 下水道施設の資産管理の徹底や財政シミュレーション等を実施し、2015（平成27）年度見直しを行った「うるま市汚水処理施設整備構想」^{※3}に基づき策定する整備計画に反映させるとともに、計画的な整備や老朽化した施設の計画的な改築・更新を進めていく必要があります。

※1 単独公共下水道事業：公共下水道のうち、主として市街化区域における下水を排除し又は処理するために、市町村が管理する下水道で、単独の終末処理場を有するもの。

※2 流域関連公共下水道事業：公共下水道のうち、主として市街化区域における下水を排除し又は処理するために、市町村が管理する下水道で、流域下水道に接続するもの。

※3 うるま市汚水処理施設整備構想：市全域の汚水処理施設の整備を効率的かつ効果的に進めていくために、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽の汚水処理施設の整備予定区域を設定するもの。



- また、下水道等集合処理以外の地域においては、合併処理浄化槽の整備促進に向け取り組みを進める必要があります。
- 津堅地区農業集落排水施設については、接続率が低いことから接続率の向上対策と将来における事業の継続性について検討する必要があります。

施策の体系

下水道等

(1) 下水道等の整備



施策の推進

1. 下水道等の整備

- (1) 公共下水道整備計画を策定し、これに基づく公共下水道整備と下水道への接続の促進・水洗化の向上を図ります。
- (2) 下水道施設ストックマネジメント計画^{※4}に基づき、各施設の延命化を図るための計画的な維持・補修に努めます。
- (3) 下水道事業の企業会計移行業務により導入するアセットマネジメントシステム^{※5}による適正な資産管理と財政シミュレーションにより、新規及び更新整備と維持管理を効果的に実施します。
- (4) 公共下水道等集合処理区域外については、合併処理浄化槽の設置にかかる経費の一部補助を実施するなど、整備促進に向けた取り組みを進めます。また、合併処理浄化槽の定期的な保守点検や清掃について周知を図ります。
- (5) 下水道事業の地方公営企業法の適用にむけ、効率的な上下水道事業の執行体制を見直し再構築します。
- (6) 津堅地区農業集落排水事業については、地域の特性及び実情を踏まえ、将来において最適な汚水処理事業のあり方を検討します。

※4 下水道施設ストックマネジメント計画:

下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理する計画。

※5 アセットマネジメントシステム:

各下水道事業者等において、長期的な視点に立ち下水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に下水道施設を管理運営することが必要不可欠であり、これらを組織的に実践する活動。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
①下水道認可面積整備率 (認可面積に対する供用開始面積)	73.6 %	84.2 %
②下水道普及率	69.1%	74.4%
③水洗化率	71.5 %	74.9 %
④合併処理浄化槽 設置申請数	2,638 件	1,146 件

目標設定の考え方

- ① 2015（平成27）年度「うるま市汚水処理施設整備構想見直し」の整備計画から設定しました。
- ② 2015（平成27）年度「うるま市汚水処理施設整備構想見直し」の整備計画から設定しました。
- ③ 毎年度の新規接続実績と2015（平成27）年度から実施している下水道接続補助金導入による接続実績を基に水洗化率の伸びを算定し目標を設定しました。
- ④ うるま市一般廃棄物処理基本計画・生活排水処理の将来予測より推計し目標を設定しました。



市民ができること

- ・下水道整備地域の住民は下水道に接続しましょう。未整備地域の住民は合併処理浄化槽を設置し、適切に管理しましょう。
- ・生活排水を適切に流しましょう。
(台所では、ご飯の残りものや食用油などを直接流さない。水洗トイレでは、トイレットペーパー以外の紙や異物を流さないことなどを心がけましょう。)
- ・事業者は、適切に排水しましょう。
- ・下水道施設を適切に使用しましょう。(道路側溝等排水の詰まりによる浸水を防ぐため、周辺清掃に協力しましょう。宅地内の下水道排水設備へ雨水が流入しないようにしましょう。宅地内の“ため池（ます）”は油類などを取り除き、こまめに清掃しましょう。)



第3章 基本目標別施策

基本目標5

郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり 教育・文化分野

- 5-1 幼児教育
- 5-2 学校教育
- 5-3 学校教育施設
- 5-4 青少年健全育成
- 5-5 生涯学習
- 5-6 生涯スポーツ・スポーツ振興
- 5-7 芸術・文化
- 5-8 歴史・文化財

基本目標 5 郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり

施策分野

5-1

幼児教育

【主管課】指導課
【主な関係課】学務課・保育幼稚園課
こども未来課



めざす姿

- 子どもたちに健康・安全で文化的な生活、豊かな遊びを保障し、心身の調和のとれた発達を目指すとともに、健全な人間形成の基礎を培う幼児教育を目指します。



施策の展開

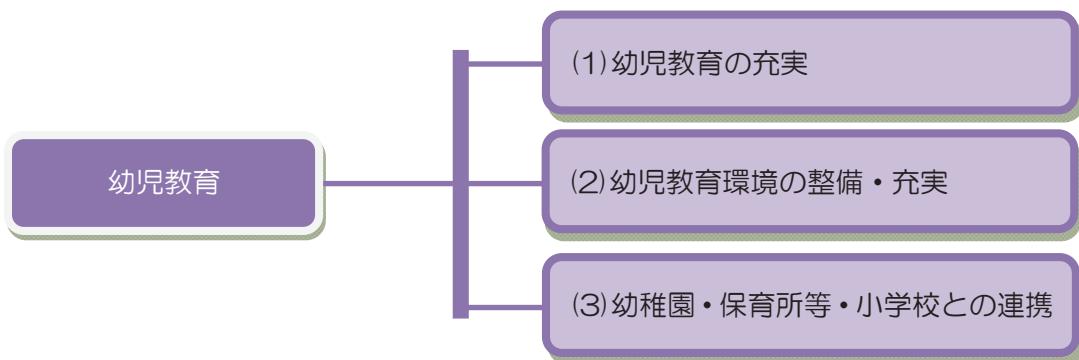
●現状と課題

- 幼児期は、人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、基本的な生活習慣の確立や適切な教育が重要となります。
- 特に幼児（就学前）教育の中核である幼稚園教育は、情操や創造性を育むとともに、集団生活を通して社会性を養うなど、生活や学習の基盤を培う学校教育の始まりとしての重要な役割を担っています。
- 本市には、2016（平成28）年4月現在で公立幼稚園が18園あり、市内公立幼稚園への入園者については、全体的に緩やかに減少傾向にありますが、年少人口の減少や保育所における5歳児保育の推進などがその要因と考えられます。
- また、本市では、市内公立幼稚園18園のうち11園で4歳児保育を実施していますが、幼稚園における教育を希望する保護者から、公立幼稚園の複数年保育（3、4、5歳）を望む声もあることから、各幼稚園での3、4歳児保育の充実が求められています。
- 公立幼稚園における午後の預かり保育については、津堅幼稚園を除く全幼稚園で受け入れを実施しており、あわせて給食の提供も実施するなど、預かり保育の充実に努めてきました。
- 全国的には、「小1プロブレム」の問題（小学校に入学したばかりの小学1年生が集団行動が取れない、授業中に座っていない、話を聞かないなどの状態が数か月継続するような状態）が生じており、家族や幼稚園、保育所、小学校など関係機関のさらなる連携による対応が求められています。



- 「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が2006（平成18）年10月に施行され、認定こども園制度が開始されました。認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する教育・保育並びに保護者に対する子育て支援を総合的に提供する施設となっており、県内市町村においても導入に向けた取り組みが進んできています。そのような中で、本市においても認定こども園の導入について検討を進める必要があります。

●施策の体系



施策の推進

1. 幼児教育の充実

- 人格形成の基礎が培われる重要な時期における教育として、幼児期の発達の特性を踏まえた「生きる力」の基礎の育成を目指し、遊びを通しての総合的な指導の充実を図ります。
- 家族や地域社会との交流や連携、連続性を保ちつつ、幼児期の教育への理解が深まるよう、開かれた保育所・幼稚園づくりを目指します。
- 障がいのある幼児の指導に当たっては、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促していくことに配慮し、他の子どもと平等な教育のために「合理的配慮※1」の考えに基づき、教育環境の整備等支援体制の充実に努めます。
- 未就園児※2 やその保護者同士がともに交流し、相談ができる場を提供するなど、幼稚園を地域における幼児教育の拠点として位置づけ、子育て支援機能を充実します。
- 幼稚園における複数年保育（3・4・5歳児）の実施及び充実については、既存施設の規模等を考慮しながら計画的に推進します。

※1 合理的配慮：設置者と本人・保護者により、発達段階を考慮しつつ、人的配慮や施設改善等、可能な限り合意形成を図り、幼児一人ひとりの障がいやニーズ等に応じていくこと。

※2 未就園児：幼稚園や保育所に在園していない3歳前の子ども。

2. 幼児教育環境の整備・充実

- (1) 質の高い保育の提供、幼児教育の振興を図るため、幼稚園教諭研修会の充実を図ります。
- (2) 子どもたちが人格形成の基礎を育むことのできる設備や教材等の整備を図るとともに、安全安心な環境づくりに努めます。

3. 幼稚園・保育所等・小学校との連携

- (1) 幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図るため、幼児の発達や学びの連續性を踏まえた幼稚園・保育所等と小学校との情報を共有し連携を図る環境づくりに努めます。
- (2) 各家庭の幼児教育・保育に対する多様なニーズに応えるため、認定こども園の導入等について関係機関と連携を深め推進します。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
①幼児教育就園率 (4・5才児対象)	4才児:91% 5才児:96%	4才児:94% 5才児:99%

目標設定の考え方

- ① 幼児教育就園率を年間0.5%増加することを目標として設定しました。



市民ができること

- ・自治会活動や学校ボランティア、保育支援活動へ参加しましょう。
- ・交通安全指導、子どもたちへの声掛け等安全確保への取り組みに参加しましょう。
- ・家族等の協力のもと、生活のしつけ（基本的な生活習慣を身につける）に取り組みましょう。
- ・子どもを通じた地域のつながりづくりに努めましょう。

基本目標 5 郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり

施策分野

5-2

学校教育

【主管課】指導課

【主な関係課】学務課・教育研究所

青少年センター

学校給食センター



めざす姿

- 主体的に学習し、基礎的学力・課題解決力を身に付け、たくましく生きる心身ともに健康な児童生徒の教育を目指します。



施策の展開

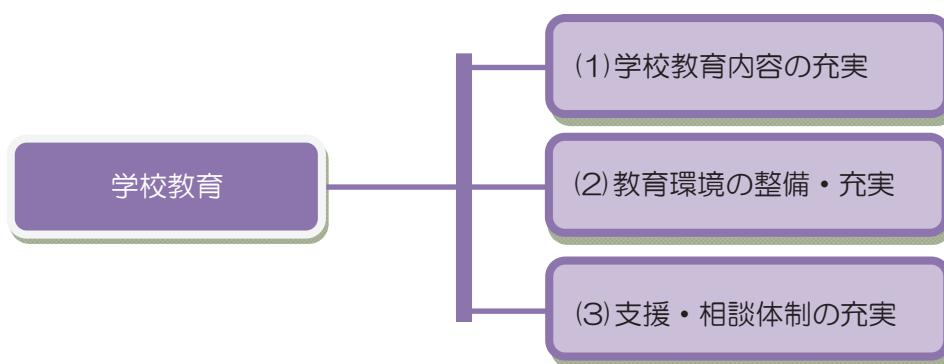
●現状と課題

- 本市には、2016（平成28）年4月現在で、小学校が18校、中学校が10校あり、そのうち2校が小中併置校となっています。
- 全国学力・学習状況調査において、小学校算数Aでは、2014（平成26）年度以降、全国平均を上回っていますが、中学校においては、全ての調査で全国平均に近づきつつあります。今後も学力向上推進についての取組を強化する必要があります。
- 本市において、市民協働学校（コミュニティ・スクール^{※1}）制度の導入に向け、2017（平成29）年度は、5校（小4・中1）をモデル校指定し、2018（平成30）年度から導入拡大を図り、平成32年度からは、全校導入予定となっています。
- 市内の児童生徒数については、緩やかな減少傾向にあり、全国的な少子化の動向と同様に、今後も児童生徒数の減少が予想されます。そのため、長期的な視点から、学校の規模の適正化等について検討していく必要があります。
- 本市では、将来を担う子どもたちが「生きる力」を身につけることを目的に、「確かな学力」の向上や「豊かな心・健やかな体」の育成、「意欲を育てる教育」に努めてきました。今後も学習支援員の各学校への配置による個に応じた指導の充実を図る必要があります。
- 充実やキャリア教育の実施、国際化社会に対応した人材育成、地域特性に応じた教育の推進を図るなど特色ある教育の充実に努める必要があります。
- 本市では肥満傾向の児童生徒の増加や体力・運動能力の低下傾向がみられることから、食に関する指導及び健康や体力の保持増進を図る必要があります。

※1 コミュニティ・スクール：学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え「地域とともにあらゆる学校づくり」を進める仕組み。

- 近年、市内小学校では不登校児童の増加傾向が続いているが、中学校では不登校生徒は減少傾向に転じています。これまでの、小学校での不登校児童・家庭支援へのきめ細かい対応により、中学校での不登校生徒の減少につながっていることが考えられることから、今後も、すべての児童生徒が適切な指導・支援が受けられるよう、さらなる教育相談の充実に取り組む必要があります。
- 学校の通学区については、地域住民などの意見を聞きながら、通学区域の見直しや弾力化について検討する必要があります。
- 学校教育環境については、2014（平成26）年度に、市内全小中学校の全普通教室へ電子黒板を導入するなど、教育環境の充実を図ってきました。今後は、導入した電子黒板を有効活用し、児童生徒の学力向上を図っていくことが必要です。

● 施策の体系



施策の推進

1. 学校教育内容の充実

- (1) 学習指導要領改訂を踏まえ、カリキュラムマネジメント及びアクティブラーニング^{※2}の効果的実践をとおして、「確かな学力」の向上に努めます。
- (2) 児童生徒の道徳性の育成や望ましい集団活動を通して心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図るため、道徳教育及び特別活動の充実に努めます。
- (3) 学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感させ、学ぶ意欲を向上させるなどキャリア教育の充実を推進します。
- (4) 基本的な生活習慣や生活態度を育て、心豊かで明るく伸びやかな児童生徒の育成に努めます。
- (5) 平和教育や人権教育、福祉教育や思春期教室の充実に努め、生命や人権を尊重する思いやりのある心を育みます。

※2 アクティブラーニング：従来の、教員を主体とした一方的な授業形式と異なり、学習者が主体性を持って能動的に思考する、参加型の学習。



- (6) 障がいのある児童生徒が自立し、社会参加するための基盤を培う教育の充実に努めます。
- (7) 健康で心豊かな人を育むため、学校給食を通して児童生徒への食に関する指導を充実するとともに、食の安全・安心・信頼性の確保に努めます。
また、学校体育やスポーツに親しみ、健康や体力の保持増進の基礎づくりを進めます。
- (8) 自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、安全な社会づくりに貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒の安全確保に努めます。
- (9) 国際理解教育・外国語教育、情報教育の充実を図るとともに、児童生徒の国際交流事業を推進し、国際社会の中で活躍できる人材の育成に努めます。
- (10) 各学校や地域の実態を踏まえつつ、地域教育資源の発掘や活用を進め、児童生徒が自ら体験し、学び取ることができる総合的な学習の時間や環境教育の充実に努めます。
- (11) 地域とともにある学校づくりを実現させて未来を担う子どもたちの豊かな成長に資するため、市民協働学校（コミュニティ・スクール）制度の市内小中学校全校への導入を目指します。
- (12) へき地・小規模校では、小中が連携し合い、地域に最も適した特色ある教育のあり方を調査・研究していきます。
- (13) 教職員のライフステージに応じた研修の機会を確保し、教育に関する専門的、技術的事項の調査・研究及び研修の充実に努めます。

2. 教育環境の整備・充実

- (1) 2014（平成 26）年度に導入した電子黒板等の ICT^{※3} を効果的に活用するため、教師に対する ICT 活用研修等を実施し、ICT 活用指導力の向上を図り児童生徒の学力向上に取り組みます。
- (2) 校務支援ソフトなどの整備により業務改善を図ることで、教職員が持っている力を高め、その能力を十分に發揮し、教師が児童生徒と向き合う時間の確保に努めます。
- (3) 将来的な児童生徒数の推移等を考慮した学校規模の適正化と適正配置を進め、教育環境の整備と学校教育の充実を図ります。また、学校通学区の見直し及び弾力化については、地域住民の意見を考慮しながら取り組みを進めます。

3. 支援・相談体制の充実

- (1) 教育上の悩みを持つ子どもや保護者及び教師の相談に対応できるよう、教育相談室や適応指導教室など各種相談支援の充実を図り、不登校児童生徒の学校復帰や将来の社会的自立の支援に努めます。
- (2) 学習支援員や特別支援ヘルパー、ALT^{※4} など、個々の教育ニーズに応じた教育支援事業の充実を図ります。

※3 ICT：情報・通信に関する技術。

※4 ALT：外国語を母国語とする外国語指導助手。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
①中学3年生の進路決定率	95.6%	97.2%
②中学生の新体力テスト 総合評価における上位3 ランク（A・B・C）の 割合	男子 61.4% 女子 79.9%	男子 70.8% 女子 86.3%
③県産農産物を取り入れた 学校給食食材のうち、市 内農産物を使用した割合	44.1%	55.0%

目標設定の考え方

- ① 2014（平成26）年度の沖縄県の進路決定率の平均を目標値として設定しました。
- ② 毎年実施される調査において、全国平均を目標としました。
- ③ 県産農産物を取り入れた学校給食食材のうち、過半数を市内農産物で占めることを目標とし、55%としました。



市民ができること

- ・学校ボランティア、PTA活動へ参加しましょう。
- ・交通安全指導、子どもたちへの声掛け等安全確保への取組に参加しましょう。
- ・家族等の協力の下、家庭でのしつけ（家庭学習の推進、基本的な生活習慣を身につける）を行いましょう。
- ・家族で文化・スポーツ（読書の奨励、科学・美術・芸術、スポーツ）に親しみましょう。
- ・児童生徒を学校に通学させ、必要な学力の習得、社会適応能力を身につけさせましょう。
- ・子どもと一緒に自治会活動や地域行事に参加するなど、地域との関わりを深めていきましょう。

基本目標 5 郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり

施策分野

5-3

学校教育施設

【主管課】教育施設課

【主な関係課】学校給食センター



めざす姿

- 子どもたちが安全・安心して学校生活を過ごせる環境整備を目指します。



施策の展開

●現状と課題

- 子どもたちの安全安心な学校生活を保障するため、国の方針として、文部科学省が2015(平成27)年度に学校施設の耐震化率100%を目標数値として掲げています。本市でも学校教育施設の耐震化について計画的に進めてきていますが、2015(平成27)年度では85.9%と県内11市においても低い耐震化率となっています。
- 本市においては、学校教育施設における未耐震化施設が13施設19棟あり、うち2施設4棟については耐震補強工事で対応が可能なものの、当該4棟以外の15棟については建て替えが必要な状況となっています。
- 学校教育施設については、耐力度調査や耐震診断結果を基に策定している「公立学校施設整備事業長期計画」に基づき、耐震化を着実に進めていく必要があります。
- 学校給食センター7施設のうち、4施設が1978(昭和53)年から1986(昭和61)年に建築されたものであり、老朽化が進んでいます。また、合併前の施設を継続して使用している状況のため、各学校給食センターの提供食数に偏りが生じていること、施設配置が適切でないことなどが課題となっており、その改善にむけた取り組みが必要です。

●施策の体系

学校教育施設

(1)学校教育施設の整備・充実



施策の推進

1. 学校教育施設の整備・充実

- (1) 老朽化に伴う小学校、中学校及び幼稚園の学校教育施設の改修を計画的に進め、子どもたちが過ごしやすい環境づくりに努めます。
- (2) 小中学校校舎等の耐震化は、地震時において将来を担う児童・生徒の安全・安心を維持しながら、生命を守るとともに災害時における地域の避難所ともなることから、緊急度を考慮しつつ継続的に耐震改修の推進を図ります。
- (3) 特別教室や多目的教室などの整備や障がいのある児童・生徒にも十分配慮したバリアフリーの整備に努めます。
- (4) 市立学校給食センター基本計画に基づき、老朽化した給食センターについては、受配校の数、児童生徒数、配送距離等を考慮して既存施設の統廃合や整備等を実施し、安全・安心な給食の提供に努めます。また、調理等業務の一部民間委託について、引き続き検討します。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値(平成33年度)
①学校施設の耐震化率	85.9%	99.23%
②小学校施設の耐震化率	81.8%	100.0%
③中学校施設の耐震化率	94.0%	100.0%
④幼稚園施設の耐震化率	79.0%	94.4%
⑤給食センター老朽化施設等の整備率	42.9%	85.7%

目標設定の考え方

- ① 学校教育施設耐震化にかかる計画に基づき、目標値を設定しました。
- ② 学校教育施設耐震化にかかる計画に基づき、目標値を設定しました。
- ③ 学校教育施設耐震化にかかる計画に基づき、目標値を設定しました。
- ④ 学校教育施設耐震化にかかる計画に基づき、目標値を設定しました。
- ⑤ うるま市立学校給食センター基本計画に基づき、目標値を設定しました。



市民ができること

- ・学校施設は大切に使いましょう。
- ・学校内の清掃、草刈り等の学校ボランティア、PTA活動へ参加しましょう。

基本目標 5 郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり

施策分野

5-4

青少年健全育成

【主管課】青少年センター
【主な関係課】生涯学習振興課



めざす姿

- ・学校、家庭、地域社会が連携して、青少年の健全育成に努め、子どもたちが地域の中で心豊かで健やかに成長できる体制づくりを目指します。

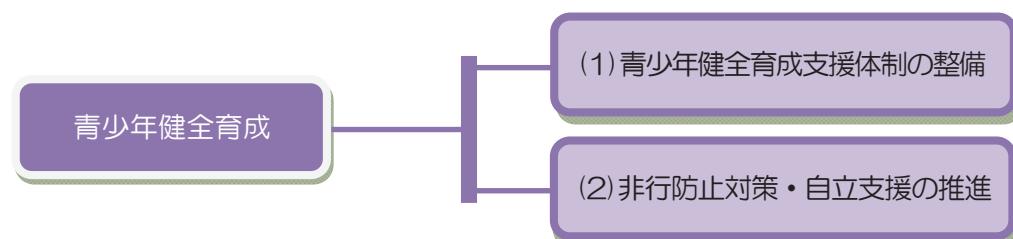


施策の展開

●現状と課題

- 青少年が、自然とのふれあいや仲間との活動等生活体験をとおして社会の構成員としての規範意識や社会性、命を大切にし、他人を思いやる豊かな人間性を育むために、発達段階に応じた活動の機会を充実させることが重要です。
- 児童生徒の不登校やいじめ、非行等の青少年の問題行動に対する相談や学習支援・学習相談などを実施しています。今後も相談や支援を実施するとともに、人材の確保、施設、組織体制の整備を充実させる必要があります。
- 地域における青少年の健全育成団体については、子ども会活動における育成者不足が課題となっています。明日のうるま市を担い、地域社会を支える心豊かな人材を育てるため、学校や地域、自治会等との連携が必要です。

●施策の体系





施策の推進

1. 青少年健全育成支援体制の整備

- (1) 青少年が心豊かな人間性を育むため、青少年健全育成協議会など、青少年育成団体の活動を支援するとともに、これらの団体と学校、家庭、地域社会との連携強化を進めます。
- (2) 青少年の体験活動のための育成者の確保に努め、指導者の養成に必要な知識、技術の研修を行うなど、地域の指導者育成を図ります。
- (3) 子どもたちが地域の中で、心豊かで健やかに成長できるよう、スポーツ・レクリエーション、文化活動等の場の確保に努めます。

2. 非行防止対策・自立支援の推進

- (1) 青少年の非行防止のため、相談や指導体制の充実を図り、街頭での帰宅指導や不登校児童生徒への登校指導を推進します。また、再び非行を犯さないよう、地域の人々や関係機関、関係団体と連携を図りながら、多様な立ち直りの支援を推進します。
- (2) 成長期にある青少年の直面する様々な問題について相談を受け、発達過程に対応した必要な指導・助言を行い、問題の早期発見に努めます。
- (3) 「青少年の深夜はいかい防止」や「未成年者飲酒防止」等にかかる取り組みを推進することで、家庭や地域社会が一体となって青少年の健全な生活習慣づくり、倫理観や自制心の育成を支援します。
- (4) 青少年がボランティア活動などを通して、社会のルールや自ら考え行動する力を身に付け、社会的に自立できるよう支援します。



目標指標

指標名	現状値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
①夜間街頭指導への参加者数	2,093 人	2,616 人
②CGG ^{*1} 等のボランティア活動への青少年の参加者数	912 人	1,459 人
③ありがとうの手紙作文コンクールへの児童生徒の応募者数	284 人	454 人

*1 CGG：クリーン・グリーン・グレイシャスの略。様々なふれあいを行う活動と、自分の住んでいる地域を大人も子どもも一緒に清掃し、健全な環境づくりを行うクリーン活動を展開し、「地域の子は地域で守り育てる」という共通認識のもと、青少年の健全育成に資する全県的な運動展開のこと。

目標設定の考え方

- ① 毎年 4.1% の伸び率（H27 年度基準）を加算し、最終年度の 2021（平成 33）年度に、2015（平成 27）年度実績から 25% の増加を図ることを目標に設定しました。
- ② 毎年 10% の伸び率（H27 年度基準）を加算して最終年度の 2021（平成 33）年度には、2015（平成 27）年度実績から 60% の増加を図ることを目標に設定しました。
- ③ 每年 10% の伸び率（H27 年度基準）を加算して最終年度の 2021（平成 33）年度には、2015（平成 27）年度実績から 60% の増加を図ることを目標に設定しました。



市民ができること

- ・地域活動・ボランティアの場に青少年を積極的に参加させましょう。
- ・ゴニャーGO 家運動※2 を実践しましょう。

※2 GO 家運動：青少年を飲酒・喫煙・深夜はいかいといった非行や、いじめ・性犯罪・交通事故被害等から守るために、帰宅の遅い子やいじめなどの被害に遭っているおそれのある子どもたちに対して声かけを行い、また不審者の発見の際には関係機関へ通報するなど、地域が一体となって子どもたちを見守る運動。

基本目標 5

郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり

施策分野

5-5

生涯学習

【主管課】生涯学習振興課

【主な関係課】図書館

生涯学習文化振興センター



めざす姿

- 生涯にわたって学習活動に取り組み、学習の成果をまちづくりに生かせる「生涯学習のまちづくり」を目指します。



施策の展開

●現状と課題

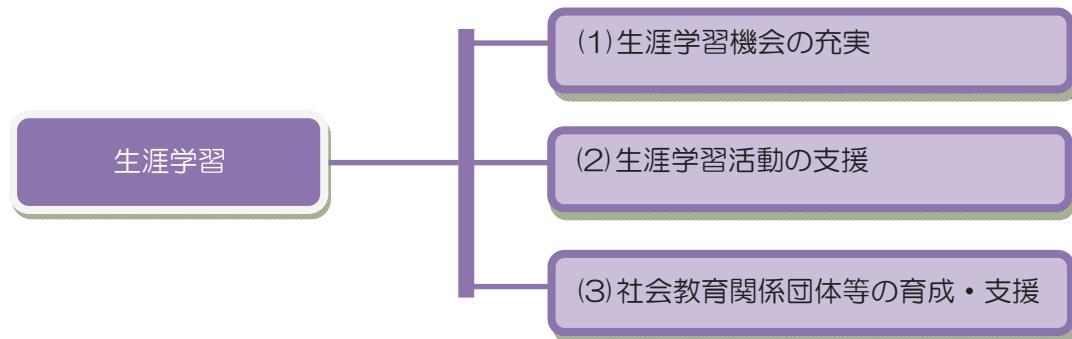
- 我が国を取り巻く社会情勢は、少子高齢化や核家族化^{※1}の進行、情報化や国際化の進展など急速に変化しており、人々の価値観も多様化しています。こうした中で、生涯にわたって行える学習活動への参加意欲が高まってきています。今後のまちづくり・地域づくりを推進するためには、「いつでも、どこでも、誰でも」自由に主体的な学習活動をすることができる、その成果を活かすことができる「生涯学習のまちづくり」が重要になります。
- 本市では、「うるま市まちづくり生涯学習推進基本計画」^{※2}を策定し、生涯学習のまちづくりの実現に向けて、地区公民館、図書館等の拠点施設において学習活動の広報や交流、学習成果の発表、各種イベント等を実施しています。また、2017（平成 29）年4月より生涯学習・文化振興センターが開館し、本市における生涯学習の拠点施設として、生涯学習の更なる振興を図る必要があります。
- 今後も、学習機会の提供や情報提供により学びの環境を整えるとともに、人材の育成・確保や市民主体の取り組みを支援し、地域社会の活性化を促進する必要があります。

※1 核家族：社会における家族の形態のひとつ。夫婦のみ又はその子供などからなる家族のこと。

※2 うるま市まちづくり生涯学習推進基本計画：

各部署で実施されている生涯学習関連施策の基本的な考え方や事業の方向性を明らかにするとともに、関係各課と連携を図りながら生涯学習施策に関わる事業を体系的に整理することで、生涯学習のネットワークを広げ、うるま市のまちづくり生涯学習の振興を図る目的で策定された計画。

●施策の体系



↑ 施策の推進

1. 生涯学習機会の充実

- (1) まちづくり生涯学習推進基本計画に基づき、「いつでも、どこでも、誰でも」学べる生涯学習環境づくりに努めます。
- (2) 生涯学習・文化振興センター（ゆらいく）については、市民の生涯学習・文化継承の拠点として、各種サークル活動の促進や各世代への学習機会の提供を図り、生涯学習環境の充実を図ります。また、地区公民館などの公共施設を活用し、大人から子どもまで、幅広い世代が生涯学習意欲を高められるよう、魅力的な各種生涯学習講座等の充実を図ります。伝統芸能の保護継承についても隣接する市民芸術劇場と連携をとり、文化振興の一翼を担います。
- (3) 各種生涯学習団体やサークル活動などの取り組みを広報紙やホームページなどで情報提供し、市民の参画機会の向上を図ります。
- (4) 図書館においては、市民が必要とする情報を提供できるよう職員の資質向上や市民ニーズに対応した図書館サービスの充実を図ります。

2. 生涯学習活動の支援

- (1) 市民ニーズに応じた学習機会を提供できるよう、講座・教室などのあり方を工夫します。
- (2) 生涯学習フェスティバルなど学習成果の発表の機会の充実や学びをとおした交流活動について、それぞれの実情に応じた適切な支援を実施します。



3. 社会教育関係団体等の育成・支援

- (1) 子どもの相談、支援を行う人材の確保については、関連する組織との連携を図りながら相談者・支援者の発掘・育成を行います。
- (2) 知の循環型社会の構築に向けて人材育成を図るとともに、生涯学習人材バンクの登録者更新については、学校・自治会等と連携を図り、地域で活動するボランティアの登録を促進するとともに制度の周知に努め、活用率の向上を目指します。
- (3) 既存の社会教育関係団体・NPO等と連携を図りつつ、推進団体・組織の育成を図ります。
- (4) 社会教育関係団体の支援を図るため、活動機会の拡充にかかる各種支援や生涯学習人材バンクの登録者の紹介など情報提供及び発信を行います。



目標指標

指標名	現状値（平成 27 年度）	目標値(平成 33 年度)
①年間の地区公民館延利用者数	99,250 人	93,654 人
②年間の生涯学習・文化振興センター延利用者数	0 人	140,716 人
③年間の生涯学習関連の講座・教室の延参加者数	7,786 人	10,431 人
④生涯学習人材バンク登録者数	222 人	390 人
⑤図書館利用カード登録率	50%	56%

目標設定の考え方

- ① 2016（平成 28）年度の庁舎移転による利用者の減少や、2017（平成 29）年度の「ゆらてく」供用開始による利用者の異動分を考慮したうえで、2018（平成 30）年度以降毎年度 1 % 増を目標に設定しました。
- ② 2017（平成 29）年度供用開始後の利用者数を 130,000 人と想定し、2018（平成 30）年度以降は、毎年度 2 % 増を目標として設定しました。
- ③ 毎年度 5 % 増を目標に設定しました。
- ④ 近年の傾向等を加味し、毎年度 10 % 増を目標に設定しました。
- ⑤ 每年度登録率 1 % 增することを目標として設定しました。



市民ができること

- ・学習やスポーツに取り組む意欲を持ち、実践しましょう。
- ・知識、技能を高め、成果を地域に生かしましょう。
- ・各分野で活躍してきた豊富な知識、技術、技能等を地域づくりへ生かしましょう。（うるま市生涯学習人材バンクへ登録しましょう。）
- ・地域活動・ボランティアの場に青少年の積極的な参加を促しましょう。



基本目標 5 郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり

施策分野

5-6

生涯スポーツ・スポーツ振興

【主管課】生涯スポーツ課



めざす姿

- 生涯を通じて健康維持・増進やレクリエーションを目的にスポーツ活動に取り組むとともに、スポーツ競技選手の競技力向上を目指します。

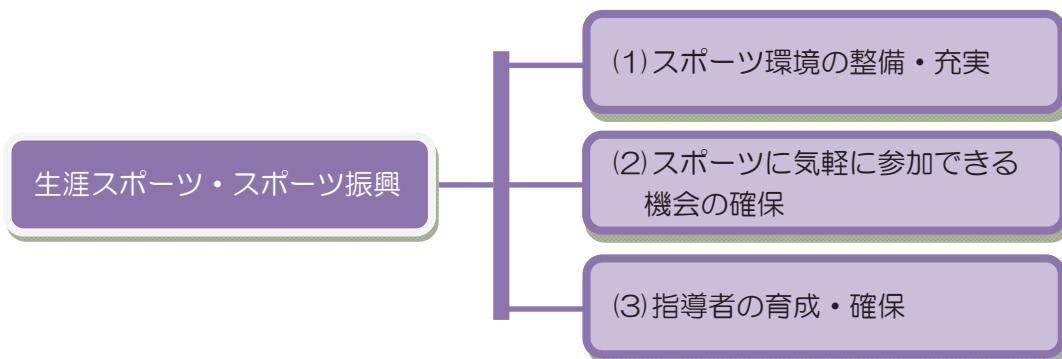


施策の展開

●現状と課題

- スポーツは、市民の健康・体力づくり、気分のリフレッシュに寄与するだけでなく、子どもの健全育成や地域間・世代間交流など、豊かな地域社会を形成するために重要な役割を担っています。
- 本市には、体育館（3箇所）、陸上競技場（1箇所）、総合グラウンド（2箇所）、庭球場（4箇所）、野球場（2箇所）、プール（2箇所）、多種目球技場（2箇所）があるほか、具志川ドーム、石川屋内運動場、具志川グランドゴルフ場、ゲートボール場、多目的広場といった社会体育施設が充実しており、各種スポーツ教室や大会の開催の拠点施設として活用されています。また、夜間における小中学校の体育施設も開放されており、地域のスポーツ団体の育成や技術向上、健康の維持増進など、スポーツに親しむ人の増加につながっています。
- 一方で、具志川総合体育館（築35年）や具志川総合グラウンド（築39年）、勝連総合グラウンド（築35年）については、整備後30年以上を経過しており、その他施設についても整備後30年近く経過した施設が多数存在している状況となっています。
- 今後は、社会体育施設の有効活用と適切な維持管理を行うとともに、機能の重複した施設の集約化や異なる機能の複合化など、社会体育施設の今後のあり方についても検討していく必要があります。
- スポーツ振興を図るため、既存社会体育施設の有効活用に努めるとともに、指導者や各種スポーツ団体などの育成、スポーツ大会やスポーツ教室の充実など、各種取り組みを進めいく必要があります。

●施策の体系



施策の推進

1. スポーツ環境の整備・充実

- (1) 市民がスポーツにより一層親しめるよう、良好な環境の社会体育施設を提供するため施設の適切な維持管理を行うとともに、学校施設の夜間開放事業を促進する等、施設の有効活用を図ります。
- (2) 老朽化した社会体育施設については、更新も含め、機能の重複した施設の集約化や異なる機能の複合化などについて、検討します。

2. スポーツに気軽に参加できる機会の確保

- (1) 市民のスポーツに関する自発的な活動を支援するため、それぞれの体力、年齢、技術、目的に応じて「だれもが、いつでも、どこでも気軽に参加できる」を基本とし、スポーツに気軽に参加できる機会の確保に努めます。
- (2) スポーツ大会やスポーツ教室などの事業を展開し、生涯スポーツの活性化と充実を図ります。

3. 指導者の育成・確保

- (1) 体育協会やNPO等との連携を図りつつ、推進団体・組織の育成を図ります。
- (2) 指導者の育成強化やトップアスリートを活用したスポーツ教室を行い、競技力向上を目指します。



目標指標

指標名	現状値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
①社会体育施設利用者数	368,347 人	374,400 人
②年間スポーツ・レクリエーション大会、教室等参加者数	3,585 人	3,800 人
③学校体育施設夜間開放事業	49,786 人	52,000 人

目標設定の考え方

- ① 過去 5 カ年間（H23 年度～H27 年度）の施設利用者数平均を算出し、その平均値を目標として設定しました。
- ② 定番教室の充実、新規事業展開、人気教室の受講回数増加等の計画を基に目標を設定しました。
- ③ 過去 5 カ年間（H23 年度～H27 年度）の施設利用者数平均を算出し、その平均値を目標として設定しました。



市民ができること

- ・スポーツに取り組む意欲を持ち、自発性や主体性を持って実践しましょう。
- ・技能を高め、成果を指導者として地域に還元させましょう。

基本目標 5 郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり

施策分野

5-7

芸術・文化

【主管課】文化課



めざす姿

- ・伝統芸能、創作芸能・芸術に触れ合い、伝統芸能の保存・継承や市民文化の振興を目指します。

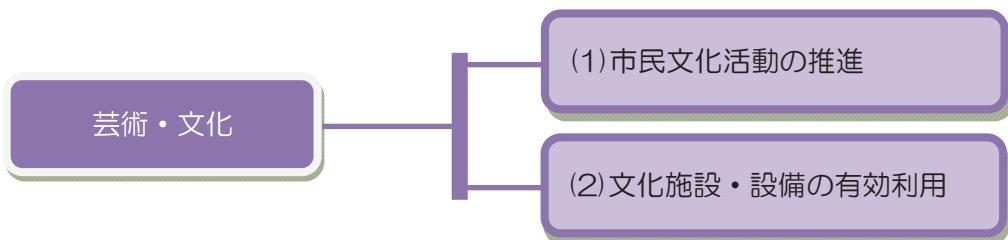


施策の展開

●現状と課題

- 文化には楽しさや感動、精神的なやすらぎを感じさせ、人生を豊かにする働きがあります。近年、ライフスタイルや社会情勢の変化から、市民の価値観も多様化しており、物の豊かさだけでなく心の豊かさを求める傾向にあり、市民がさまざまな文化に触れ、自らがその創造に参加できる環境の整備が求められています。
- 本市では組踊の公演や創作ミュージカル、うるま音楽祭、ふるさと芸能デー、全島獅子舞フェスティバル、総合文化祭などの自主企画事業等による芸術・文化の振興を図っており、他自治体と比較しても芸術・文化への取り組みは盛んであると言えます。
- 本市には、芸術・文化の活動拠点として3つの公共文化ホールがあります。それぞれの施設の年間稼働率は、石川会館 20%、市民芸術劇場 60%、きむたかホール 40%となっており、市民芸術劇場は近隣市町村と比較しても高い状況となっています。
- しかし、これらの施設は、施設や設備の老朽化が進行しており、整備の更新を求める要望もあることから、今後、公共施設マネジメント計画の方向性を踏まえ、管理方法や施設のあり方等について検討する必要があります。
- 市民芸術劇場については、隣接地に生涯学習・文化振興センターが整備されたことから、今後、本市の文化発信の拠点として同施設と連携し、さらなる文化振興に向け取り組む必要があります。
- また、文化振興の一躍を担う市文化協会加盟団体の会員数は他自治体に比べ多いものの、ここ数年では会員数は横ばい傾向となっています。今後も、質の高い文化交流活動の活性化を図るため、各種助成事業等の活用を検討する必要があります。

●施策の体系



↑ 施策の推進

1. 市民文化活動の推進

- (1) うるま市文化協会等と連携し市民向けの各種展示会や文化祭等を開催し、市民が伝統芸能や芸術・文化へふれあえる機会をつくるとともに、文化活動に対する支援を図ります。また、各地域の伝統文化について情報発信に努めます。
- (2) 文化団体への加入促進については、ホームページや広報誌などを活用し、引き続き情報発信を行い、啓発活動に努めます。

2. 文化施設・設備の有効利用

- (1) 公共文化ホールについては、他市の情報を収集するとともに、公共施設マネジメント計画の方向性等を踏まえ、集約化も含めた整備・更新計画を立案・策定します。
- (2) 質の高い鑑賞機会の提供については、計画的な企画立案に努め、参加者のアンケートなどにより市民ニーズに沿った芸術・文化の鑑賞機会の提供に努めます。
- (3) 公共文化施設については、施設管理、運営（自主事業の企画等）を含め、指定管理者制度の活用について検討します。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値(平成33年度)
①伝統芸能・創作芸能・芸術に触れている (見る、演じる、創作する)	9,640人	10,000人
②自主企画事業入場者数	5,774人	6,000人
③文化協会加盟団体会員数	1,171人	1,200人
④芸術・文化施設の利用者数 (観客、出演者、スタッフ等)	186,220人	192,000人

目標設定の考え方

- ① 沖縄選抜展、全島獅子舞フェスティバル等の入場者状況を基に算出しました。
- ② 芸術劇場等で行っている自主企画事業の入場者の平均値を、目標値として設定しました。
- ③ 2014（平成 26）年度から2～3人程の新入会員の増加があるものの、減少時以前（H23 年度）の会員数（約 1,200 人）には達していない状況のため、そこに近づけることを目標として設定しました。
- ④ 施設利用者の平均値（160,000 人）を基本に算出し、芸術劇場の機能強化が図られたことによる增加分を加味し目標を設定しました。



市民ができること

- ・地域にある伝統芸能の保存・継承に関心を持ち、参加しましょう。
- ・地域の歴史や文化に興味を持ち、学びを深めましょう。
- ・地域の枠を超えて情報交換を行うなど、積極的に交流を深め地域文化を盛り上げていきましょう。

基本目標 5 郷土に誇りをもち未来を拓く人づくり

施策分野

5-8

歴史・文化財

【主管課】文化課
【主な関係課】図書館



めざす姿

- ・文化財の保護・保全、伝統文化の継承・活用により、郷土に愛着と誇りのもてるまちづくりを目指します。



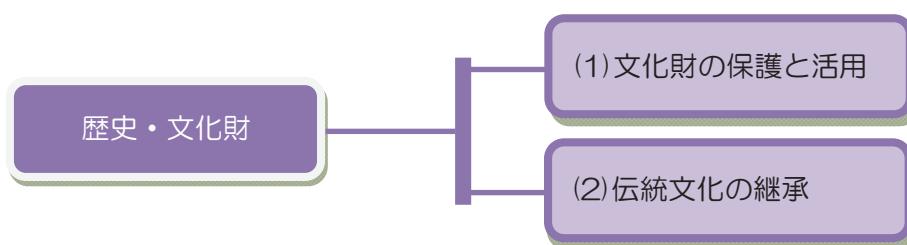
施策の展開

● 現状と課題

- ・歴史・風土は、地域性や住民性と深い関わりがあり、地域の歴史を大切にすることは、郷土を愛し、郷土に誇りをもてるまちづくりを進めるうえでとても重要といえます。
- ・本市には、勝連城跡を含め、安慶名城跡、仲原遺跡、伊波貝塚の4件の国指定文化財があります。また、国登録文化財が1件、県指定文化財が7件、市指定文化財が39件あります。これらのうち、無形民俗文化財として、伊波メンサー織や南風原の獅子舞、平安名のウムイ・クエーナ、平敷屋エイサー、天願獅子舞、田場ティンバー、マーラン船の建造技術、宮城ウシデークなどが市指定文化財となっています。
- ・阿麻和利など勝連按司の居城であった勝連城跡は、首里城跡など9つの史跡とともに「琉球王国のグスク及び関連遺産群」として世界文化遺産に登録されています。勝連城跡については、文化財保護の観点から城壁等の整備を進めており、2015（平成27）年度には来場者数が年間約14万8千人と、多くの方に利用されています。
- ・市内文化財については、今後も引き続き、本市の歴史を表すシンボルとして勝連城跡をはじめ、文化財の保護を進めるとともに、歴史学習の振興や観光振興など様々な場面で積極的な活用を進めていく必要があります。
- ・文化財の保護や活用、PRについては、行政だけでなく地域住民の取り組みも非常に重要ななります。本市では、文化財案内ボランティアガイドの育成を進めているところです。今後も、市全域にわたって、地域の文化財と地域住民との関わりを強化し、本市の歴史文化の市内外へのPRを図る必要があります。

- 市内には、歴史民俗に関する資料館として、石川歴史民俗資料館、与那城歴史民俗資料館のほか、海の駅あやはし館内には海の文化資料館があります。これらの資料館の運営等を充実し、地域住民の歴史学習に寄与するだけでなく観光資源として積極的に歴史文化のPRに努める必要があります。
- 本市の郷土に関する歴史資料を整理、保存することにより本市のなりたちを後世に伝えるため、将来のうるま市史編さんに向けた、旧4市町の史料を整理することが必要です。

● 施策の体系



施策の推進

1. 文化財の保護と活用

- (1) 市内文化財の保護・整備を推進し、地域住民の歴史学習に寄与し、郷土に愛着と誇りをもたらします。また、歴史資源を活用することにより、経済波及効果や地域活性化を促進します。
- (2) 世界文化遺産の勝連城跡については、歴史的環境の保全を図ります。また、城壁や城門などの復元整備を進めるとともに、歴史学習のできる環境の整備を進めます。
さらに、各種講座の開催や学校教育における歴史学習の推進を図るとともに、観光振興や地域活性化など、様々な場面で積極的な活用を進めていきます。
- (3) 市内各地に残るさまざまな埋蔵文化財の保護及び発掘調査等を継続的に進めるとともに、新たな文化財の指定等については、調査を進めながら文化財の現状に応じて適切な対応を進めます。

2. 伝統文化の継承

- (1) 無形民俗文化財などの伝統芸能の保存・継承に努めます。
- (2) 文化財案内ボランティアガイドなど、地域住民の参加による歴史資源のPR活動を図るとともに、ボランティアの継続的な活動ができるよう、ガイドの有償化やガイドブックの販売等、自主運営が可能な仕組みづくりを支援します。



(3) 先史時代から現代にいたるまでの歴史を「うるま市史」として綿密な調査や歴史資料等に基づき編さんするとともに、後世に引き継ぐ学問的遺産として事業を推進します。

(4) 歴史資料館については、資料の収集・整理・保管や展示公開・教育普及の推進に取り組み、資料館活動の充実に努めます。

目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
①指定文化財件数 (累計数)	51 件	57 件
②文化財案内人（ボランティアガイド）累計数	23 人	29 人
③資料館における児童生徒の入館者数	13,110 人	14,310 人

目標設定の考え方

- ① 近隣市町村の状況を基に、年間約1件以上の増加を目標値として設定しました。
- ② 世界遺産所在市町村の状況を基に、年間1人ずつ増加することを目標として設定しました。
- ③ 近隣市町村の状況を基に、年間200人ずつ増加することを目標として設定しました。

市民ができること

- ・地域の歴史や文化に興味を持ち、学びを深めましょう
- ・文化財は地域の資源・宝であるとの認識を持ち、日常的な管理を地域で行いましょう。



第3章 基本目標別施策

基本目標6

市民と行政が一体となった協働によるまちづくり 行財政・コミュニティ分野

6-1 防犯・交通安全

6-2 防災・減災

6-3 消防・救急

6-4 コミュニティ・市民生活

6-5 男女共同参画

6-6 広報・広聴

6-7 行財政運営

6-8 公共施設マネジメント

基本目標 6 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり

施策分野

6-1

防犯・交通安全

【主管課】市民協働課

【主な関係課】維持管理課・都市政策課



めざす姿

- ・犯罪、交通事故等に対する防止対策を強化し、市民の生命、身体及び財産を守ります。



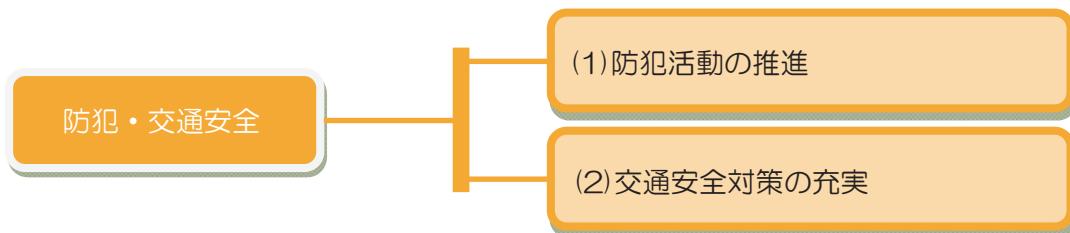
施策の展開

● 現状と課題

- 防犯対策については、防犯灯及び安全啓発ポスターの掲示等、防犯活動に努めています。
- また、防犯協会を中心とした防犯体制の強化や、沖縄県が推進する犯罪防止のための「ちゅらさん運動^{※1}」を県・市・警察・地域・学校・市民と一緒に取り組んでいます。
- 身近で凶悪犯罪等が発生している現状を踏まえ、安全で安心な地域づくりに向けて、さらなる防犯体制の強化をはじめ、今後も「ちゅらさん運動」を推進し、防犯灯・防犯カメラの設置拡充などによる犯罪の起りにくい環境を整備することが必要です。
- 交通安全については、交通事故が依然として多く発生していることから、カーブミラー・ガードレール等の交通安全施設整備に努めていますが、設置まで時間を要することが課題となっています。
- 今後も、交通事故の減少に向け、警察や交通安全協会等の関係機関と連携し、交通環境の改善を進めていくとともに、交通安全思想の更なる普及を図るため、引き続き街頭指導や交通指導員制度の充実に取り組む必要があります。
- 沖縄県下における2014（平成26）年中の飲酒絡み死亡事故は9件で、死亡事故に占める飲酒がらみ事故の割合は26.5%と高い水準で推移し、2年連続全国で最も高い割合となっています。沖縄県警察が推進する「飲酒運転根絶総合対策及び交通事故抑止対策の推進」と連携し、飲酒運転をしない、させない、許さない社会環境づくりを推進する必要があります。

※1 ちゅらさん運動：県、県教育庁、警察、市町村及び県民等が総ぐるみで行う防犯のための運動のこと。

●施策の体系



施策の推進

1. 防犯活動の推進

- (1) 犯罪の発生と市民の被害を未然に防ぐために、警察や地域、関係機関や民間団体と協働し、「ちゅらさん運動」などの取り組みを通じ防犯思想の普及、啓発に努めます。
- (2) 警察や地域、関係機関や民間団体と協働し、地域における自主防犯活動の促進に向け、相談体制の充実を図ります。
- (3) 防犯や夜間の生活環境の向上を図るため、LED型防犯灯への交換や増設の促進に努めます。
- (4) 市民の生命、身体及び財産を守り、犯罪の抑止力を高めるために、要所に防犯カメラの設置を推進します。設置に際しては市民の理解とプライバシーに配慮し設置します。

2. 交通安全対策の充実

- (1) 春と秋の全国交通安全運動の機会などを利用し、交通安全の啓発を図ります。特に、大きな課題となっている飲酒運転根絶に向け働きかけを強化します。
- (2) 交通安全関連団体と協力・連携して交通安全意識の啓発を図るとともに、交通指導員による交通安全指導体制を充実させます。
- (3) ガードレールやカーブミラーの設置など道路交通の安全環境の確保に努めます。また、小中学校周辺における交通危険箇所を把握し、歩道の確保など登下校時の児童の安全確保に向けた取り組みを進めます。



目標指標

指標名	現状値（平成 27 年度）	目標値(平成 33 年度)
①防犯灯（LED 灯）の整備基数	3,441 基	6,898 基
②犯罪発生件数	656 件	626 件
③交通事故発生件数	370 件	340 件

目標設定の考え方

- ① 既存防犯灯の LED 化及び防犯灯の新設計画に基づき設定しました。
- ② 地域住民の防犯意識の向上、地域、関係機関と連携し防犯対策を講じることにより、目標年度までに 30 件減少させるものと設定しました。
- ③ 地域住民の交通安全意識の向上、地域、関係機関と連携し交通安全対策を講じることにより、目標年度までに 30 件減少させるものと設定しました。



市民ができること

- ・交通ルールを順守、交通安全に努めましょう。
- ・防犯運動への参加に加え、常に防犯意識を持ちましょう。
- ・地域や自治会においては、防犯灯の適切な維持管理を行うとともに、地域の危険区域等の把握に努めましょう。
- ・地域で子どもの見守りや声かけ活動を積極的に行いましょう。
- ・飲酒運転は絶対に「しない！」「させない！」ことを徹底し、飲酒運転を根絶しましょう。

基本目標 6 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり

施策分野

6-2

防災・減災

【主管課】防災基地涉外課



めざす姿

- ・自然災害等に対する備えがなされ、市民の生命、身体及び財産を守ります。



施策の展開

● 現状と課題

- 沖縄本島は台風の常襲地帯であり、台風による風水害や土砂災害が発生しやすい自然環境にあります。また、近年では東日本大震災や熊本地震の発生を受け、台風対策と並行して地震及び津波に対する備えが急務となっています。
- 本市においても、風水害はもちろん、多数の災害警戒箇所が点在しています。特に、津波被害が懸念される海岸沿いの住宅、商業施設や、危機管理上配慮すべき施設として火力発電所石油コンビナート、米陸軍貯油施設、原子力潜水艦等が寄港するホワイト・ビーチがあります。
- 本市では、多種多様な災害に備えるため、2014（平成 26）年度に災害対策基本法の改正、国、県における防災関連計画等の修正に対応した「地域防災計画」※1と「防災マップ」※2の見直し、防災行政無線※3の更新に向けた検討委員会の報告書作成等を行いました。これらをより実効性のあるものとするため、防災・危機管理体制の強化や具体的な行動計画（マニュアル）等を策定するとともに、ソフト事業とハード事業を効果的に実施する必要があります。
- 各種災害から被害を最小限にするためには、「自助」、「共助」、「公助」の役割が重要です。特に、地域が主体となった自主防災組織は、災害が発生した際に地域住民が的確に行動し被害を最小限に止めるために極めて有効です。自主防災組織は、2015（平成 27）年度時点で 23 団体が組織され、県内では那覇、石垣に次いで 3 番目に多い設置数となっています。今後も地域住民が主体的な防災活動が行えるよう組織化を推進する必要があります。

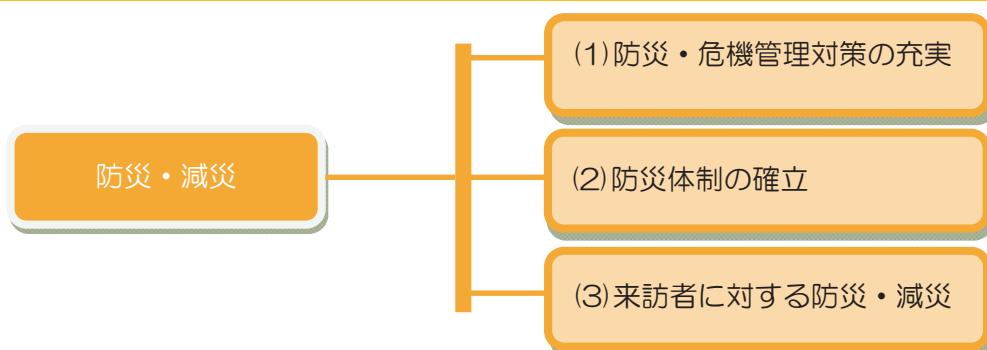
※1 地域防災計画：自然災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定された計画。

※2 防災マップ：市民の防災意識の高揚と災害発生時の適切な避難行動を支援するため、各種災害の特性や注意事項などについて解説したもの。

※3 防災行政無線：災害等の未然防止と、うるま市の防災行政及び一般行政事務に必要な通信体制の強化を図り、市民生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的に設置するもの。

- 高齢者や障がい者などの災害時要配慮者への支援については円滑で効率的な取り組みが求められています。そのため、要配慮者支援マニュアル（仮称）の作成により、災害時に地域で要配慮者を支え合う支援体制の構築が必要です。
- 広域大規模災害に備え、防災倉庫の整備及び食料や飲料水、毛布などの生活必需品の備蓄が必要となります。地域防災計画で掲げる備蓄目標数 54,900 食を達成するため、更なる整備を進める必要があります。

● 施策の体系



↑ 施策の推進

1. 防災・危機管理対策の充実

- (1) これまで発生した大規模災害や危機事案を検証し、円滑な組織体制を構築するため、地域防災計画や防災減災マップ、国民保護計画^{※4}など各種マニュアルを適宜見直すとともに、避難勧告等の判断・伝達マニュアルや津波避難計画^{※5}、業務継続計画（BCP）を策定します。
- (2) 迅速かつ的確に情報を収集・伝達するため、防災関連システムや緊急情報伝達システムを構築する際は、耐災害性（耐震性、浸水防止措置、停電対策）を強化するとともに各伝達手段の特徴や地域特性を把握し、より効果的なシステムを整備します。
- (3) 市内に点在する災害警戒箇所を把握し、災害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、災害時に備え防災施設等の整備を検討し、整備を進めます。
- (4) 地域防災力を向上させるため、防災訓練計画や組織体制強化のため職員育成計画、指定避難所等整備計画^{※6}、防災・環境車両整備計画など各種計画を策定するとともに、大規模災害に備え食料や飲料水などの生活必需品の備蓄を推進します。
- (5) 児童生徒をはじめ市民等の防災意識を醸成するため、学校や地域と連携し防災教育に努めます。

※4 国民保護計画：武力攻撃事態や大規模テロの際に市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるために、国・県などの関係機関と連携・協力して、住民の避難に関する措置や救援などの措置を迅速かつ的確に実施するため策定された計画。

※5 津波避難計画：津波の浸水予想地域や到達予想時間、避難できる施設、避難経路などを盛り込んだ計画。地域防災計画で触れられた津波対策をより具体化した計画。

※6 指定避難所等整備計画：関係機関と連携して災害から人命の安全を確保するため、避難地（公園・空地等のオープンスペース）、避難路及び避難所の選定を行うとともに避難所設備（文教施設、集会所等の建築物）等の整備を行い、計画的避難対策の推進を図るための計画。



2. 防災体制の確立

- (1) 自主防災組織を育成するため、支援策（防災資機材の整備補助、防災リーダーの育成、運営補助金等の創設など）を充実させるとともに、自らを守る「自助」、相互に助け合う「共助」の意識を育みます。
- (2) 災害時においては、市域を超えた広域的連携が図れるよう協定を結ぶなど協力体制を構築します。
- (3) 災害時に、避難生活や復旧作業の支援を円滑に行うため災害ボランティア受入体制を構築します。
- (4) 災害時に市内に在住する外国人等の避難所を指定するとともに、外国語に対応した職員の配置、通訳・翻訳協力者等を確保し支援体制の整備に努めます。
- (5) 要配慮者や避難者の災害時における支援体制を構築するため、地域や関係機関と連携し、情報の共有化を図ります。

3. 来訪者に対する防災・減災

- (1) 来訪者・観光客が多い本市では、来訪者に対する情報提供手段の構築、避難誘導方法等について検討・推進します。
- (2) 観光客・外国人向け避難者支援計画及び帰宅支援計画の策定について検討・推進します。
- (3) 防災関連情報の多言語放送について検討・推進します。
- (4) 国内外の観光客の安全を確保するため、関係機関や企業等と連携し合同防災訓練を検討・推進します。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値(平成33年度)
①自主防災組織団体数 (累計)	23 団体	41 団体
②食料の備蓄量	32,592 食	54,900 食
③地震津波避難訓練 参加者数	21,737 人	20,000 人

目標設定の考え方

- ① 毎年概ね3団体の自主防災組織を結成することを目標として設定しました。
- ② うるま市地域防災計画に掲げる目標数（54,900 食）を基に設定しました。
- ③ 每年、11月5日の津波防災の日に実施している地震・津波避難訓練参加人数を維持していくことを目標としました。（防災訓練については、開催される曜日や天候、訓練内容によって、その参加人数に変動が生じるため、20,000人を維持することとした。）



市民ができること

- ・防災バックを準備するなど、災害への備え（住まいの地震対策、身のまわりの安全対策）を行いましょう。
- ・災害時の避難場所（集合場所）について、家族で話し合いましょう。
- ・日頃から、地域の行事や防災訓練などに積極的に参加し地域に住んでいる人たちのことを知りましょう。
- ・自主防災組織の設立及び運営を行いましょう。
- ・災害時には、地域の人たちの協力が大切です。地域で高齢者や障がい者などの災害時要配慮者の避難等を支援しましょう。

基本目標 6 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり

施策分野

6-3

消防・救急

【主管課】消防総務課

【主な関係課】予防課・警防課



めざす姿

- ・消防、救急・救助体制の充実強化に努めるとともに、災害（火災・救急その他の災害）に対する備えを万全にし、市民の生命、身体及び財産を守ります。

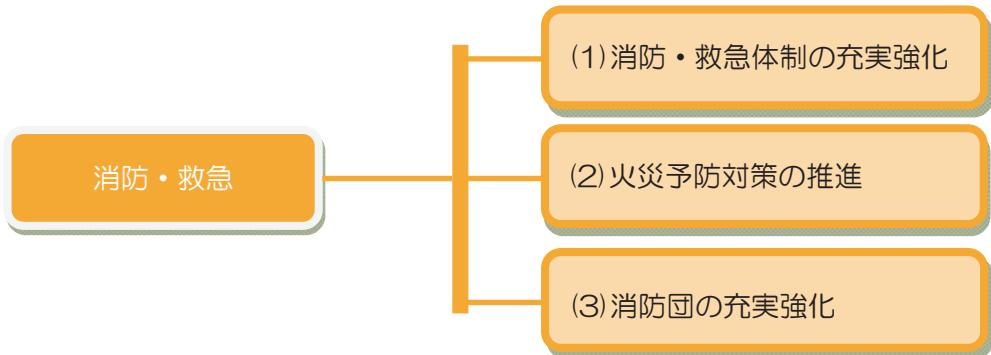


施策の展開

●現状と課題

- 本市には、市民の生命、身体及び財産を災害から守り、安全で安心できる市民生活の確保を図る消防・救急体制として、3つの消防署と1つの出張所及び1つの消防団（12分団）があります。
- また、2016（平成28）年4月より県内26団体（36市町村）の119番通報の一元化を図るため、沖縄県消防指令センターを設置し、通信指令業務の運用を共同で実施しています。当該業務の一元化により、的確な出動指令や各市町村における消防本部間の連携及び情報の共有化が図られ、隣接地域の災害や大規模災害時の相互応援体制の充実が期待されています。
- 本市における火災発生件数については、2015（平成27）年中は61件と近年では高い状況でしたが、例年約50件近く発生しています。火災の被害から生命、身体及び財産を守るために、2006（平成18）年の消防法改正、2011（平成23）年の条例制定により、住宅用火災警報器の設置が義務付けられたものの、2015（平成27）年度の当該警報器設置率は54%と低く、今後更なる設置促進の啓発活動等に努める必要があります。
- また、住宅防火対策の重要性を推進するため、幼年少年消防クラブ、女性防火クラブの組織体制の充実を図っていくことが必要です。
- 救急・救助体制において、救急出動件数は2015（平成27）年中は6,464件で、毎年増加傾向にあり、県内では、人口に比例し3番目に多い状況となっています。今後、救命効果の向上を図るため、救急救命士の育成を実施するとともに、一般市民や消防団員に対する応手当講習会の普及啓発活動が必要です。

●施策の体系



↑ 施策の推進

1. 消防・救急体制の充実強化

- (1) 迅速かつ的確な消防活動を行うため、消防・救急車両等の適正な維持管理や更新、緊急消防援助隊の強化など消防・救急体制の充実強化に努めます。
- (2) 沖縄県立中部病院と連携した救急ワークステーション^{※1}の充実強化に努めます。
- (3) 本市の防火対象物^{※2}や人口が増加傾向にあることから、職員の研修体制の強化及び将来に向けた適正な署所の配置を検討します。
- (4) 老朽化した与勝消防署については、建て替えに向け取り組みを進めています。
- (5) 救命効果の向上を図るため、AED（自動体外式除細動器）の取り扱いも含めた救命講習会等を開催するなど、市民の救命意識の高揚と応急手当の普及を図ります。また、講習会で資格を取得した方が、事業所や地域で応急手当を普及啓発できる方策について検討します。

2. 火災予防対策の推進

- (1) 消防訓練や広報活動などにより、市民の防火意識の啓発に努め、幼年少年消防クラブ、女性防火クラブ及び市民や事業者等と一体となって防火活動を推進します。
- (2) 事業所における防火管理体制や危険物施設の保安について、査察や指導により適切な保安管理の強化を図ります。
- (3) 住宅火災の早期発見や逃げ遅れの防止及び被害の軽減のため、消防団や女性防火クラブなどと連携し、住宅用火災警報器の設置を促進します。

※1 救急ワークステーション：うるま市消防本部から高規格救急自動車 1 台と救急隊員 3 名（救急救命士含む）を県立中部病院救命救急センターへ派遣し、救急隊員が病院実習を行いながら出動要請があれば、可能な限り医師を同乗させ病院から救急現場へ出動するシステム。

※2 防火対象物：火災予防行政上の主たる対象となるもので、建築物その他の工作物又は物件など。

3. 消防団の充実強化

- (1) 消防団活動の認識・理解の促進を図るため、ホームページ等を活用し消防団の活動をPRするとともに、消防団員の確保に向けた取り組みを進めます。
- (2) 消防団員の災害活動に備える個人装備や資機材等の整備に努めます。
- (3) 消防団は、地域防災の要として、住民の期待に応えるため、自主防災組織との連携を密にし、多様化する各種災害に対応できる体制の強化に努めます。
- (4) 消防団協力事業所を増やし、雇用されている消防団員が活動しやすい環境づくりに努めます。
- (5) 機能別消防団員※3の導入により、災害その他の消防活動における消防職員との連携を図ります。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値(平成33年度)
①応急手当、普通・上級救命講習受講者数及び応急手当普及員の養成	1,506人	3,500人
②住宅用火災警報器の設置率	54.0%	75.0%
③消防団員数	114人	137人

目標設定の考え方

- ① 近隣で同規模他市の実績値を参考に目標値を設定しました。
- ② 年間3~4%の設置率向上を目指し、75%を目標値として設定しました。
- ③ 条例定数を目標値として設定しました。

※3 機能別消防団員：特定の任務に限り従事する消防団員。



市民ができること

- ・応急手当講習会に積極的に参加しましょう。
- ・地域や家庭で防火対策等への意識を高め、火災予防に努めましょう。
- ・住宅用火災警報器を設置しましょう。
- ・消防団の活動に協力しましょう。
- ・消防団員を雇用している事業所は、当該団員の活動に協力しましょう。

基本目標 6 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり

施策分野

6-4

コミュニティ・市民生活

【主管課】市民協働課



めざす姿

- 協働のまちづくりを進めるため、核となるコミュニティを育てるとともに、異なる文化や風習を超えた国内外の交流により、人材交流ネットワークの構築を進め、地域の活性化及び誰もが安心して生活できる地域社会づくりを目指します。
- 異なる文化や風習を超えて、国内外の交流により誰もが安心して生活できる地域社会づくりを目指します。



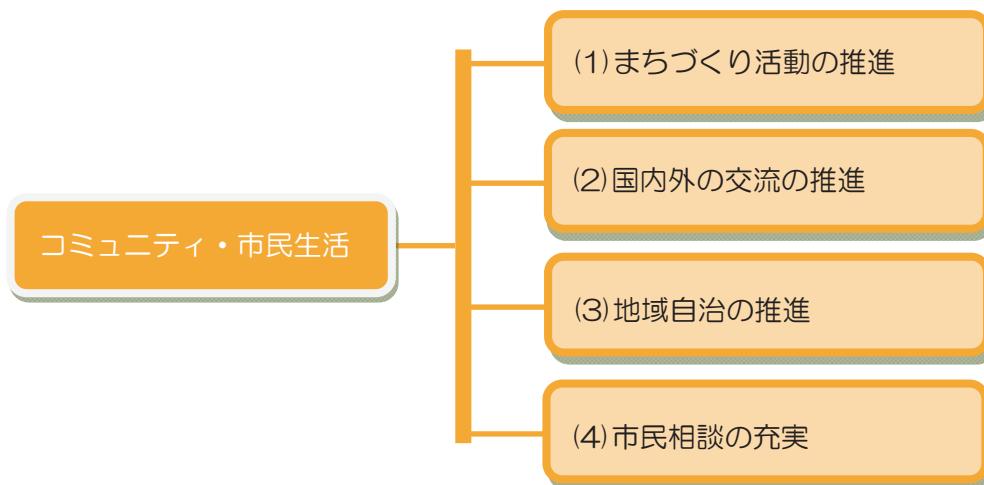
施策の展開

●現状と課題

- 人口減少と少子高齢化が進む昨今、安心して暮らせる地域社会づくりを進めていくためには、市民がお互いに支え合い、行政とともに協働してジリツ（自立・自律）できる地域コミュニティを形成することが求められています。
- 本市には現在 63 の自治会があり、それぞれの地域の特性を生かしながら、特色のあるコミュニティ活動が展開されています。また、本市では、地域活動の振興を促すため地域活動助成事業を行っており、応募団体は増加傾向にあります。
- 一方、アパートの増加、地域のつながりの希薄化から、自治会加入率は市全体で平均すると 5割程度に留まっており、加入率の低い自治会や小規模自治会においては、高齢化が進むなど、行政等の運営に支障をきたす場合も想定されます。加入率の向上を図り、自治会活動の振興を促す必要があります。
- さらに、自治公民館等についてはコミュニティ活動の拠点として重要な施設ですが、自治公民館として市が所管する施設（35 施設）のうち 12 施設は築 30 年以上経過しており、安全かつ快適なコミュニティ活動の推進に向けての更新が課題となっています。

- 市民生活を取り巻く環境は、消費生活や人間関係、法律上のトラブルなどさまざまであり、個人では対応が難しく、問題解決のための専門的な知識や情報を得る必要がある場合も増えています。こうしたことから、市民が安心して暮らせるよう、市民無料法律相談や消費者生活相談などを実施しています。
- 経済活動や文化活動など、さまざまな分野において、国内外にわたる多様な交流が進んでいます。本市では、2012（平成24）年度に盛岡市との友好都市提携を行い、ふれあい交流事業を行っています。友好都市との交流を継続・発展させるため、今後は、各団体・市民等が主体となった交流が図られるような仕組みづくりが必要です。
- 本市では、海外へ移住した市出身者の子弟を受け入れる海外移住者子弟研修生受入事業を行っています。交流活動の充実化を図るため、研修履修者が主体となる交流の仕組みづくりや受け入れ体制の強化が課題となっています。

● 施策の体系



施策の推進

1. まちづくり活動の推進

- (1) 公募型補助金制度を活用し、地域における主体的なまちづくり活動を支援するとともに、地域コミュニティと行政が協働で行うまちづくりを推進します。
- (2) 地域おこしやまちづくりを行っていく団体育成や人づくりを促進するため、コミュニティ関連情報や助成制度の情報提供を行います。また、団体相互のネットワーク化を図るなど、活動の活性化を促進します。



2. 国内外の交流の推進

- (1) 経済、教育、スポーツ、文化等各分野の交流事業の拡充を図り、人材交流ネットワークの確立を目指します。
- (2) 体験、滞在型交流事業を推進し、異文化を体験、理解することにより国際社会で活躍できる広い視野を持った人づくりを進めます。

3. 地域自治の推進

- (1) 自治会を中心に地域住民が安心して生活できるコミュニティ形成を支援するとともに、NPO やまちづくり活動団体などが取り組んでいる地域振興や地域活性化に向けた取り組みを促進します。
- (2) 地域住民が主体的に地域活動に参加できるよう、公民館など、地域活動の拠点となるコミュニティ施設・設備の充実に努めます。

4. 市民相談の充実

- (1) 国（消費者庁・国民生活センター）や沖縄県消費生活センターなど関連機関と連携を強化し、消費者相談による消費者被害の解消や軽減など、消費生活相談の充実に努めます。また、法律相談などの市民相談サービスを引き続き実施します。
- (2) 悪質な販売方法によるトラブルなどの未然防止を図るため、消費生活に関する情報の収集や提供を行い、消費者意識の高揚に努めます。



目標指標

指標名	現状値（平成 27 年度）	目標値(平成 33 年度)
①地域活動支援助成事業の助成件数（累計）	62 件	122 件
②自治会加入率	51.3% (H28)	52.0%
③市民法律相談件数	278 件	288 件
④消費者相談件数	112 件	120 件

目標設定の考え方

- ① 地域で実施しているまちづくり活動に対し、毎年 10 団体規模で支援するものとして設定しました。
- ② 加入率が減少傾向にあるため、現状維持することを目標としました。
- ③ 月 3 回の相談日を開設、1 日 8 名の予約制による対応を想定して設定しました。
- ④ 週 1 回の開設で 1 回当たり 2~3 人対応を継続するものとして設定しました。



市民ができること

- ・「共助」の精神のもと住民同士が繋がり助け合い、地域活動にも関心をもち、積極的に参加しましょう。
- ・地域（自治会）は、地域課題の把握に努め、その解決に向けて取り組みましょう。また、地域を見守る体制づくりに取り組みましょう。
- ・事業所は、地域の活動に積極的に参加しましょう。
- ・健全な（良好な）消費生活（生活設計）に努めましょう。
- ・国内外の自然・文化に関心を持ち、地域間交流活動などに積極的に参加しましょう。

基本目標 6 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり

施策分野

6-5

男女共同参画

【主管課】市民協働課

【主な関係課】児童家庭課



めざす姿

- ・市民が、お互いの人権を尊重し、男女の個性や能力を認め合い、性別にかかわらずあらゆる分野で能力を十分発揮できる社会を目指します。



施策の展開

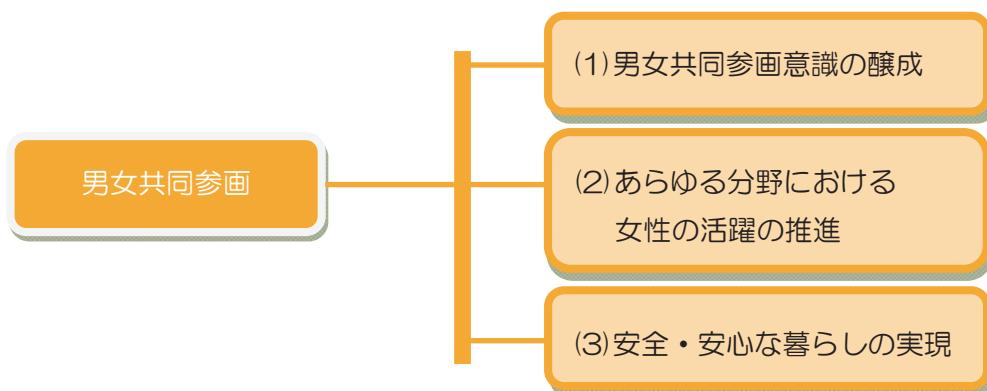
●現状と課題

- ・近年、少子高齢化社会の進展やライフスタイルの多様化にともない、男女が互いにその人権を尊重し責任を分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会づくりが求められています。
- ・本市では、2012（平成24）年度に「男女共同参画都市宣言」※1を行い、2013（平成25）年度には「男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画意識の醸成に努めています。各種審議会等の女性委員の登用率については、2012（平成24）年度以降年々1%程度上昇し、女性の参画機会の拡大がうかがえます。
- ・しかし、市民意識調査（平成27年度）によると、男女の地位について「男性優位を感じている」人が半数以上を占めており、また、「男女共同参画社会」について理解している人の割合は半数以下で、男女共同参画が充分に進んでいるとは言えない状況です。依然として残る固定的な性別役割や様々な社会慣習等に対する意識の改革が課題となっています。
- ・また、2015（平成27）年に「女性活躍推進法」が成立し、女性の採用・登用・能力開発・発展等のための事業主行動計画が義務づけられました。これを受け、事業所等への積極的な啓発活動や支援、男女共に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が求められています。
- ・そのためには、施策推進の核となる第2次男女共同参画行動計画の策定と、推進拠点となる男女共同参画センターを設置し、効果的な事業の展開を図る必要があります。

※1 男女共同参画都市宣言：平成25年1月に、一人ひとりが互いをかけがえのない存在として認めあい、それぞれの個性や人権を尊重し、責任を分かれあい、共に健康で、平和な社会の実現を目指して男女共同参画都市を宣言した。

- 近年社会問題になっているドメスティックバイオレンス（DV）^{※2}等、個人の尊厳に関わる問題については、被害者支援に向けた相談体制の整備や相談窓口の周知を図るなどの対策が必要です。また、防止に向けては若年期からの意識啓発に向けて、学校教育の中でも取り上げていく必要があります。

施策の体系



施策の推進

1. 男女共同参画意識の醸成

- (1) 市民や学校、事業所などへ、男女共同参画社会実現に向けた理解を深めるための情報発信や啓発活動に努めます。
- (2) 男女共同参画の視点に立った人権の尊重、多様性を認め合える平和な社会づくりを推進します。

2. あらゆる分野における女性の活躍の推進

- (1) 関係団体との連携に努め活動支援を行い、男女共同参画を推進するリーダーを育成するとともに、各種講座や研修会の開催により女性のエンパワーメント^{※3}の充実を図ります。
- (2) 職場における男女の均等な雇用機会と待遇の確保を目指し、育児休業や介護休業制度について、市民や事業所に対する周知啓発に努めるとともに、男性の子育てや介護への関わりを促進します。
- (3) 政策決定過程等への女性の参画を拡大するため、各種委員会や審議会などにおける女性登用目標を設定し、幅広く女性の声がまちづくりに反映できるよう努めるとともに、関係機関等との連携により、企業や団体等における方針等の決定の場への女性の参画を促進します。

※2 ドメスティックバイオレンス（DV）：配偶者や恋人、親子など親しい関係の人から加えられる暴力。
家庭内暴力。

※3 エンパワーメント：社会、組織の構成員ひとりひとりが、発展や改革に必要な力をつけること。

3. 安全・安心な暮らしの実現

- (1) 女性に対するあらゆる暴力の根絶のため DV 防止に向けた取り組みや相談体制の充実を図ります。
- (2) 災害時における女性の重要な役割を認識し、女性リーダーの育成や男女共同参画の視点に立った災害対応にかかる知識の普及に努めます。



目標指標

指標名	現状値（平成 27 年度）	目標値(平成 33 年度)
①市の審議会等における女性委員の登用率	29.8%	36.0%
②市職員における女性管理職への登用率	15.8%	23.0%
③男女共同参画啓発講座・研修会への参加人数	592 人	1,000 人
④DV被害や離婚等の相談に対する支援件数	449 件	325 件

目標設定の考え方

- ① 年間 1%ずつ登用率を上げていくことを目標に設定しました。
- ② 「うるま市特定事業主行動計画」に掲げる管理的地位にある女性職員の割合 23%（2020（平成 32）年度まで）を目標として設定しました。
- ③ 啓発講座の開催数や思春期人権講座を行う学校数を増やすことにより、2021（平成 33）年度の目標値を 1,000 人に設定しました。
- ④ 平成 27 年度は例年に比べ突出して相談件数が増加したが、2016（平成 28）年 12 月で 2014（平成 26）年度実績並みの状況であることから、2014（平成 26）年度の実績 275 件を基に、年 10 件程度増加していくことを目標として設定しました。（相談に対応した支援件数により、DV 等についての認識や相談窓口の認知度を把握する）



市民ができること

- ・市民は、男女共同参画について、その目的や内容を理解し実践しましょう。
- ・地域は、自治会や団体等での女性登用を進めつつ、性別による固定的な役割分担を見直していきましょう。
- ・事業所は、事業活動を行うにあたって、男女共同参画を積極的に推進するとともに、職場における活動と家庭及び地域活動が両立できる職場環境づくりに努めましょう。
- ・市民は、ドメスティック・バイオレンス（DV）に対する正しい認識を持ち、パートナーを思いやる心を養いましょう。

基本目標 6 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり

施策分野

6-6

広報・広聴

【主管課】秘書広報課



めざす姿

- 市民が必要とする行政情報や地域の活動状況等をわかりやすく発信することにより、うるま市に対する関心度・愛着度の向上を目指します。
- 観光情報や伝統文化等の情報発信により、市内外へうるま市をPRします。
- 市のまちづくりに、市民が参加できる機会を増やします。



施策の展開

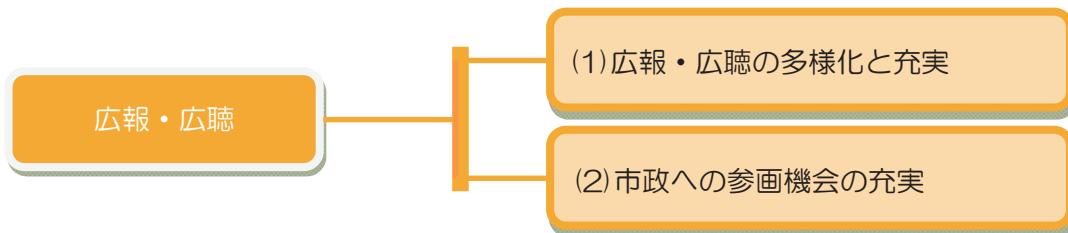
●現状と課題

- 近年、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進展等を背景に、地域社会の課題が複雑化・深刻化する状況のなか、行政や市民、地域団体など地域のあらゆる関係者が自らのまちに関心を持ち、市民と行政がそれぞれの役割と責任により、協力しあって公共的な課題解決に取り組む『協働のまちづくり』が重要になってきます。
- そのような状況下において、市民と行政の情報共有化を図り、市民とともに行政経営を進めていくため、広報・広聴は重要な役割を担っています。
- 本市では、市政に関する情報を、広報紙や市ホームページはもとより、SNS^{*1} (Facebook、LINE) を活用した広報を実施し、市内外への行政情報等の発信に努めています。
- 今後は、地域や団体等の活動状況や、施策の取組状況等も積極的に広報していくことが必要です。
- 行政に対する市民からの意見聴取については、市ホームページの「市政に対するご意見・ご要望」メールや、各主要施設に設置している「ご意見箱」、各種政策などに対する「パブリックコメント制度」^{*2}を活用して、行政に関する様々な意見・要望等の把握に努めています。しかし、市のまちづくりに関する意見・要望が少ないことから、市民の「市政に対する関心度」を高めるため、まちづくりにおける課題や各施策の取組状況等も積極的に広報していくとともに、広聴手段に関する更なる周知が必要です。

*1 SNS：ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトのこと。

*2 パブリックコメント制度：市の基本的な政策形成過程において、その政策に関する計画等の素案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報及び専門的な知識の提出を受け、提出された意見等に関する市の方針等を公表する一連の手続き。

●施策の体系



施策の推進

1. 広報・広聴の多様化と充実

- (1) 市民と行政の交流促進に向け、市ホームページや広報紙を活用し、市政やまちづくりに関する情報などを分かりやすく発信します。
- (2) 市民に役立つ情報はもとより、地域や団体等の活動や、市のまちづくりに関する取組状況の発信など、広報コンテンツの充実強化に努めます。
- (3) 市の魅力を、市内外の方々へ認識してもらうため、市ホームページや、メディアなどを活用して市プロモーション動画や、各種観光関連刊行物などを積極的に発信していきます。
- (4) SNSや新たな情報通信技術を活用した広報手段の拡充を図ります。

2. 市政への参画機会の充実

- (1) パブリックコメント制度や各種審議会など、様々な場面で市民がまちづくりに参加できる機会の充実に努めます。
- (2) 各種審議会等の委員の選任にあたっては、多くの市民の意見が政策形成に反映されるよう関係団体からの推薦や公募による市民委員の登用に努めます。
- (3) 現在の広聴ツールである電子メール・ご意見箱・パブリックコメント制度等を周知し、市民が行政への意見を提言しやすい環境をつくります。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値(平成33年度)
①市ホームページ閲覧件数	3,200,000 件	3,300,000 件
②市ホームページ訪問者数	400,000 人	412,000 人
③市広報により、うるま市の行政情報や魅力等を知ることができた市民の割合	61.5%	70.0%

目標設定の考え方

- ① 近隣市町村の増加率を勘案し設定しました。
- ② 市ホームページ閲覧件数の増加率を勘案し設定しました。
- ③ 2015（平成27）年度実績値を基準とし、毎年2%程度（2,500人）の増加率を目標として設定しました。



市民ができること

- ・本市の魅力を再認識するとともに、市内外へ「うるま市の魅力」をPRしましょう。
- ・市政に関心を持ち、まちづくりに関する取組に積極的に参加しましょう。
- ・市政に対する意見・要望を積極的に行政に伝えましょう。
- ・自治会や各種団体等は住民に対して、地域に関する取組みや活動状況等を積極的に情報提供しましょう。

基本目標 6 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり

施策分野

6-7

行財政運営

【主管課】企画政策課
【主な関係課】財政課・情報課
職員課・納税課



めざす姿

- 市民ニーズや自治体規模に応じた適正な行政組織の構築と、経営的視点に基づく健全な行財政運営を目指します。



施策の展開

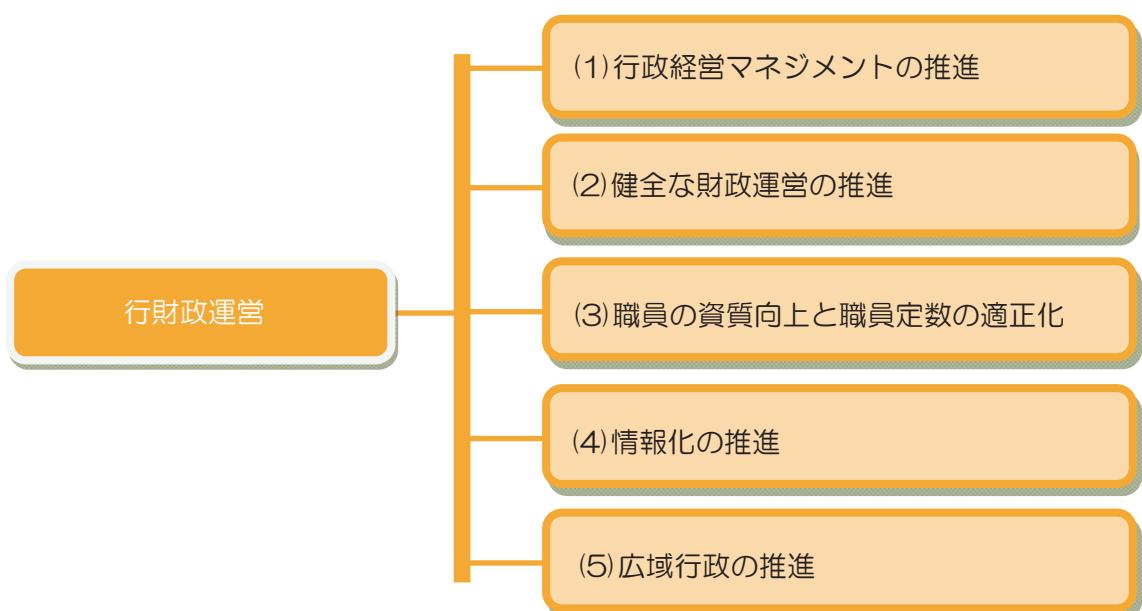
●現状と課題

- 多様化・高度化する市民ニーズや長期にわたる景気の低迷、国・地方を通じた厳しい財政状況から、多くの自治体では今後も厳しい財政運営を迫られることが見込まれます。また、地方分権の進展と地域主権への移行に伴い、地方自治体は自らの判断と責任のもと、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進していくことが求められています。
- 本市は、合併から10年を経過したことから合併算定替による地方交付税の段階的な縮減による歳入の減額が予定されているほか、高齢化などの影響に伴う社会保障関係費の増大による歳出の増加など、今後さらに厳しい財政運営が予想されます。
- 本市では、2012（平成24）年度より「行政経営マネジメント導入事業」を実施し、施策評価等に取り組んでいます。また、定員適正化計画や行政改革実施計画に基づいた行政改革の取り組みを進めてきました。
- 定員適正化計画に基づく職員数の縮減については、合併時から2015（平成27）年度までに287人（2016（平成28）年4月1日時点）の職員を削減しています。
- 一方で、住民の行政ニーズの多様化や国・県からの権限移譲などにより行政事務は増加傾向にあるため、今後、職員の資質向上や各種業務のシステム化等による効率化を図る必要があります。
- 新庁舎の完成により、行政事務が集約されたことや窓口サービスの充実により市民サービスの向上に取り組んでいます。
- 市税等の自主財源の確保については、2013（平成25）年度より納税等お知らせセンターを設置したことなどにより、市税の徴収率は年々向上しています。



- しかし、旺盛な財政需要のため、財政規模に応じた適切な事業の推進や施策の取捨選択が厳しい状況となっています。そのため、歳出の一層の効率化を図るとともに、基金等の有効活用（債券運用）等によって新たな自主財源を確保する必要があります。
- 今後は、状況に応じた行政体制の見直しも想定しつつ、限られた財源を有効に活用し、簡素で効率的な行政運営の実現を図るとともに、新たな行政課題や多様化する市民ニーズに適切かつ柔軟に対応し、質の高いサービスを提供する必要があります。

●施策の体系



施策の推進

1. 行政経営マネジメントの推進

- (1) 行政経営マネジメント（施策や事務事業の評価）に基づいた予算編成や組織編成等を実施し、効果的な行政運営を進めます。また、行政経営マネジメントにおいて評価した内容を市民に公表します。
- (2) 総合計画の進捗管理については、市民参画の評価委員会などにより、市民協働による総合計画の推進を図ります。

2. 健全な財政運営の推進

- (1) 普通交付税^{*1}の合併算定替^{*2}による減額や合併特例債^{*3}の終了に備えた中長期的な財政計画を策定し、健全な財政運営に努めます。
- (2) 基金の効率的な運用を図るため、債券による運用など、確実かつ効率的な運用方法について検討します。
- (3) 課税対象となる所得や資産等の調査・把握による適正課税を行うとともに、初期滞納者に対しては、納税等お知らせセンターを活用した納付促進、長期滞納者に対しては滞納処分（差押・捜索・公売等）を実施し、市税収入の安定確保と徴収率向上に努めます。
- (4) 地方公会計制度^{*4}を導入するとともに、市所有の土地や建物・備品などのコストやストックを把握し、中長期的な財政運営への活用を図っていきます。
- (5) 公有財産については、売却や広告制度等を推進し、新たな財源の確保に努めます。

3. 職員の資質向上と職員定数の適正化

- (1) 「うるま市人材育成基本方針」に基づき、国・県などとの人事交流や市町村アカデミーなどが主催する研修への職員派遣、人事評価の実施により職員の資質向上を図ります。
- (2) 国や県からの権限移譲に伴う業務負担の状況や市民ニーズへの対応による施策の展開、市の財政状況など総合的に検討し、職員定数の適正化を図ります。

4. 情報化の推進

- (1) 住民基本台帳や課税情報などを管理するシステムの適正な運用に努めるとともに、行政事務の情報化・システム化に取り組み、事務効率の向上に努めます。
- (2) 市が取り扱う情報資産のセキュリティ確保のため、職員の情報セキュリティ意識向上を図るとともに、個人情報の保護、情報漏洩の防止等の対策を推進します。

5. 広域行政の推進

- (1) 事務の効率化を図るため、広域で取り組むべき事務事業については、中部広域市町村圏事務組合や一部事務組合などと連携し広域化について検討を進めます。

*1 普通交付税：地方公共団体間の財政不均衡を是正するため、財源不足額から算定して国が地方自治体へ交付するもの。

*2 合併算定替：市町村合併後10年間については、合併前の旧市町村が存続するものとして計算した交付税の合計額を下回らないようにし、11年目以降は段階的に交付税額が縮減させていくことにより、合併市町村が交付税上不利益を被ることがないよう配慮すること。

*3 合併特例債：合併後の市町村が市町村建設計画に基づいて行う事業に要する経費について、合併年度とこれに続く10か年度に限り、財源とすることができる地方債。

*4 地方公会計制度：「現金主義・単式簿記」によるこれまでの地方自治体の会計制度に「発生主義・複式簿記」といった企業会計的要素を取り込むことを目的としたもの。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値(平成33年度)
①行政改革実施計画の効果額	294,200 千円	300,000 千円
②人口一人当たりの借金額 (起債額)	420,843 円	403,381 円
③市税徴収率	93.8%	96.8%

目標設定の考え方

- ① 行政改革を継続実施することにより効果額の縮減が想定されるが、新たな改善改革を実施し、現状の効果額を維持していくことを目標として設定しました。
- ② 財政計画公債費シミュレーションにおける2021(平成33)年度の起債残高を、2015(平成27)年度末の住民基本台帳人口で除した数値を目標として設定しました。
- ③ 市税徴収率の目標は、市税の調定額に占める滞納繰越額の構成比が5年後3%以内に納まる様、目標値を設定しました。



市民ができること

- ・普通交付税の合併算定替による歳入の減額や少子高齢化等により行政需要が拡大するため、住民や地域で担えることは住民や地域で行うなど（市民協働のまちづくり）、自ら積極的にまちづくりに参加しましょう。
- ・市の財政状況に关心を持つとともに、適切な行財政運営に協力しましょう。
- ・市税の自主納付に努めましょう。

基本目標 6 市民と行政が一体となった協働によるまちづくり

施策分野

6-8

公共施設マネジメント^{※1}

【主管課】資産管理課
【主な関係課】企画政策課



めざす姿

- 市が所有する公共施設等を再編することで適切な状態とし、次世代に負担を残さず、持続可能な公共施設サービスの提供を目指します。



施策の展開

●現状と課題

- 全国的な課題として、高度経済成長期に建設された公共施設等の多くが更新時期を迎える時期となっており、その更新費用が今後各自治体へ財政負担として影響が大きくなっています。
- 本市の人口は、2030年から減少に転じることが予想されており、さらに高齢化社会の進行及び生産年齢人口の減少によって市税収入の増加を見込むことが困難な状況の中、高齢者や子どもたちにかかる費用である扶助費の増加や多様化する市民ニーズへの対応等により、公共施設等の整備・維持管理にかけられる費用は減っていきます。
- 合併による財政支援措置の終了により普通交付税も大幅に減少するものと見られます。そのような状況の中、更新費用の試算結果によると、40年後に維持できる公共施設等は延床面積ベースで既存施設の6割程度であり、このままでは必要性の高い公共施設等も維持できなくなる恐れがあります。
- 本市では、2014（平成26）年3月に、「うるま市公共施設等マネジメント計画」を策定し、公共施設の適正な維持管理に努めています。今後は、公共施設の集約化、複合化・多機能化、民営化、貸付・売却等の様々な取り組みを行い、管理運営コストの削減と住民サービスの維持の両立を図る必要があります。
- 本市においては、教育環境を適正規模に保ち子どもの教育環境を整え、複式学級の解消を図ることを目的に、島しょ地域7つの幼・小・中学校（小中併設校を含む）の統廃合を実施しました。また、合併後、旧市町の庁舎を活用した分庁方式により行政事務を進めてきましたが、利用者の利便性の向上や行政運営の効率的な体制や環境を整えることを目的に、新庁舎を整備し庁舎機能の集約化を図ってきました。

※1 公共施設マネジメント：地方公共団体等が保有し、又は借り上げている全公共施設を、自治体経営の視点から総合的かつ統括的に企画、管理及び利活用する仕組み。



- 今後は、学校統廃合後の整備が予定されている旧小中学校6校及び旧3庁舎跡の跡利用を進める必要があります。
- 公共施設の跡利用に際しては、地域住民の意向と行財政の有効性を勘案しながら、民間活力の導入も視野に入れ、地域振興及び地域福祉の向上などの活用を図る必要があります。

●施策の体系



施策の推進

1. 公共施設マネジメントの推進

- 適切な管理方法に基づく計画的な公共施設等の維持管理を行うため、公共施設等マネジメント計画に沿った施設再編を推進し、持続可能な公共施設サービスの提供を目指します。
- 市が保有・管理している公共施設等については、民営化、貸付・売却等の様々な取り組みを行い、公共施設等の維持に発生する費用の抑制を図ります。
- 2016（平成 28）年度策定の「公共施設等総合管理計画」において、公共施設等マネジメント計画で整理した建築物に加え、道路、橋梁、上下水道等のインフラ施設を含めたすべての公共施設等を対象に、その状況（総量、面積等）や、統合・更新・長寿命化に関する基本的な考え方、更新費用の試算及び数値目標を掲げることにより、計画的な施設整備・管理運営を実施します。

2. 庁舎・学校の跡利用の推進

- 庁舎の跡利用については、民間発意による跡利用や行政として必要な機能を検討しながら、市及び地域にとって有益な跡利用を推進します。
- 島しょ地域の学校跡利用については、地域の意向を尊重し、地域福祉の向上、地域の活性化などに資する跡利用を推進します。



目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値(平成33年度)
①公共施設等マネジメント実施状況（対象：97施設）	72 施設	97 施設
②庁舎跡地・跡施設の活用状況（対象：3庁舎）	0 箇所	3 箇所
③学校跡地・跡施設の活用状況（対象：島しょ地域の6小中学校）	1 箇所	6 箇所

目標設定の考え方

- ① 公共施設等マネジメント計画の考え方方に沿って、指定管理、民営化、集約化、処分等を実施する施設数を目標として設定しました。
- ② 石川庁舎、勝連庁舎、与那城庁舎の跡利用を推進することを目標として設定しました。
- ③ 旧伊計小中学校（平成27年度実施済み）、旧桃原小学校、旧宮城小学校、旧比嘉小学校、旧浜中学校、旧宮城中学校の跡利用を推進することを目標として設定しました。



市民ができること

- ・公共施設のあり方を理解し、適正な利用、活用に協力しましょう。
- ・公共施設等を利用する場合は、適正な受益者負担に協力しましょう。



The 2nd master Plan of Uruma City

第4章 分野横断施策

横断-1 健康づくり

横断-2 子どもの貧困対策

横断-3 島しょ地域振興

第3編

1 位置づけ

第2次うるま市総合計画では6つの基本目標を設定していますが、次の3つの施策については、各分野を横断して取り組んでいくことが、より効果的であることから「分野横断施策」と位置づけます。

1 健康づくり

「健康」は、市民一人ひとりがこころ豊かで充実した人生の実現や活力ある社会を築く上で重要な基盤です。

子どもから高齢者まですべての市民が共に支えあい希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現していくことが求められています。

近年、栄養バランスの偏り、身体活動の減少、ストレスの増加などにより、働き盛り世代を中心とした生活習慣病の増加などが全国的な問題となっております。沖縄県においても成人肥満者の割合が高く、また、各種健診・がん検診の受診率の低さが指摘されており、健康的な生活習慣の維持・増進が課題となっています。この様なことは本市においても例外ではないことから、市民の健康づくりに関する取り組みが必要です。

市民の健康づくりについては、中長期的かつ分野を横断した施策の展開が必要であることから、分野横断施策として位置づけています。

2 子どもの貧困対策

2014（平成26）年より「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されるなど、子どもの貧困対策については全国的な喫緊の課題となっています。

沖縄県における子どもの貧困率は29.9%と、全国の16.3%と比較し1.8倍も高いことから、沖縄県においては、子どもの貧困に対応するため、2016（平成28）年度より基金を創設し、中・長期的な対策に向けた取り組みを進めています。

本市は、県内市町村の中でも市民所得が低く、母子家庭の出現率が高いことなど、多くの課題を抱えていることから、子どもの貧困率についても高い状況にあると予想されます。

そのため、今後は、子どもの貧困対策の推進が重要な課題であり、それぞれの分野が連携し分野横断的に取り組みを進める必要があることから、分野横断施策として位置づけています。



③ 島しょ地域振興

島しょ地域の人口は、一貫して減少傾向にあります。今後もこの状況が続くと、少子高齢化の加速や生産年齢人口の減少に伴い、地域産業の停滞や地域コミュニティ力の低下など、地域社会の活力を維持していく上で大きな影響を及ぼすことが想定されます。

そのため、島しょ地域における著しい人口減少に歯止めをかけ、活力ある地域を回復・維持するため、全ての分野で横断的な取り組みを進め島しょ地域振興を図る必要があることから、分野横断施策として位置づけています。

分野横断施策の見かた

構成につきましては、「第3章 基本目標別計画」とほとんど同じですが、施策の推進の部分について見せ方が若干異なります。

異なる部分の見かたについては、下記の通りになります。

基本的な取り組みの内容を示すとともに、それぞれの取り組みが大きく関係する分野を「○」で示しています。



施策の推進

主な担当課	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行政・コミュニケーション分野	主な担当課
	1. ○○○○○○	○	○				
2. ○○○○○○	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行政・コミュニケーション分野	主な担当課
	○	○				○	
3. ○○○○○○	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行政・コミュニケーション分野	主な担当課
	○				○		

分野横断施策

施策分野

横断① 健康づくり



めざす姿

- すべての市民が健康を財産としてとらえ、家族ぐるみ、地域ぐるみで主体的に健康づくりに取り組み、健康の保持増進、生活の質の向上を目指します。



施策の展開

●現状と課題

- 市民の死亡原因の半数以上が生活習慣病（がん、心疾患、脳血管疾患等）によるものとなっています。また、早世（65歳未満死亡）の割合も非常に高い状況にあります。
- 国民健康保険医療費（診療費+調剤）を分析すると、一人当たりの医療費は、国、県、全国同規模市町村の平均より低い状況です。しかし、入院における件数は、全体のわずか4.0%ですが、費用額は全体の約50%を占めています。また、同規模市町村の中で入院1人当たり医療費は上位にあり、外来は最下位となっています。これらのことから、日頃は医療機関へからず、重症化して受診していることが、推測されます。
- 医療費が高額になっている疾患、長期入院・療養によって医療費負担が大きい疾患は、がん、虚血性心疾患、脳血管疾患、慢性腎臓病（人工透析）が上位を占め、その背景には、高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病が潜んでいます。重症化して入院する状況になる前に、適切な受診につなげることが課題となっています。
- さらに特定健診結果データでは、全国に比べ生活習慣病と関係の深い肥満、メタボリック症候群の割合が非常に高い状況です。
- また、生活リズムの乱れが乳幼児期からみられ、おそ寝、おそ起き、朝食抜きなど大人の生活習慣が子どもたちへも影響しています。

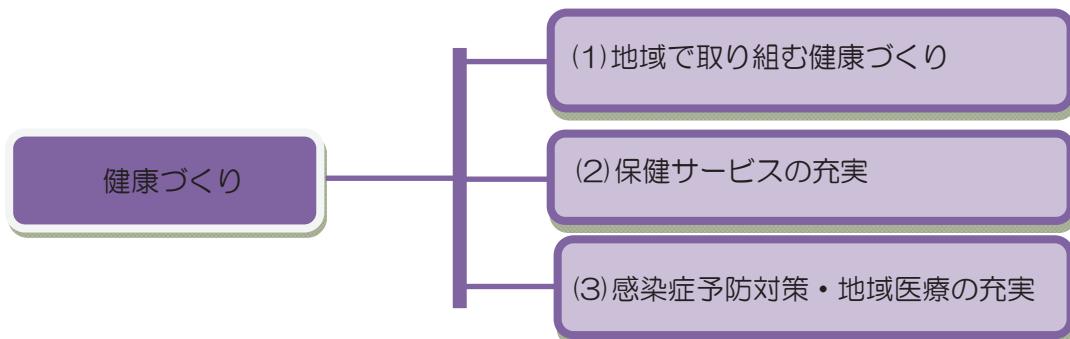
第3編

- 生活習慣病に対処するため、特定健康診査やがん検診等、各種健診の受診率向上に取り組み、その結果を踏まえて生活習慣病の発症と重症化予防のために個々に応じた保健指導を専門職により実施しています。

しかし、特定健康診査の受診率はここ数年緩やかに伸びてはいますが、県内市町村比較で見ると依然として低い状況であります。未受診者対策が課題となっています。

- 65歳以上高齢者の肺炎の発症予防及び重症化予防に予防接種が有効ですが、接種率が低く、肺炎による死亡83人(H26)、入院通院治療1649件(H26)という現状となっています。
- 市民一人ひとりが健康づくりに対する意識の向上を図り、健康寿命の延伸、健康格差の縮小を目指し、ライフステージごとの健康づくりに焦点をあてたうるま市健康増進計画「健康うるま21」を推進しているところです。今後も、関係課や関係機関・団体と連携し、子どもの頃から生涯を通じた健康づくりを推進していくことが重要です。

● 施策の体系



※1 ポピュレーションアプローチ：多くの人が少しずつリスクを軽減することで、集団全体としては多大な恩恵をもたらすことに注目し、集団全体をよい方向にシフトさせること。



施策の推進

1. 地域で取り組む健康づくり	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行財政・コミュニケーション分野	主な担当課
	○	○	○				
(1) 健康づくりのポピュレーションアプローチ※1を推進するため、健康づくりに関する具体的な施策プログラムの提示や事業所等も巻き込んだ戦略的な展開を図ります。	○	○	○				・健康支援課 ・子ども健康課
(2) 市民・地域・学校・医療機関・各団体等が連携して健康うるま21を推進します。また、市民の誰もが主体的に取り組む健康づくり活動を支援します。	○	○			○	○	・健康支援課 ・子ども健康課 ・指導課 ・学務課
(3) 健康福祉センターをはじめ、健康増進関連施設を有効活用し市民の健康増進を推進します。	○				○		・健康支援課 ・生涯スポーツ課
(4) 特定健康診査の受診率向上を図るため、受診しやすい環境づくりに努めるとともに、行政と自治会の連携を密にした取り組みを強化します。	○					○	・健康支援課
2. 保健サービスの充実	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行財政・コミュニケーション分野	主な担当課
	○	○					
(1) ハイリスクアプローチ※2として、疾患の発症予防及び重症化予防のため、生活習慣の改善が必要な人に対し、栄養指導を含めた特定保健指導等における、きめ細やかな保健指導を実施します。	○	○					・健康支援課
(2) 健康うるま21を踏まえ、各ライフステージに応じた7分野（食・栄養、歯、運動、酒、たばこ、ゆとり、健康管理）の健康づくりを推進します。	○	○			○		・健康支援課 ・子ども健康課 ・介護長寿課 ・指導課

※2 ハイリスクアプローチ：疾患を発生しやすい高いリスクを持った人を対象に絞り込んで対処していく方法。

第3編

2. 保健サービスの充実	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行財政・コミュニティ分野	主な担当課
(3) ポピュレーションアプローチとハイリスクアプローチをバランスよく組み合わせた保健事業を展開します。	○	○			○		<ul style="list-style-type: none"> ・健康支援課 ・こども健康課
(4) 保健師や管理栄養士、看護師、臨床心理士などの専門的人材、地域の健康づくりを担う食生活改善推進員等の育成確保に努めます。	○	○					<ul style="list-style-type: none"> ・健康支援課 ・こども健康課
3. 感染症予防対策・地域医療の充実	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行財政・コミュニティ分野	主な担当課
(1) 感染症の予防対策として知識の啓発などの充実強化に努めます。	○	○		○	○		<ul style="list-style-type: none"> ・健康支援課 ・こども健康課 ・環境課 ・指導課
(2) 包括的な健康づくりを支援する体制づくりのため、介護予防や地域福祉、医療の取り組みとの連携に努めます。	○						<ul style="list-style-type: none"> ・介護長寿課



目標指標

指標名	現状値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
①全死亡における 65 歳未満の死亡割合	19.1%	11.9%
②特定健康診査受診率	36.2%	50.0%
③特定保健指導率	61.5%	60.0%
④がん検診受診率 大腸がん 肺がん 子宮頸がん	7.4% 11.6% 14.2%	14.0% 17.0% 19.0%

目標設定の考え方

- ① 最終年度までに国の値（11.9%（平成 26 年））を目指すことを目標として設定しました。
- ② 「第二期うるま市国民健康保険特定健康診査等実施計画」で設定した目標値を 2021（平成 33）年度までに達成するものとして、目標に設定しました。
- ③ 国が示す目標値 60%を目標として設定した。現在、目標達成しているが、受診率があがれば保健指導対象者も増えることが考えられるため、60%を維持することを目標としました。
- ④ 「うるま市総合計画後期総合計画」に示した大腸がん 14%、肺がん 17%、子宮頸がん 19%を引き続き目標に設定しました。

第3編



市民ができること

- ・望ましい生活習慣（食・栄養、運動、適正飲酒、禁煙、睡眠、歯）を身につけ生活習慣病を予防しましょう。
- ・上手にストレスをコントロールし、心の安定に努めましょう。
- ・自分の健康状態に关心をもち、定期的に特定健康診査やがん検診等、各種健診を受けましょう。
- ・健診結果により、要精密検査、要医療と判定されたら必ず医療機関を受診しましょう。
- ・かかりつけの医師をもち、治療中断することなく適正な医療を受けましょう。
- ・予防接種を受け、感染症を予防しましょう。
- ・地域では、自治会、食生活改善推進員や健康づくりボランティア等による、地域における健康づくりの輪を広げていきましょう。
- ・事業所は、職員が気軽に健診を受診できる等、健康づくりに取組みやすい環境をつくりましょう。

分野横断施策

施策分野

横断②

子どもの貧困対策



めざす姿

- ・子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、貧困が世代を超えて連鎖することのない社会を目指します。
- ・全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していく社会を目指します。



施策の展開

●現状と課題

- 2006（平成 18）年に経済協力開発機構（OECD）※1 が日本の子どもの貧困率の上昇、働くひとり親の半数以上が相対的貧困の状態にあることを報告したことにより、国における貧困問題への注目が高まりました。
- その背景としては、我が国における厳しい経済雇用情勢が家計に影響を与えるほか、核家族化や少子化の進展による子育て家庭の養育力の低下、地域のつながりの希薄化による子育て支援機能の低下など、子どもの育ちや子育てをめぐる社会的、経済的な環境変化があります。
- 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策は極めて重要です。
- 本市では、現在も、生活困窮者への生活支援・学習支援の取組や就学援助制度など、国の大綱（子供の貧困対策に関する大綱）の重点施策に掲げられた取組を行っています。社会経済状況等の影響を受け、生活保護や児童扶養手当※2 を受給している世帯の子どもの数は、全体として増加傾向にあります。
- また、市民所得が県内 41 市町村中 39 番目と低く失業率も高い状況にあり、母子家庭の出現率も 7.08%（平成 25 年度）と県内市町村の中でも 3 番目に高い状況となっています。さらに、全世帯に占める児童扶養手当の割合が高く、若年出産が多いことなど、多くの課題を抱えています。

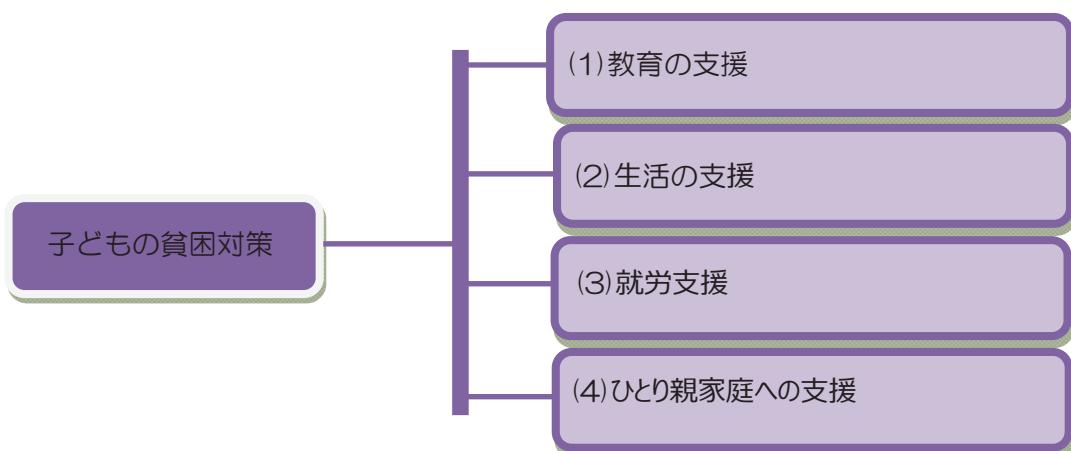
※1 経済協力開発機構（OECD）：ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め 35ヶ国が加盟する国際機関。OECD は国際マクロ経済動向、貿易、開発援助といった分野に加え、最近では持続可能な開発、ガバナンスといった新たな分野についても加盟国間の分析・検討を行っている。

※2 児童扶養手当：父母が離婚するなどして父又は母の一方からしか養育を受けられない一人親家庭などの児童のために、地方自治体から支給される手当。

第3編

- そのため、これまで行ってきた子ども関連施策をベースに、子どもたちの成育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り、生活支援、保護者への就労支援などをあわせて、子どもの貧困対策を関係部署で連携しながら各分野で主体的に取り組み総合的な施策を推進することが重要です。
- 子どもの貧困問題は、社会・経済的な環境変化に起因して発生していることから、その解消を図るためにには、国・県・市はもちろんのこと、関係団体・法人、NPO、民間企業、市民などが地域の実情に応じて社会全体で取り組む必要があります。

● 施策の体系



↑ 施策の推進

1. 教育の支援	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行財政・コミュニティ分野	主な担当課
(1) 就学援助制度の効果的な周知及び利用しやすい環境の整備に努め、援助が必要な児童生徒全員に支援が届くよう就学援助の充実を図ります。					○		・学務課
(2) 就学援助制度の適切な運用を図るため、教職員や学習支援員等への研修等の取組を促進します。					○		・学務課 ・指導課
(3) 現在実施している教育相談員の配置を継続し、相談内容の背景として貧困が原因である場合には、関係機関へつなぎ、その解決に取り組みます。	○				○		・指導課 ・教育研究所



2. 生活の支援	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行財政・コミュニティ分野	主な担当課
(1) 生活保護制度の周知を図り、保護が必要な方に対し確実に保護を実施します。	○						・保護課
(2) 生活困窮者自立支援法による生活保護に至る前の段階で学習支援などの自立支援策の強化を図ります。	○						・保護課
(3) 市営住宅における、生活に困窮する多子世帯やひとり親世帯の優先入居など、生活困窮者の住まいの確保について、方策等を検討します。			○				・建築工事課
(4) 子どもの貧困対策支援員を配置し、生活困窮世帯の状況を把握し、学校・行政・地域との情報共有に努めるとともに、さまざまな支援につなげる調整を行います。		○			○		・指導課 ・児童家庭課
(5) 子どもの居場所を提供し、食事の提供(共同調理含む)や生活指導、学習支援等を通して、自己肯定感の向上につながる支援を行います。		○					・こども未来課 ・児童家庭課
3. 就労支援	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行財政・コミュニティ分野	主な担当課
(1) うるま市就労支援事業を実施し求職者の就労を支援します。			○				・企業立地雇用推進課
(2) うるま市グッジョブ連携推進事業により、小中高生のキャリア教育を実施します。			○		○		・企業立地雇用推進課

第3編

4. ひとり親家庭への支援

	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行財政・コミュニティ分野	主な担当課
(1) ひとり親家庭の自立に向け、資格取得時の支援やハローワーク、沖縄県母子寡婦福祉連合会との連携により就労につながる支援を推進します。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭課 ・企業立地雇用推進課
(2) ひとり親家庭の生活安定につながる、ヘルパー派遣や福祉資金貸付、生活相談などの充実に努めます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭課
(3) ひとり親家庭の経済的な負担軽減を図るため、ひとり親家庭等の医療費助成や保育料の負担軽減に努めます。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>					<ul style="list-style-type: none"> ・児童家庭課 ・保育幼稚園課

目標指標

指標名	現状値（平成27年度）	目標値（平成33年度）
①就学援助数／保護世帯・非課税世帯の小中学生数	82.0%	100.0%
②中学3年生の進路決定率	95.6%	97.2%
③生活保護世帯に属する子どもの高校卒業後の進路決定率	91.7%	100.0%
④母子家庭生活支援モデル事業「うるはし」利用延べ世帯数	18世帯	48世帯

目標設定の考え方

- ① 支援の必要な世帯へ支援が行き渡るために100%を目標としました。
- ② 平成26年度の沖縄県の進路決定率の平均を目標値として設定しました。
- ③ 生活保護の自立に向け高校卒業後の進路決定は、重要であるため100%を目標値として設定しました。
- ④ 自立に伴う支援終了世帯を毎年5世帯として目標を設定しました。



市民ができること

- ・市民をはじめとし、関係団体・法人、NPO、民間企業、地域ボランティア等、社会全体でそれが子どもの貧困対策（正規雇用の推進、従業員の待遇改善、ボランティア活動への参加など）に主体的に取り組みましょう。
- ・自治会を中心に、地域における子どもの居場所づくりに努めましょう。
- ・地域で子どもを見守る意識をもち、声掛け運動を推進しましょう。

第3編

分野横断施策

施策分野

横断③

島しょ地域振興



めざす姿

- ・生活環境（道路・生活排水等）の改善と移住者の受け入れなどにより人口減少の抑制を目指します。
- ・地域の魅力を活かしながら、それぞれの地域特性に応じた振興策に取り組み、新たな雇用の場の創出を目指します。
- ・観光客数の増加や民泊などの推進による交流人口を増やし地域活性化を図ります。



施策の展開

●現状と課題

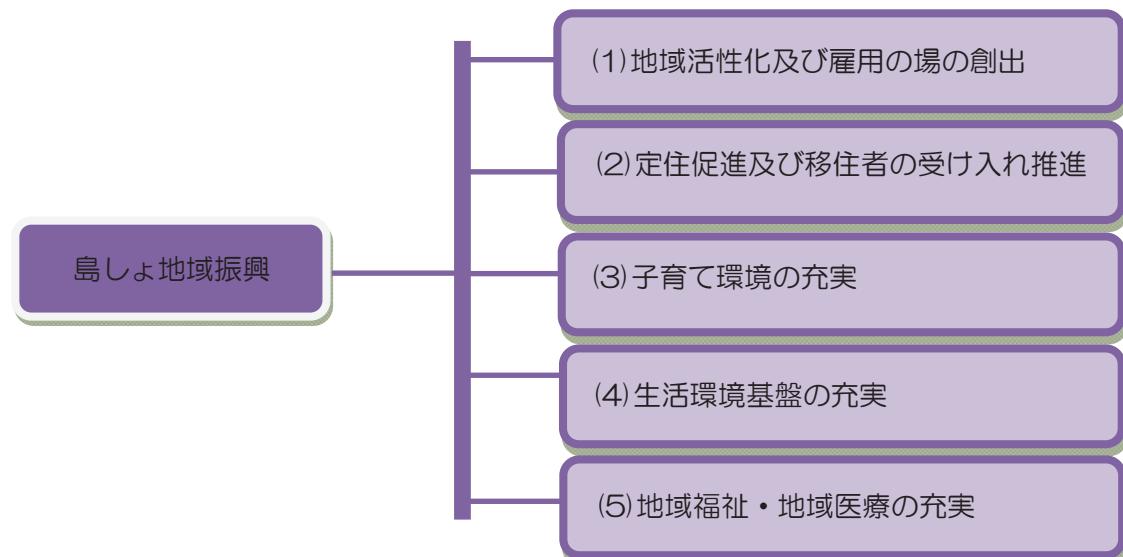
- 本市には、8つの島々があり、これらのうち平安座島、宮城島、伊計島、浜比嘉島、藪地島（無人島）の5つの島は海中道路と橋によって本島と結ばれています。残り3島のうち有人の津堅島は、沖縄振興特別措置法^{※1}に基づく指定離島に指定されており、中部地区唯一の有人離島で島への交通アクセスとしては平敷屋港と津堅港を結ぶ海上交通のみとなっています。
- 浮原島と南浮原島は無人島で、浮原島は自衛隊の訓練場となっています。
- 島しょ地域は、昔ながらの沖縄の原風景や豊かな自然、地域特有の伝統文化・行事、様々な文化財などが数多く残る魅力的な地域で、海中道路や海浜を活用した観光産業やマリンスポーツが盛んな地域です。
- また、一次産業の基盤整備が進み、サトウキビやモズクなどを中心に農水産業が盛んです。
- 一方で、少子高齢化が進行しており、現状のままだと限界集落^{※2}の出現とともに地域コミュニティの崩壊や観光産業、伝統文化の衰退も懸念されることから、人口減少に歯止めをかけることが喫緊の課題となっています。また、空き家も多く、移住者向けの利活用にも取り組む必要があります。

※1 沖縄振興特別措置法：沖縄の自立的発展と豊かな住民生活の実現を目指し制定された法律。（沖縄振興特別措置法を延長する改正法が平成24年4月から施行）

※2 限界集落：過疎化などで地域における人口の50%以上が65歳以上の高齢者となり、社会的共同生活の維持が困難になる集落のこと。

- 人口減少の要因については、生活環境整備が遅れていることや、利便性を求める若年世代の都会志向、就業機会の不足など様々な要因が重なっていると考えられることから、今後は、それらの改善に向けた取り組みが必要となります。
- これまで、一括交付金を活用した、津堅・島おこし事業や島アートプロジェクト事業などを実施し、一定の成果をあげています。
- 島しょ地域の人口減少に歯止めをかけ地域振興を図るため、2016（平成28）年3月に「うるま市人口ビジョン」※3、「うるま市人口ビジョン島しょ地域編」、「うるま市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。今後は、この計画に基づき、就労の場や住宅の確保により移住者の受入など、各種施策に積極的に取り組んで行く必要があります。

● 施策の体系



施策の推進

1. 地域活性化及び雇用の場の創出	主な担当課	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行財政・コミュニケーション分野
(1) 観光客の増加や交流人口の増加に向け、民泊を推進します。	・商工観光課			○			○
(2) N高等学校のスクーリングに合わせ、地域資源を生かした体験学習プログラムの提供などにより、地域住民との交流促進や地域活性化に向けN高等学校と連携し取り組みます。	・商工観光課		○	○	○	○	

第3編

1. 地域活性化及び雇用の場の創出	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行財政・コミュニケーション分野	主な担当課
(3) 島しょ地域に色濃く残る特有の伝統文化や芸能を活用したイベントなど、地域住民主体による地域活性化の取り組みを支援するとともに、島しょ地域の魅力発信に努めます。			○		○	○	・商工観光課 ・企業立地雇用推進課
(4) 学校跡地利用については、地域の意向を尊重し、地域福祉の向上、地域活性化などに資する跡地利用を推進します。	○		○	○	○	○	・資産管理課
(5) 島しょ地域の基幹産業である、農水産業については、農水産業基盤の適正な維持管理に努めるとともに、6次産業化など活性化に向けた取り組みを進め、新たな産業の創出に向けて取り組みます。			○				・農政課 ・農水産整備課
2. 定住促進及び移住者の受け入れ推進	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行財政・コミュニケーション分野	主な担当課
(1) 移住者受け入れに向けた住宅の確保に向け、空き家等の実態調査に取り組みます。また、空き家等の活用について、移住者向け住宅としての借用など、所有者や地域住民と連携し活用方法の検討を進めます。			○	○		○	・企画政策課
(2) 移住・定住希望者向けに移住生活に関する情報の集約化を図り、併せて島しょ地域の魅力もホームページ等を活用し発信します。						○	・企画政策課



3. 子育て環境の充実	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行財政・コミュニケーション分野	主な担当課
(1) 島しょ地域においては、少人数という特性を活かし、個々に応じた指導体制の充実を図ります。また、地域の伝統文化や、地域行事などを体験学習に活用するなど、地域の特色を生かした教育の充実を図ります。		○			○		・学務課 ・指導課
(2) 移住者受け入れに向けた空き家等の活用と合わせて、移住者の定住促進に向けて、移住者に対し子育てに関する各種支援策を検討します。		○					・子ども未来課 ・保育幼稚園課 ・児童家庭課
4. 生活環境基盤の充実	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行財政・コミュニケーション分野	主な担当課
(1) 津堅島の住民の唯一の移動手段である離島航路を維持確保します。			○	○	○	○	・市民協働課
(2) 津堅島住民の船賃並びに生活コストの負担軽減を図るため、県で実施している各種負担軽減事業の継続的な実施について、県と連携し取り組みます。				○		○	・市民協働課
(3) 集落内外の生活道路整備については、地域からの要望や優先度等を考慮し、計画的に進めます。				○		○	・都市政策課 ・道路公園課
(4) 台風や大雨時に氾濫する排水路等の整備については、緊急性等を考慮し必要に応じ改修等を実施します。				○			・維持管理課
(5) 本島から上水道の供給を行っている津堅島の送水管（海底送水管）については、整備から40年の耐用年数を経過しているため、更新に向けた調査や更新に向けた取り組みを進めます。				○	○		・水道総務課
(6) 津堅島においては、小型焼却炉を導入し、自治会等と連携し適正な管理運営に努めます。				○			・環境課

第3編

4. 生活環境基盤の充実	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行財政・コミュニティ分野	主な担当課
(7) 島しょ地域における重要な公共交通機関である、伊計屋慶名区間路線バスについて、運行事業者と協力・連携し、その維持・確保に努め、利用者増に向けた取り組みを検討します。また、今後、高齢者の増加を想定した、福祉サービスの観点からデマンド型交通※4の可能性について検討します。	○			○		○	・市民協働課 ・企画政策課
(8) 沖縄らしい風景が残る島しょ地域の良好な景観を次代へ継承するため、浜比嘉地区や伊計島地区など景観地区指定に向けた取り組みを進めます。				○			・都市政策課
(9) 島しょ地域（浜比嘉・宮城・伊計・津堅）の汚水処理については、地理的条件や持続可能性などを考慮し、農業集落排水事業から合併浄化槽による整備を推進します。				○			・下水道課 ・農水産整備課
(10) 災害等の発生による孤立化を想定した訓練などを実施し、応急復旧等を速やかに行う災害対応力を養成するとともに、「自助」「共助」の意識を育むことで孤立化等に強い人づくりを推進します。また、災害時に本島からの応援や離島相互間の応援が迅速に実施できるよう関係機関の応援体制の強化を図ります。						○	・防災基地涉外課
(11) 島しょ地域における、高度な情報通信技術の利活用環境の整備を図るため、インターネット等の通信基盤の整備について県へ働きかけます。						○	・情報課 ・企画政策課
(12) 島しょ地域において地域住民及び移住者が安心して暮らせる地域づくりを推進するため、旧宮城幼稚園・小学校跡地へ、コミュニティ活動や地域の防災の拠点となる施設の整備を推進します。						○	・市民協働課 ・防災基地涉外課



5. 地域福祉・地域医療の充実	保健・医療・福祉分野	子ども・子育て分野	経済分野	都市基盤・環境分野	教育・文化分野	行政財政・コミュニティ分野	主な担当課
(1) 島しょ地域における地域密着型サービスの確保に取り組むため、旧宮城幼稚園・小学校跡地における高齢者施設の整備を検討します。	○					○	・介護長寿課
(2) 島しょ地域の障がい者で、庁舎まで来庁が困難な方に対し、障がい者福祉増進を図るため、更生相談所と連携し、総合相談に対応する体制を整えます。	○						・障がい福祉課
(3) 津堅島の急患発生時における救急搬送体制の強化を図るため、消防団員の充実強化に努めるとともに、今後も中城海上保安本部及び沖縄県ドクターヘリ等の関連機関と連携を構築します。また、津堅診療所の維持及び県立中部病院からの支援について県へ働きかけます。	○					○	・消防総務課 ・健康支援課



目標指標

指標名	現状値（平成 27 年度）	目標値（平成 33 年度）
①島アートプロジェクト来場者数（イチハナリアート）	18,331 人	20,200 人
②津堅島入域観光客等の人数（離島統計調査より）	18,745 人	22,500 人
③島しょ地域における移住者数（累計）	26 人	146 人

第3編

目標設定の考え方

- ① 島アートプロジェクト業務報告書より、これまでの実績を踏まえ、2015（平成 27）年度の実績 18,331 人から 10%増の 20,164 人（約 20,200 人）を目標と設定、毎年 310 人程度増加するものと想定し目標を設定しました。
- ② 離島統計調査より、島おこし支援事業等の成果も踏まえ、2015（平成 27）年の 18,745 人から 20%増の 22,494 人（約 22,500 人）を目標に設定し、毎年 625 人程度増加するものと想定し目標を設定しました。
- ③ 島しょ地域人口ビジョンでは、2016（平成 28）年度から 2019（平成 31）年度まで毎年 20 人の移住者を想定しているため、同様に毎年 20 人の移住者を目標として設定しました。



市民ができること

- ・住民、地域は自然環境や地域文化の保全と継承に努めましょう。
- ・島しょ地域のイベントなどに参加し、島しょ地域との交流に努めましょう。
- ・島しょ地域の空き家等の所有者は、県内外からの移住者受け入れに協力しましょう。
- ・事業所は、島しょ地域の雇用確保に努めましょう。
- ・路上廃車や放置ゴミのない、きれいな島づくりに努めましょう。



The 2nd master Plan of Uruma City

参考資料

第1編 はじめに

第2編 基本構想

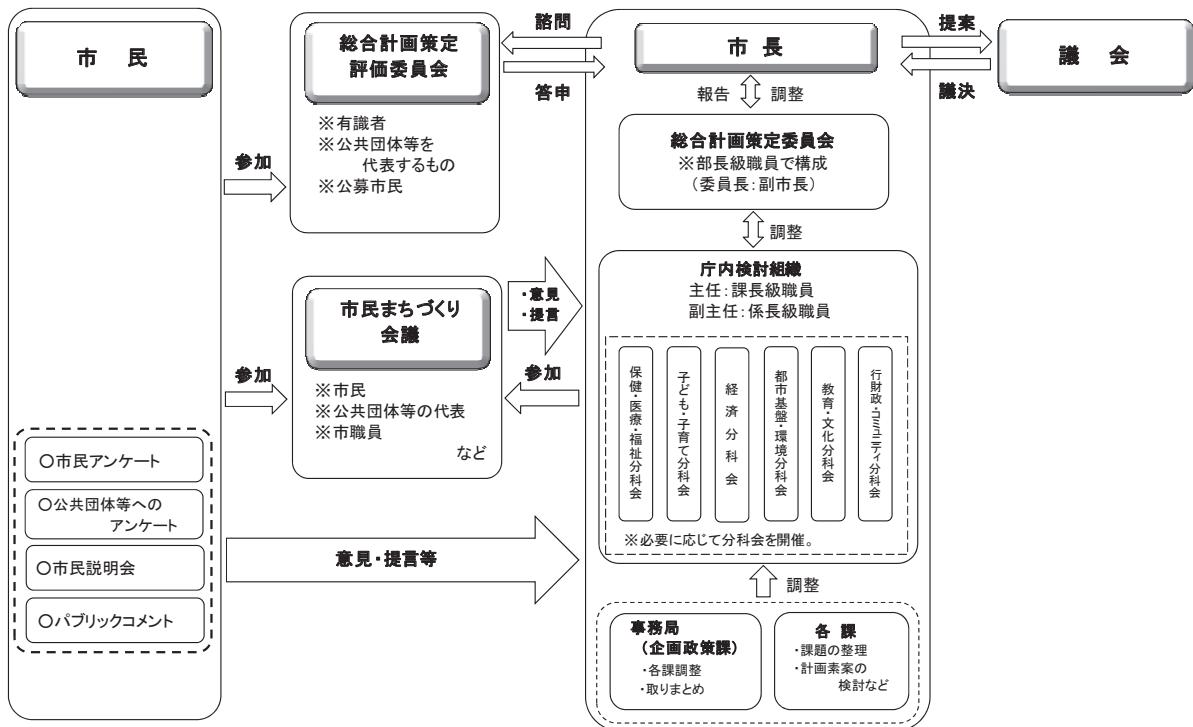
第3編 前期基本計画

① みんなで支えあう
まちづくり② 子どもがいきいきと
育つまちづくり③ まちの活力を生み出す
産業づくり④ 自然と調和した快適で
暮らしやすいまちづくり⑤ 郷土に誇りを出
す未来を拓くまちづくり⑥ 市民と行政が
協働するまちづくり

第4章 分野別施策

参考資料

①総合計画策定に関する経緯



②総合計画策定の経過

(1) うるま市総合計画策定評価委員会

回数	日程	審議事項等
第1回	平成 27 年 8 月 11 日	<ul style="list-style-type: none"> 委嘱状の交付 第2次うるま市総合計画策定に向けた取り組みについて
第2回	平成 27 年 10 月 13 日	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画策定評価委員会への諮詢
第3回	平成 28 年 6 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次うるま市総合計画の施策体系について 基本構想（素案）について
第4回	平成 28 年 9 月 2 日	<ul style="list-style-type: none"> 前期基本計画（素案）の検討について
第5回	平成 28 年 10 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> 前期基本計画（素案）の検討について
第6回	平成 28 年 11 月 7 日	<ul style="list-style-type: none"> 前期基本計画（素案）の検討について
第7回	平成 28 年 12 月 5 日	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想の修正について 前期基本計画の修正について
第8回	平成 29 年 1 月 30 日	<ul style="list-style-type: none"> 基本構想の修正について 前期基本計画の修正について 答申について
第9回	平成 29 年 2 月 1 日	<ul style="list-style-type: none"> 第2次うるま市総合計画の答申

(2) うるま市総合計画策定委員会

回数	日程	検討事項
第1回	平成 27 年 8 月 11 日	・第2次うるま市総合計画策定に向けた策定方針について
第2回	平成 28 年 4 月 21 日	・前期基本計画の施策体系について
第3回	平成 28 年 6 月 7 日	・施策の体系について ・基本構想（素案）について ・将来像について
第4回	平成 28 年 8 月 19 日	・前期基本計画（たたき台）について
第5回	平成 28 年 10 月 24 日	・基本構想（素案）の修正について ・前期基本計画（素案）の修正について ・将来像について
第6回	平成 28 年 12 月 2 日	・基本構想・前期基本計画（素案）の修正について ・将来像について
第7回	平成 29 年 2 月 3 日	・基本構想・前期基本計画（素案）の修正について

(3) 市民まちづくり会議

回数	日程	検討事項
第1回	平成 28 年 8 月 30 日	・うるま市の将来像を考える
第2回	平成 28 年 9 月 15 日	・分野別施策の検討
第3回	平成 28 年 9 月 29 日	・分野別施策の検討
第4回	平成 28 年 10 月 19 日	・分野別施策の検討 ・分野横断施策の検討
第5回	平成 28 年 11 月 2 日	・分野横断施策の検討 ・市民まちづくり会議の総括

(4) 市民アンケート、パブリックコメント、市民説明会

日程	取り組み	内容
平成 28 年 1 月～3 月	市民アンケート調査	・うるま市居住の 18 歳以上の市民 4,000 人を対象 ・回収数：1,010 件 ・回収率：25.3%
平成 28 年 12 月 13 日～ 平成 29 年 1 月 13 日	パブリックコメント	
平成 28 年 12 月 21 日	市民説明会	・第2次うるま市総合計画案の説明

③うるま市総合計画策定評価委員会規則

平成 27 年 7 月 16 日
規則第 36 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、うるま市附属機関設置条例(平成 17 年うるま市条例第 19 号)第 3 条の規定に基づき、うるま市総合計画策定評価委員会(以下「委員会」という。)の所掌事項、組織、任期及びその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議を行い市長に答申するものとする。

- (1) うるま市総合計画の策定に関する事項。
- (2) うるま市総合計画の評価及び進捗管理に関する事項。
- (3) その他うるま市総合計画に関し、必要と認められる事項に関する事項。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等を代表する者
- (3) 公募の市民
- (4) その他特に市長が必要と認める者

2 委員は、15 名以内で組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員会の議事に關係のある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第8条 委員長が必要と認めるときは、専門的事項を分掌させるため、委員会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会の委員は、委員会に属する委員のうちから委員長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。

4 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、「委員会」とあるものは「部会」と、「委員長」とあるものは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月28日規則第16号)抄

この規則は、平成28年4月1日から施行する。



④ うるま市総合計画策定に関する規程

平成17年7月1日

訓令第76号

改正 平成19年3月14日訓令第5号

平成26年3月11日訓令第8号

平成27年7月16日訓令第27号

平成28年3月25日訓令第24号

(趣旨)

第1条 この訓令は、うるま市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の将来の健全な発展を促進するために策定する市政の総合的計画をいい、基本構想、基本計画及び実施計画からなるものとする。
- (2) 基本構想 本市の将来の都市像を描き、都市づくりの方針を明らかにする計画をいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づき具体的な都市発展、市民生活向上のための方策、手段の大綱を表した計画をいう。
- (4) 実施計画 基本計画に基づき、具体的な事業の実施に関する計画

(計画策定の原則)

第3条 総合計画は、行政各部門相互の有機的関連を図るとともに、関係諸団体と連絡協調を保つつつ、長期的視点と広域的視野にたって、総合的かつ計画的に全体として秩序と調和のあるものとし、本市の発展に資するよう策定しなければならない。

(基本構想の期間等)

第4条 基本構想の期間は、10年とし、原則として10年を経過するごとに検討を加え、更に10年間の計画として策定する。

(基本計画の期間等)

第5条 基本計画の期間は、原則として5年とし、5年を経過するごとに検討を加え、更に5年間の計画として社会経済等の情勢の推移に適合するように策定するものとする。

2 基本計画は、前項の場合のほか、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

(実施計画の期間等)

第6条 実施計画の期間は、3年とし、単年度ごとに区分し、1年度を経過するごとに検討を加え、更に3年間の計画として策定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない。

- (1) 前項の規定により変更するとき。
- (2) 基本計画が変更されたとき。
- (3) 国又は県の計画の変更により著しい事務事業量の増減が生じたとき。
- (4) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) その他市長が必要と認めたとき。

(総合計画策定委員会)

第7条 総合計画を策定するため、うるま市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、副市長、教育長、市長事務部局の部長、参事（決裁権を有しない者を除く。）、教育委員会の部長、消防長、水道部長及び議会事務局長で組織し、委員長に副市長、副委員長に企画部長をもって充てる。

(委員会の職務等)

第8条 委員会は、総合計画に関する事項を調査審議する。

2 委員長は、委員会で調査審議した事項について、市長に報告しなければならない。

(委員会の会議)

第9条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集する。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(主任及び副主任)

第11条 総合計画に関する事務を担当させるため、各部（水道部、教育委員会、消防本部、議会事務局、農業委員会事務局を含む。）に総合計画策定主任及び総合計画策定副主任（以下「主任及び副主任」という。）若干人を置く。

2 主任及び副主任は、当該部に所属する職員のうちから市長が任命する。

(主任及び副主任の職務等)

第12条 主任及び副主任は、所属部長の指揮を受けて、当該部に係る総合計画に含まれるべき事業の方針及び具体的計画を立案し、並びにこれらに関連する連絡調整に関する事務を処理する。

2 主任及び副主任は、必要と認めるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(連絡会議)

第13条 企画部長は、必要と認めるときは、主任及び副主任を招集し、連絡会議を開くことができる。

(原案の作成)

第14条 総合計画は、市長が定める方針に従い、委員会が総合調整して原案を作成する。

(総合計画の決定)

第15条 総合計画は、委員会で作成した原案に基づき市長が決定する。ただし、基本構想及び基本計画については、あらかじめうるま市総合計画策定評価委員会に諮問し、答申を受けるものとする。



(補則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、うるま市総合計画策定に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成19年3月14日訓令第5号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に在職する収入役の職務等の取り扱いは、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により当該収入役の任期中在職する間に限り、この訓令の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の場合において、この訓令による改正前のうるま市総合計画に関する規程第7条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成26年3月11日訓令第8号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月16日訓令第27号）

この訓令は、平成27年7月16日から施行する。

附 則（平成28年3月25日訓令第24号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

⑤ うるま市総合計画評価委員会等名簿

(1) 総合計画策定評価委員会

氏名	職名	所属等
瀬口 浩一	会長	国立大学法人琉球大学 法文学部教授
富山 潤	副会長	国立大学法人琉球大学 工学部准教授
玉城 直美		沖縄キリスト教学院大学人文学部
山城 康代		NPO法人 りんく・いしかわ
島袋 真榮		うるま市老人クラブ連合会
我喜屋 賢		うるま市青年会議所
池根 孝		うるま市商工会
上地 安光		うるま市自治会長連絡協議会
神村 盛行		うるま市観光物産協会
松堂 勇		うるま市社会福祉協議会
宮城 幸子		うるま市教育事務点検評価委員
小潮川 百合子		うるま市女性団体連絡協議会
兼城 賢栄		市民公募委員
宮城 榮治		市民公募委員
赤嶺 貴之		市民公募委員

(2) 総合計画策定委員会

部署名	役職	氏名
副市長		榮野川 盛治
教育委員会	教育長	栄門 忠光
企画部	部長	喜納 修
総務部	部長	天願 雅也
福祉部	部長	上原 満
こども部	部長	伊波 勇
市民部	部長	上門 はるみ
経済部	部長	上間 秀二
都市建設部	部長	宮城 吉和
都市建設部	参事	島袋 房善
教育部	部長	赤嶺 悅三
指導部	部長	志堅原 敦彦
水道部	部長	三浦 正
消防本部	消防長	諸見里 朝弘
会計課	会計管理者	重村 英子
議会事務局	局長	沢紙 孝盛

6 質問及び答申

(1) 質問

う企企第539号
平成27年10月13日

うるま市総合計画策定評価委員会
委員長 獅口 浩一様

うるま市長 島袋 俊夫

うるま市総合計画の策定及び評価等について（質問）

現総合計画の評価及び、第2次うるま市総合計画の策定について、うるま市総合計画策定評価委員会規則第2条の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。

(2) 答申

平成 29 年 2 月 1 日

うるま市長 島袋 俊夫 様

うるま市総合計画策定評価委員会
委員長 獅口 浩一

第2次うるま市総合計画（基本構想・前期基本計画）について（答申）

平成 27 年 10 月 13 日付け、う企企第 539 号により諮問のあった「うるま市総合計画の策定及び評価等について」の策定について、本委員会において 6 回にわたる会議を開催し、慎重に審議した結果、下記意見を付して答申します。

附帯意見

1. 本計画を広く市民に周知し、市民の理解と協力を得て、市民との協働により本計画を推進すること。
2. 本計画の効果的・効率的かつ着実な執行を展開するため、行政経営マネジメント（事務事業評価や施策評価）等の推進により、市民参画による進捗管理の構築に取り組むこと。また、基本計画については、社会情勢の変化や制度改正等に迅速かつ柔軟に対応すること。
3. 本計画の着実な執行を図るために、関係部署間や関係団体等との連携による施策の推進が重要であることから、より一層の連携強化に取り組むこと。

第2次うるま市総合計画
基本構想・前期基本計画

平成29年3月発行
発行 うるま市
企画・編集 企画部企画政策課

